

第Ⅱ部

調布市議会の三十年
(昭和五十年～現在)

序章 地方自治の転機の中の模索

第一節 二〇万都市への発展

一 人口増と人口流動

人口激増か 市制施行の昭和三十年から昭和五十年までの二〇年間に、
ら微増へ 調布市にとって小規模都市から中規模都市へと大きな変
貌を遂げた時代であったのに対して、昭和五十年以降の三〇年間は、変
化が減速し、調布市が二〇万都市として成熟する時代として特徴づけら
れよう。

平成十二年の国勢調査で、調布市の人口は、二〇万四七五九人を数え
て（表序―1）、初めて二〇万人を超え、人口規模の点で全国でちよう
ど中にランクされ、日本のもつとも標準的な平均的都市としての位置
を占めることとなった。

昭和三十年の調布市発足当時、人口は、およそ四万五〇〇〇人であっ
た。ところが、その後の人口の伸びは、きわめて顕著で、昭和三十五年
までの市制施行後五年間の人口増加率は五一・三％、さらに続く五年間
の人口増加率は七二・〇％に上った。昭和四十年以降は、人口増加の勢
いがやや鈍ったとはいえ、四十―四十五年の増加率は三三・五％、次の
五年間の増加率は一一・七％で、昭和五十年の人口は、一七万五〇〇〇
人を超えた。結局、昭和三十年から五十年までの二〇年間に、調布市の

表序―1 調布市の人口動向：国勢調査結果

年次	男	女	計	人口増加率 (%)
昭和30年 (1955)	23,025	22,337	45,362	
昭和35 (1960)	34,706	33,915	68,621	51.3
昭和40 (1965)	60,188	57,816	118,004	72.0
昭和45 (1970)	80,518	76,970	157,488	33.5
昭和50 (1975)	90,900	85,024	175,924	11.7
昭和55 (1980)	93,772	86,776	180,548	2.6
昭和60 (1985)	98,988	92,083	191,071	5.8
平成2 (1990)	102,135	95,542	197,677	3.5
平成7 (1995)	101,477	97,097	198,574	0.5
平成12 (2000)	103,846	100,913	204,759	3.1

出所：調布市編『調布市統計書』

人口は、一三万人増え、三・八倍になったのである。

都心部から二四キロの位置にある調布市のこのような人口増が、「中心部の人口が停滞し、周縁部において人口が急増するといういわゆるドーナツ化現象」を背景にしていたことは、言うまでもない。

しかし、昭和五十年前後のころから、人口は微増に転じ、昭和五十年から五十五年まで

の人口増加率は、二・六％に下がり、五十五年から六十年までの五年間の増加率はやや上昇して五・八％であったが、その後の増加率は一桁台の前半にとどまっている。結局、昭和五十年から平成十二年までの二五年間の人口増加率は一六・四％に過ぎず、二万八〇〇〇人余りの増を記録するにとどまったのである。

転入と転出

ところで、このような人口動向は、言うまでもなく単に人口の転入とのみ関連していたのではない。人口の転入

と同時に進行したのが、人口の転出であり、それが、人口の流動化をますます促進したのである。調布市の人口の流動化は、昭和五十年代の半ばまでの時期にとりわけ顕著であった。昭和四十年に二四・二％であった転入率は、四十五年に一四・〇％で、その後五十六年まで毎年一〇％を維持したのである。言いかえれば、市民の一〇人に一人が、その年の新来住者であったことになる。ところが、昭和五十七年に転入率が一〇％を下回ってからは、一〇・一％を記録した昭和六十年を除いて、転入率は、年率で九％台から八％台にとどまり、平成十三年以降は、八％そこそこままで下降した。

転出率についても、傾向はほぼ同様で、昭和五十六年までは、毎年一〇％台であったが、昭和五十七年に一〇％を下回ってからは、平成十一年まで一貫して八〜九％台にとどまり、さらに平成十二年以降は七％台に下降し、連続して転入率を下回っている。

「住み続けた」というような人口の転入出の動向に関連して、興味深い「いまち」調布のは、調布市が行ってきた市民意識調査で、昭和五十年代に入ってから、調布市を「住みよいまち」と評価する市民が七割を超え、さらに平成期に入ると、その割合が八割を上回ってきたことである。調布市の人口増傾向の基本的要因の一つとして注目に値するのは、調布市の住みよさについてのこのようなプラス評価にほかなるまい。

すなわち、昭和四十六年の市民意識調査で調布市が住みよいと答えた市民は、「非常に住みよい」(二三・三％)と「多少住みよい」(四二・五％)をあわせて六五・八％であったが(調布市企画調整部企画課編『調布市民の意識調査書』昭和四十六年)、昭和五十三年に行われた「調布市民の意識調査」によると、市民は、調布市について、二二・一％が「非

常に住みよい」、五六・四％が「やや住みよい」と評価し、四分の三以上の市民が、「住みよさ」について肯定的であった。

そして、この調査で、七五・七％は、「今後とも引き続いて、調布市にお住まいになりますか」の問いに対して、「特別な理由がない限りずっと住むつもり」と答えている(調布市企画調整部企画課編『調布市民の意識調査書』昭和五十三年)。

平成期に入ると、このような「住みよさ」肯定派はさらに増える。平成四年に行われた「調布市民意識調査」によると、「調布市を住みよいまちだと思えますか」の問いに、三五・六％が「住みよい」、五二・一％が「まあ住みよい」と答え、結局、九割に近い八七・七％が住みよさについて市を肯定的に評価し、さらに「今後も調布市に住み続けたいと思いますか」の問いに、七一・七％が「住み続けたい」と答えた(調布市企画調整部企画課編『調布市民意識調査報告書』平成四年)。

このような傾向は、平成七年、平成十一年に行われた「調布市民意識調査報告」においても、ほとんど変わらない。まず、平成七年調査においては、調布市の住みよさについて、「住みよい」「まあ住みよい」と評価したものが、それぞれ三二・八％、五四・六％で「住みよい」派が合計で八七・四％にのぼり、調布市に「住み続けたい」と答えたものは、七四・四％であった(調布市企画調整部企画課編『調布市民意識調査報告書』平成七年)。

さらに、平成十一年調査では、調布市が「住みよい」「どちらかといえば住みよい」と答えたものが、それぞれ三三・一％、五七・一％、また調布市での居住継続については、「引き続き住むつもり」「事情が許せば住み続けたい」と答えたものが、それぞれ五四・二％、三三・二％で、

九割前後の市民が、調布市の住みよさについて肯定的な評価の持ち主であることが明らかにされたのである。

ちなみに、平成十一年調査では、市外転出者に対しても調査が行われたが、これらの転出者は、「調布市が住みよかったと思いますか」の問いに、四一・六％が「住みよかった」、五〇・〇％が、「どちらかと言えば住みよかった」と答え、九割を超える元市民が、調布市の住みよさについて肯定的であった。そして、これらの元市民の主な転出理由は、「住み替え等住宅の事情で」（四六・四％）、「転勤等の仕事の都合で」（三六・七％）、「通勤・通学等交通が不便」（一三・三％）であったのである（調布市政策室編『調布市市民意識調査報告書』平成十一年）。

ベッド・コミュニティ ところで、調布市の人口流動化のもう一つのニティ・調布 側面は、通勤・通学による人口の日の流
出・流入であり、この点での調布市の人口の流動化もまた、昭和五十年代に入って活発化の度合いが高まった。すなわち、昭和四十五年に夜間人口（常住人口）の三二・四％であった流出率は、昭和五十五年には三六・三％、さらにそれから一〇年を経た平成二年には四二・一％に達し（表序―2）、他方で、通勤・通学のため市外から調布市に流入する人口は、昭和四十五年に昼間人口の二〇・一％であったが、平成二年には、三〇・五％を占めた（表序―3）。要するに、平成二年には、調布市民の一〇人中四人強が、昼間に市外へ流出し、昼間の市内の人口の一〇人中三人は、市外からの流入者であったのである。

また、市民の流出先が主として東京二三区であるのは、都心部

表序―2 調布市流出人口の動向

年 次	流 出 人 口			夜間人口	流 出 率 (%)
	総 数	就業者	通学者		
昭和45年(1970)	51,039	40,685	10,354	157,488	32.4
昭和50(1975)	59,300	46,323	12,977	175,924	33.7
昭和55(1980)	65,263	49,088	16,175	179,834	36.3
昭和60(1985)	75,351	58,949	16,402	191,034	39.4
平成2(1990)	82,394	65,812	16,582	195,544	42.1
平成7(1995)	81,234	66,362	14,872	198,532	40.9
平成12(2000)	76,174	63,985	12,189	204,752	37.2

出所：調布市、『調布市統計書』

表序―3 調布市流入人口の動向

年 次	流 入 人 口			昼間人口	流 入 率 (%)
	総 数	就業者	通学者		
昭和45年(1970)	26,805	19,129	7,676	133,254	20.1
昭和50(1975)	31,115	22,231	8,884	147,739	21.1
昭和55(1980)	38,928	28,353	10,575	153,499	25.4
昭和60(1985)	43,694	32,522	11,172	159,377	27.4
平成2(1990)	49,603	37,765	11,838	162,753	30.5
平成7(1995)	52,023	40,442	11,581	169,321	30.7
平成12(2000)	50,048	39,698	10,350	178,626	28.0

出所：調布市、『調布市統計書』

に対するベッド・コミュニティとしての調布市の性格からして、当然であらうが、同時に注目に値するのは、二三区への流出率が、近年下降傾向にあることであらう。
昭和四十五年に七六・三％であった二三区への流出率が、昭和六十年には七〇・〇％に下がり、平成十二年には六八・四％へとさらに下降している。この間に起こったのは、周辺市への流出人口の増加で、昭和四十五年に府中市、三鷹市、八王子市の三市への流出率は、それぞれ、

三・九%、三・八%、一・四%で、合計九・一%であったが、平成十二年には、これらの三市への流出率は、それぞれ五・三%、四・五%、三・三%、合計一三・一%に上った。

調布市の人口の流出入の動向に関連して注目すべきもう一つの点は、平成七年以降流出率が下降傾向をたどっていることで、平成二年から十二年の間に流出率が五ポイント下がり、流出人口数では、六〇〇〇人余り減少した。その主要因は、この一〇年間に市外への通学者数が四〇〇〇人余り減少したことにある。

二 少子化と高齢化

四割減の年少人口

このような市外への通学者数の減少に投影されているのが、調布市における少子化の進行であることは言うまでもない。平成二年から十二年までの一〇年間に、一五歳から二四歳までの年齢層についてみると、三万九八四四人から三万一一九〇人へと八六五四人減少しているのである。そして、昭和五十年以降の調布市の人口についての大きな変化は、ほかならぬ少子化と高齢化の進行であった。

まず、市制施行当時三〇%を超えていた一五歳未満の年少人口比率が、その後下降傾向に向かい、昭和五十年以降はその傾向がいっそう顕著になり、平成十二年には、昭和五十年の比率の二分の一以下の一一・九%にまで落ち込んだ。

実数で見ると、昭和五十年から平成十二年までの二五年間に年少人口は、四万二九四二人から二万四三〇一人へと、一万八六四一人（四三・四%）減少したのである。このような年少人口の減少が我が国で全国的にみられる現象であることは言うまでもないが、調布市の場合、その傾

表序—4 年齢別人口の推移：調布市と全国

(単位：%)

年次	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		老年人口 (65歳以上)	
	調布市	全国	調布市	全国	調布市	全国
昭和30年(1955)	31.9	33.4	64.3	61.2	3.8	5.3
昭和35 (1960)	27.2	30.2	69.0	64.1	3.8	5.7
昭和40 (1965)	23.6	25.7	73.0	68.0	3.4	6.3
昭和45 (1970)	24.3	24.0	72.0	68.9	3.8	7.1
昭和50 (1975)	24.4	24.3	71.0	67.7	4.6	7.9
昭和55 (1980)	21.5	23.5	72.7	67.3	5.9	9.1
昭和60 (1985)	18.4	21.5	74.7	68.2	7.0	10.3
平成2 (1990)	14.6	18.2	76.8	69.5	8.6	12.0
平成7 (1995)	12.5	15.9	76.1	69.4	11.4	14.5
平成12 (2000)	11.9	14.6	73.9	67.9	14.3	17.3
平成17 (2005)	11.3	13.9	71.1	66.2	17.7	19.9
平成22 (2010)	10.9	13.4	68.5	64.1	20.6	22.5
平成27 (2015)	10.1	12.8	66.2	61.2	23.6	26.0

出所：調布市関係は、調布市、『調布市統計書』

全国市関係は、総務省統計局、『我が国人口の概観』日本統計協会 2002年。

向は、全国よりもいっそう顕著に進行した。

老年人口三倍増

このような少子化と平行的に進行してきたのが、高齢化である。調布市において、昭和四十五年まで三%台であった六五歳以上の年齢層（老年人口）は、昭和五十年に四%を超え、平成七年に一一・四%、平成十二年には一四・三%にまで上昇した（表序―4）。昭和五十年からの二五年間に、老年人口の比率は三倍を超え、実数では、この間に七九九七人から二万九一九四人へと二万人余り増えたのである。ちなみに、昭和五十年には、年少人口が、老年人口の五倍を超えていたが、その後両人口の差は年々縮小し、遂に平成十二年に老年人口が年少人口を上回った。なお、高齢化の点では、調布市は、全国の傾向より進行がやや遅く、老年人口比率は、全国の比率を二ポイント余り下回っている。

三 外国人人口の増加

外国人人口三〇〇〇人超え 少子化・高齢化などとともに、我が国の人口をめぐっての最近の顕著な変化として注目されるのは、外国人人口の増加である。調布市における動向も同様で、昭和三十年に九八七人であった外国人人口は、昭和五十年に一九九五人、平成七年に二九八一人を数え、平成十二年には三〇〇〇人を超えた。平成十二年の市人口中の外国人人口の比率は、一・六%である（表序―5）。

また、調布市における国籍別外国人登録人口の推移についてみると、中国籍人口の最近の増勢が、いちじるしい。すなわち、平成二年に調布市の外国人登録人口中六五・一%を占めた韓国・朝鮮籍の人口は、平成十五年には三五・二%に下がり、この間に中国籍の人口は、一七・三%から三二・七%へと急増し、韓国・朝鮮籍の人口に匹敵する規模になっ

表序―5 調布市の外国人人口の動向

年次	外国人登録		市人口中の比率 (%)
	世帯数	人口	
昭和30年(1955)		987	2.2
昭和35 (1960)		1,200	1.8
昭和40 (1965)		1,638	1.5
昭和45 (1970)		1,877	1.2
昭和50 (1975)		1,995	1.2
昭和55 (1980)	647	1,975	1.1
昭和60 (1985)	715	2,114	1.1
平成2 (1990)	1,046	2,404	1.2
平成7 (1995)	1,639	2,981	1.5
平成12 (2000)	1,562	3,227	1.6
平成17 (2005)	1,827	3,656	1.7

出所：調布市、『調布市統計書』及び『市報ちょうふ』

外国人登録人口二四九九人の出身国は、四三方国であったが、平成十五年の外国人登録人口三四〇八人出身国は八五カ国にわたっていたのである。

た。なお、平成十五年に韓国・朝鮮籍、中国籍の人口について多かったのは、七・〇%のフィリピン籍人口であったが、調布市在住の外国人人口の国籍の多様化は、最近に至ってますます目覚ましい。平成三年の外

第二節 選挙と選挙民

一 調布市の選挙と頻度

三〇年間に四 昭和五十年四月十三日に行われた東京都知事選挙から、七回の選挙 平成十六年七月十一日に行われた参議院議員通常選挙までの二九年間に、調布市では、衆議院議員選挙が一〇回、参議院議員通常選挙が一〇回、東京都知事選挙が八回、東京都議会議員選挙が七回、調布市市長選挙が七回、調布市議会議員選挙が八回、調布市議会議員補欠選挙が四回、実施されてきた（表序―6）。

これらの選挙のうち、昭和五十五年と六十一年の衆院総選挙と参院通常選挙、昭和五十二年の参院通常選挙と都議会議員選挙は、それぞれ同日選挙で行われ、また、四回の市議会議員補欠選挙は、いずれも市長選挙と同時に行われたので、選挙の回数としては四七回で、選挙間隔は、平均しておよそ七カ月半ということになり、調布市は、全国でもっとも頻繁に選挙が行われている都市の部類に属する。

表序―6 調布市の選挙 昭和五十〜平成十六年

選挙の種類別	投票日	投票率(%)
東京都知事選挙	昭和五十年 四月 十三日	六七・九六
調布市議会議員選挙	昭和五十年 四月二十七日	六〇・九九
衆議院議員総選挙	昭和五十一年十二月 五日	六五・八八
参議院議員通常選挙	昭和五十二年 七月 十日	六三・九八
東京都議会議員選挙	同右	六四・八九
調布市長選挙	昭和五十三年 七月 九日	五四・八七

東京都知事選挙	昭和五十四年 四月 八日	五五・二四
調布市議会議員選挙	昭和五十四年 四月二十二日	五六・三九
衆議院議員総選挙	昭和五十四年 十月 七日	四九・六七
参議院議員総選挙	昭和五十五年 六月二十二日	六六・二八
東京都議会議員選挙	同右	六六・二五
調布市長選挙	昭和五十六年 七月 五日	四六・九八
調布市議会議員補欠選挙	昭和五十七年 七月 四日	四五・二九
東京都知事選挙	同右	四五・二六
調布市議会議員選挙	昭和五十八年 四月 十日	四五・七六
衆議院議員通常選挙	昭和五十八年 四月二十四日	五三・五七
参議院議員通常選挙	昭和五十八年 六月二十六日	五〇・五三
衆議院議員総選挙	昭和五十八年十二月 十八日	五八・六二
東京都議会議員選挙	昭和六十年 七月 七日	四四・五〇
衆議院議員総選挙	昭和六十一年 七月 六日	五八・八五
参議院議員通常選挙	同右	五八・七九
調布市長選挙	昭和六十一年 七月二十日	四七・〇〇
調布市議会議員補欠選挙	同右	四六・九七
東京都知事選挙	昭和六十二年 四月 十二日	四一・七九
調布市議会議員選挙	昭和六十二年 四月二十六日	五一・二五
東京都議会議員選挙	平成 元年 七月 二日	五四・七一
参議院議員通常選挙	平成 元年 七月二十三日	五八・四三
衆議院議員総選挙	平成 二年 二月 十八日	六四・三三
調布市長選挙	平成 二年 七月 八日	四四・三二
調布市議会議員補欠選挙	同右	四四・二九
東京都知事選挙	平成 三年 三月 七日	五〇・二五
調布市議会議員選挙	平成 三年 四月二十一日	四七・七五
参議院議員通常選挙	平成 四年 七月二十六日	四五・六一
東京都議会議員選挙	平成 五年 六月二十七日	四〇・二八
衆議院議員総選挙	平成 五年 七月 十八日	六〇・三〇
調布市長選挙	平成 六年 七月 十日	三八・五二
調布市議会議員補欠選挙	同右	三八・四七
東京都知事選挙	平成 七年 四月 九日	五〇・五七

調布市議会議員選挙	平成	七年	四月二十三日	四〇・〇四
参議院議員通常選挙	平成	七年	七月二十三日	四二・五四
衆議院議員総選挙	平成	八年	十月二十日	五五・五七
東京都議会議員選挙	平成	九年	七月六日	三三・〇〇
調布市長選挙	平成	十年	六月二十一日	三八・七二
参議院議員通常選挙	平成	十年	七月十二日	五五・八四
東京都知事選挙	平成	十一年	四月十一日	五八・四八
調布市議会議員選挙	平成	十一年	四月二十五日	四六・〇六
衆議院議員総選挙	平成	十二年	六月二十五日	六〇・六二
東京都議会議員選挙	平成	十三年	七月六日	四五・一〇
参議院議員通常選挙	平成	十三年	七月二十九日	五四・二〇
調布市長選挙	平成	十四年	七月七日	四三・〇二
東京都知事選挙	平成	十五年	四月十三日	四六・七二
調布市議会議員選挙	平成	十五年	四月二十七日	四三・三七
衆議院議員総選挙	平成	十五年	十一月九日	五八・八一
参議院議員通常選挙	平成	十六年	七月十一日	五七・一六

高い頻度の理由

調布市におけるこのような選挙の高い頻度をもたらしたのは、都議会議員選挙と市長選挙が、いずれも統一地方選挙の日程からはずれ、それぞれ都知事選挙、市議会議員選挙と切り離されて実施されていることに基づく。

まず、都議会議員選挙の場合、昭和四十年に都議会議長選挙にからむ贈収賄事件が明るみに出て、都議会の刷新を求める声が議会の内外で大きくなり、遂に六月十四日に議会が自主解散され、七月二十三日に出直し選挙が行われた。それ以降、都議会議員選挙は、ちょうど統一地方選挙の中間の年の六月末から七月初めの時期に行われることになったのである。

他方、調布市長選挙は、市制施行に伴う第一回市長選挙が、昭和三十

年五月十五日に行われたので、当初から統一地方選挙とは異なった日程で行われたが、初代市長山岡柳吉は、二年後の昭和三十二年三月十日に健康上の理由で辞職し、同年四月十四日の市長選で青木貞治が当選した。しかし、青木市長は翌年六月十三日に死去し、同年七月二十六日に市長選が行われ、竹内虎雄が当選する。

ところが、竹内市長は、都議会議員の富沢仁死去（昭和三十七年五月二十九日）のあとをうけて都議補欠選挙に立候補することになり、七月七日に退職し、七月二十二日に市長選挙が実施され、本多嘉一郎が第四代市長に当選した。これ以降、調布市長選挙の日程はようやく安定化し、市長の任期満了日は七月二十一日となり、市長選は、統一地方選挙の前年の六月末から七月中旬までの時期に行われ現在に至っている。

二 有権者増と投票率の低下

人口の八割超 このようにして昭和五十年からの三〇年間に四七回に

えの有権者 わたって行われてきた調布市の選挙の基本的特徴は、

人口増と高齢化を背景とした有権者の顕著な増加にはかならない。国政選挙の際の当日有権者数についてみると、市制施行後の昭和三十一年七月の参院選の際に二万四一五五人であったのが、昭和四十九年七月の参院選の際には二万四四〇二人になった。この二〇年弱の間に九万人余り増加したのである。さらに、昭和五十一年十二月総選挙の際に二万六八八二人であった有権者は、平成十六年七月参院選の際には一七万一〇二二人を数えた。この二八年間の有権者の増加数は、五万四一三〇人である。そして、調布市の人口の高齢化を反映して、昭和三十年に人口中の五八・七％であった有権者の比率は、昭和五十年に六八・四％になり、平成十五年には八三・三％に達した。

表序—7 各種選挙における平均投票率の動向

選挙の種別	昭和30年～49年 (%)	昭和50年～ (%)	投票率の差
参議院議員総選挙	60.42	59.89	-0.53
参議院議員通常選挙	57.60	55.33	-2.27
東京都知事選挙	65.42	52.10	-13.32
東京都議会議員選挙	59.17	47.07	-12.10
調布市長選挙	54.10	44.53	-9.57
調布市議会議員選挙	67.39	49.93	-17.46

投票率の不振

ところで、調布市における選挙の頻度の高さは、調布市の有権者が政治に対する意見の表明の機会により多く恵まれていることを意味するが、昭和五十年以降の選挙を特徴づけてきたのは、調布市の有権者が、この機会を必ずしも有効に活用してこなかったことである。実際に、六種の選挙に共通してみられるのが、投票率の下降傾向で、昭和三十～四十九年と昭和五十～平成十六年の二つの期間の各種選挙における平均投票率を比較すると、とりわけ身近な選挙での投票率の下降がいちじるしく、昭和五十年以降の都議選、市長選、市議選での投票率の平均は、五割に達しない(表序—7)。

ちなみに、この間において投票率がもつとも低かった五つの選挙は、①都議選(平成九年) 三三・〇〇% ②市長選(平成六年) 三八・五二% ③市長選(平成十年) 三八・七二% ④市議選(平成七年) 四〇・〇四% ⑤都議選(平成五年) 四〇・二八%であった。

男女別・年齢別投票率 投票率に関連して、男女別・年齢別に注目して、有権者の男女別、年齢別による

投票率の差である。わが国の国政選挙で女性の投票率が初めて男性を上回ったのは、参院通常選挙では昭和四十三年、衆院総選挙では翌年の昭和四十四年で、衆院総選挙ではその後、一貫して、参院通常選挙では平成七年と平成十六年の二回を除き、女性の投票率が男性の投票率を上回ってきた。調布市の場合は、全国の場合よりやや早く、参院通常選挙では昭和四十年から、衆院総選挙では昭和四十二年から、女性の投票率が男性を上回るようになったが、その他の選挙でも、市議選で昭和三十八年から、都議選で昭和四十年から、市長選で昭和四十一年から、都知事選で昭和四十二年から、それぞれ投票率で女性に対して優位に立ち、現在に至っている。

女性投票率の優位がとりわけ著しいのは、市議会議員選挙の場合で、男性投票率を八ポイント以上上回ったのが、昭和四十二年(一〇・八二ポイント)、平成四年(八・五四ポイント)、昭和五十四年(八・二〇ポイント)、昭和六十二年(八・二三ポイント)の市議選で、これらの選挙では、有権者中で男性より少ない女性が、投票者中では男性を凌駕した。平成四年の市議選についてみると、有権者中では男性より二六一八人少なかった女性が、投票者中では逆に四九二三人多かったのである。年齢別の投票率では、二〇歳代の有権者の場合にもつとも低く、年齢の上昇とともに投票率も上昇し、男性の場合は、七〇歳以上の年齢層で、女性の場合は、六〇歳代でピークに達する。そして、二〇歳代から引き続き男性の投票率を上回っていた女性の投票率は、六〇歳代から七〇歳代にかけての時期に男性を下回るようになり、その後男性投票率との差が拡大する(表序—8)。

調布市の『選挙の記録』に掲載されている「年齢別投票率」調査では、

表序—8 調布市長選挙における男女別・年齢層別投票率

(単位：%)

年齢層	平成6年		平成10年		平成14年	
	男	女	男	女	男	女
20歳	22.97	28.17	16.39	14.89	27.08	36.36
21～24	18.01	21.15	12.55	19.43	18.45	26.36
25～29	19.25	20.00	17.20	18.93	17.31	26.88
20歳代計	19.09	21.26	15.27	18.73	18.51	27.23
30～34	25.00	31.08	23.69	32.30	29.73	36.09
35～39	27.91	38.81	28.22	37.50	41.11	52.54
30歳代計	26.29	37.38	25.76	34.63	35.00	43.31
40～44	33.72	43.15	32.58	49.25	39.91	52.72
45～49	35.97	45.99	39.43	44.62	52.63	52.11
40歳代計	34.87	44.67	36.56	46.56	45.36	52.45
50～54	44.36	48.65	41.03	51.58	42.86	42.86
55～59	46.18	48.79	49.71	46.94	52.97	52.72
50歳代計	45.25	48.71	45.08	49.22	47.59	47.55
60～64			53.30	58.29	60.12	63.01
65～69			61.05	64.25	71.68	67.13
60歳代計	61.22	55.27	57.06	60.87	64.86	65.05
70歳以上	65.42	43.01	63.53	50.00	67.32	42.79
全	37.44	40.24	35.90	41.75	40.17	45.79

出所：調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

常選挙では一五位であった。

三 低投票率の要因

市政への関心 このような低投票率が基本的に関連して
度と投票率 いるとみられているのが、政治的関心の

度合いの低さにほかならない。調布市が実施してきた「調布市民意識調査」は、常に若年層の市政への関心度の低さを指摘してきたが、平成十一年の「調布市民意識調査」によると、市政に「あまり関心がない」「まったく関心がない」と答えた者が、二〇歳代の男性では四六・九%、女性では五〇・九%に上った。このような市政への無関心派は、年齢の上昇とともに減少し、六〇～六九歳の年齢層では、男性で一三・四%、女性で一二・八%であったにすぎない。表序—8にみられるような調布市長選挙における二〇歳代有権者の投票率の格段の低さと関連しているが、これらの有権者の間における市政への関心度の際立った低さにほかなるまい。

移動と投票率

投票率を引き下げる要因として注目すべきもう一つは、人口移動である。一般に、

七〇歳以上が一括されているので確認できないが、おそらく、投票率は、男性の場合七〇～七五歳でピークを迎え、女性の場合、八〇歳以降で急落しているであろう。

ところで、調布市におけるこのような低投票率は、一般にベッドタウンの性格をもつ都市に共通している現象である。調布市の投票率は、都下二六市中の順位で、平成十五年総選挙では一七位、平成十六年参院通

移動が時間や手間などの点で投票参加へのコストを高めることは、避けられない。国政選挙の場合、転出して三カ月を経ない有権者は、転出前の住所地に向いて投票するか、不在者投票を行わなければならないが、この場合、通常の投票よりはるかにわずらわしさが増える。そして、このコストが、いや応なしに移動者の投票参加を鈍らせる方向で作用するであろう。

ここで注目しなければならないのは、移動がとりわけ若年層の男性の間で顕著な現象であることである。まず、調布市の転出者の動向についてみると、昭和五十年から平成十四年までの間、男性の転出率が、女性を常におよそ一〇ポイント上回ってきた(表序―9)。

表序―9 男女別転出者の動向

年次	総数	男		女	
		人数	比率(%)	人数	比率(%)
昭和五十年	二〇、〇二六	一一、三一一	五六・五	八、七一五	四三・五
五十五年	一八、七四八	一〇、六一七	五六・六	八、一三一	四三・四
六十年	一七、〇三〇	九、八八六	五八・一	七、一四四	四一・九
平成二年	一七、九四八	一〇、六二一	五九・二	七、三二七	四〇・八
七年	一八、三七二	一〇、三四七	五六・三	八、〇二五	四三・七
十二年	一五、五八三	八、五一八	五四・七	七、〇六五	四五・三
十三年	一五、五六三	八、四九七	五四・六	七、〇六六	四五・四
十四年	一五、〇五一	八、二七六	五五・〇	六、七七五	四五・〇
十五年	一五、五四二	八、四九五	五四・七	七、〇四七	四五・三

また、平成十二年の国勢調査によると、調査期日前の五年間に住所を移動した者は、全体で二八・一%であったが、男性では二九・四%、女性では二六・九%であった。年齢別にみると、移動率は、男性では、三〇〜三四歳でもっとも高く、ついで二五〜二九歳の五二・九%、二〇〜二四歳の四五・六%であり、女性では、二五〜二九歳で五六・六%と最も高く、ついで三〇〜三四歳の五五・二%、二〇〜二四歳の四三・三%であった。調布市における年齢別の人口移動状況も、全国の傾向にほぼ沿うものであろう。

そして、このような移動状況が、とりわけ若年層の男子有権者の投票参加にマイナスの効果をもっていることは、まず争えない事実であろう。さらに、このような移動率の高さは、調布市における市民の居住期間の短さを意味するが、居住期間の短さが、市政への関心の低さを招き、ひいてはとりわけ地方選挙への参加の不活発さを導くことも否めない。平成七年の「調布市民意識調査」によると、市民の居住年数が三年未満の者一〇・九%、三〜五年の者が九・二%であったが、市政に「あまり関心がない」「まったく関心がない」者は、居住年数三年未満の市民の中では、四八・九%、三〜五年の市民の中では、四九・一%であったが、居住年数が六年を超えると、無関心派は、年齢の上昇とともに減少し、三〇年以上の長期居住者の場合、無関心は、一五・一%にすぎなかった。言うまでもなく、居住年数の短い者の中には若年層が多く含まれており、若年層の低投票率の要因は、ここにも見出されるのである。

高齢化と投票率

さらに、投票率の動向に関連して見逃せないのは、高齢化の影響である。すでに触れたように、投票率は、年齢の上昇とともに高くなり、調布市の場合、男性では七〇歳以上の年齢層で、女性の場合には六〇歳代でピークに達する

が、この傾向は、高齢者が社会的引退者として政治参加のための時間的余裕に恵まれ、また定住者として地域の問題への関心を高め、それが高齢者に投票所へ足を運ばせる効果を生んでいる結果とみることができよう。

しかし、高齢化のいっそうの進行による高齢者の増大(表序―10)は、不可避免的に高齢者の投票参加にマイナスの効果をもたらすことになる。

一つは、高齢者層の場合、否応なしの老弱化の進行によって投票所へ行くことに、困難の度加わるからにほかならない。もう一つは、高齢層の場合、配偶者を失った者の増加は避けがたいが、とりわけこの年齢層で目立つのは、平均寿命で男性をおよそ七歳以上上回る女性の間での有配偶率の低さであり、これらの配偶者を失った女性有権者は、社会への関心を急速に萎えさせ、投票参加から身を引くことになる可能性が高いからである。高齢者の女性の投票率の急落は、とりわけこのことと関連するところが大であろう。

ちなみに、平成十二年において、調布市の七五歳以上の男性の場合、有配偶率は、七八・二%であったが、同年齢層の女性の有配偶率は、二五・六%であった。

表序―10 男女有権者中の高齢者の比率

年齢層	昭和五十年		昭和六十年		平成七年		平成十二年	
	男	女	男	女	男	女	男	女
六五歳以上	五・六	七・七	七・九	一一・三	一二・〇	一六・四	一四・九	一九・七
七五歳以上	一・四	二・五	二・五	四・一	三・七	六・三	四・六	七・九

(単位:%)

第三節 行動する議会・挑戦する議会

一 会派の再編と新勢力の進出

昭和五十年四月二十七日の市議会議員選挙を経て、市議選の投票率

昭和五十年四月二十七日の市議会議員選挙を経て、六月一日に就任した新議員による初の市議会（昭和五十年第二回定例会）は、六月六日から十二日までの七日間にわたって開かれ、第六期市議会がスタートした。その二八年後の平成十五年四月二十七日の市議会議員選挙で当選した新議員によって構成されたのは、第一三期市議会であるが、この八期にわたる市議会で、議長は、西山知夫議員（第一七代）から土方長久議員（第三六代）まで、一七人が入れ替わった。議長の平均在任期間は、二年弱である。

この間に市議会のありようにも、大きな変化が起きた。とにかく、昭和五十年以降の市議会が、第一節で指摘したような調布市の人口・社会の大きな変化の影響を直接的に受けてきたのは、不可避のことであったのである。実際に、この時期の市議会の背景となってきたのは、市議会議員選挙における投票率の著しい下降にはかならない。

第二節でみたように、調布市における各種の選挙で、平均投票率は、昭和三十年から四十九年までの時期とくらべて、昭和五十年以降では、すべて下降したが、その中で下降がもっとも顕著であったのが、一七・四六ポイント下がった市議選の場合であった。昭和三十年から四十六年までの五回の市議選では、投票率は、最高が昭和三十年の八三・二四％、最低が昭和四十二年の五四・三九％で平均が六七・三九％であったのに対して、昭和五十年から平成十五年までの八回の市議選では、最高

が昭和五十年の六〇・九九％、最低が平成七年の四〇・〇四％、平均は四九・九三％であり、五割を下回ったのである。

既存会派の このような投票率の下降と、同時期に世論調査によって解散・再編 明らかにされてきたいわゆる「無党派層」の増大という

事態を背景にして、昭和五十年以降の市議会で活発化したのが、既存の会派の解散・再編の動きであった。昭和五十五年七月には、自由民主党と市民クラブが解散して、旧自民の鴨志田忠議員ら四人と、かつては日本社会党に属し、昭和五十四年以降は市民クラブに属していた西山知夫議員が結成した政和クラブ、旧自民の吉尾勝征議員ら四人が結成した新和会、旧自民の田中鈴木太郎議員ら三人が結成した新政会の三会派に再編された。その後も会派の解散・新会派の結成が相ついでだが、いずれも議会内の既存の会派の離合集散であった。

市民派の登場 その中で、「調布・生活者ネットワーク」が一人の当選者を出し、「市民派」の議員の登場という点で一つの画

期となったのが、平成三年の市議選である。

そして、続く平成七年市議選では、生活者ネットワークが二人、元気派市民の会が一人の当選者を出し、市民派がさらに勢いを増した。しかし、その後も会派の編成はなお流動的で、生活者ネットワークの議員第一号であった杉山典子議員が脱退してグローバル調布21に加入（平成十年五月）、自由民主党の藤塚昭子議員が脱退して、改革市民の会を結成（平成十三年六月）、社民・生活者ネットワーク・民主の会の両宮英雄議員が脱退して民主クラブを結成（平成十四年八月）したり、平成十五年市議会選後に社民・生活者ネットワーク・民主の会が、生活者ネットワークと社民・民主チャレンジ会議に分かれるなど、新旧の会派が交錯した離合が

表序—11 調布市議会における女性議員進出状況

市議選挙年	立候補者数	当選者数	全市議中の比率
昭和30年	1	1	3.3
34年	1	1	3.3
38年	2	1	3.3
42年	2	2	6.7
46年	2	2	6.7
50年	3	3	10.0
54年	4	3	10.0
58年	3	3	10.0
62年	4	4	13.3
平成3年	6	6	20.0
7年	8	7	23.3
11年	10	9	30.0
15年	7	5	17.9

注：市議定数は、平成11年市議選まで30名、平成15年から28名

続いている。

女性市議の進出

昭和五十年以降の市議会に見られるもう一つの変化は、女性議員の進出にほかならない。調布市議選では、女性当選者は、昭和三十年から三十八年までは一人、四十二年と四十六年では二人にとどまっていたが、五十年代に入ってから市議選では連続して三人が当選し、市議中の一割を占めるに至った。

さらに、平成三年には六人が当選して、市議会中の二割を、平成十一年には九人が当選して、女性議員は、市議中の三割に上った。平成十五年の市議選では、現職の女性議員二人が落選の憂き目を見て、定数減の影響もあり、初めて前回を下回る五人の当選（議員中の一七・九％）にとどまった（表序—11）。ちなみに、全国の市議会でも女性議員の進出が活発化したのは、昭和六十年

代に入ってからで、平成期に入ってその勢いはますます加速してきた。すなわち、昭和六十年代に三・〇％であった全国市議会議員中の女性議員の比率は、平成三年に五・六％に上り、平成十二年には一割を超え、平成十五年末では一一・九％を占めたのである。そして、調布市議会は、このような全国市議会の動向のいわば先導役を務めてきたといえる。

このような女性議員の進出を背景に、平成元年六月に開かれた調布市議会の平成元年第二回定例会で、厚生委員長、市議会だより運営委員会委員長などを歴任した市議三期の横山薫子議員（日本社会党）が、女性第一号の副議長（第三三代）に選出された。さらに、平成十三年六月に開かれた平成十三年第二回定例会で、厚生委員会委員、政策総務委員会委員などを歴任した市議三期の広瀬美知子議員（社民・生活者ネット・民主の会）が女性第二号の副議長（第四〇代）に選出された。

二 時代の課題への取り組み

交通問題を 市議会は、このようにして、議会外の変化に敏感に対応めぐる動きしながら、市政を監視し、必要に応じて時代の課題への問題提起と方向指示を通じて、市政の舵取り役を演じてきた。実際に、昭和五十年以降の市議会の活動には、時代の影が色濃く投影されている。一つは、交通問題をめぐる市議会の動きである。調布市議会は、中央道調布インターを出入りする車から騒音、排気ガス、振動などの公害、または都下二六市中もっとも高い発生率の交通事故に苦しめられてきた。市民の生命と健康を守るために、昭和四十八年八月二十六日に理事者とともに調布インターを実力で閉鎖するという行動に出たが、昭和四十九年六月から五十三年三月まで市議会議長の任にあった西山知夫議

員は、全国二〇八市が加盟していた高速自動車道通過市議会協議会の会長に推され、防音工事助成制度、日照補償制度、排ガス規制などの実現に向けてリーダーシップをふるった。当時の調布市議会は、「行動する市議会」をもって任じ、時代の課題に果敢に挑戦したのである。

そして、このような交通問題への取り組みの一つの結節点として市議会が昭和六十二年九月二十五日に発したのが、「交通安全都市宣言」であった。

京王線の立体交差 調布市議会が、昭和四十年代半ばころから三〇年余**差化へ向けて** りにわたって継続して取り組んできた交通問題上の

もう一つの重要な課題は、踏切をなくし、交通の安全と円滑化、さらに輸送力の増強を図るための京王線の立体交差化の実現である。

この課題への市議会の取り組みは、「調布駅高架化と、それに伴う地域総合開発、つじヶ丘駅のホーム延長並びに調布市内の京王沿線の諸問題処理のため」に、市議会が、京王線対策特別委員会を設置した昭和四十七年六月二十一日にさかのぼる。当初、市議会は、特別委員会の検討結果を踏まえて、「高架化」による問題解決をやむをえないものとし、昭和四十九年十二月十三日の本会議で、「高架化に同意する」という決定を行ったが、「地下化」への市民の強い要望をうけて、昭和四十九年十二月十五日に市長・議長の連名で、「京王線の立体化事業の促進と地下化を検討されたい」とする要望書を都に提出した。

ところが、昭和五十年九月になって、都の財政事情の悪化のため、京王線立体化計画は、当分の間、凍結されることとなる。

事態が再び動き出したのは、それからおよそ二〇年を経てからのことで、平成九年九月十八日に、市議会は「京王線調布駅付近連続立体交差

事業は交通渋滞の解消、地域の一体的な発展等を図る上で緊急に取り組むべき最重要課題であり、その実現は調布市民の長年の悲願である。

よって、ここに調布市議会は、京王線調布駅付近連続立体交差事業の早期実現を期すため、国、東京都並びに京王帝都電鉄株式会社に対し、引き続き本事業の促進を強く求めると同時に、調布市と一丸となって、まちづくり事業の推進に一層努める」とする「京王線調布駅付近連続立体交差事業の促進及びまちづくり推進に関する決議」を満場一致で可決し、決議書を建設省、東京都、京王電鉄等の関係機関に提出した。

この中で、京王線連続立体交差事業は、平成十年度政府予算案「着工準備箇所」として新規採択され、平成十一年になって、都が地下方式で内容とする都市計画素案を発表、平成十四年二月に地下方式での都市計画が正式に決定され、平成十五年三月に都が都市計画事業認可を取得し、いよいよ事業は具体化の段階に入った。この事態を受けて、市議会は、平成十五年九月二十四日の本会議で、東京外郭環状道路と京王線連続立体交差及び京王沿線諸問題に関する事項を審査するための「広域交通問題等対策特別委員会」の設置を満場一致で可決した。

高齢化・国際 このような交通問題への対応とともに、昭和五十年代化への対応 以降の市議会の活動を特徴づけてきたのは、高齢化・

国際化への対応にはかならない。第一節で指摘したように、調布市の高齢化は、全国の傾向よりやや進行が遅いとはいえず、昭和五十年に人口の四・六%であった老年人口は、平成十二年には、一四・三%に達していたのであり、この間に高齢化をめぐる問題が、市政上の最重要課題の一つとして位置づけられるようになってきたのは、当然であろう。そして、おりおりの市議会で提起された論点は、「高齢化社会対応へ新たな

発想と議論を」(昭和六十一年九月)、「二一世紀を視座においた高齢化社会への対応を問う」「高齢化社会に対応できるまちづくりへ」(昭和六十二年三月)、「超高齢化社会に備えた福祉を伺う」(平成七年九月)、「二一世紀に向けた高齢者介護への取り組みは」(平成八年六月)、「市民齋場計画について」(平成九年十二月)、「生涯学習の推進は万全の体制で」(平成十三年九月)、「高齢者負担を軽減する介護保険に見直しを」(平成十四年九月)など、高齢化をめぐる政策課題の全領域にまたがっている。

市議会での国際化への対応についての議論が活発化してきたのも、我が国で一般的に国際化の進展が注目され、また第一節で触れたように調布市の外国人人口が二〇〇〇人を超えた昭和六十年代以降のことであった。これらの論議の中には、「国際化に対応した施策の推進へ」(昭和六十二年十二月)、「国際化問題・平和問題の具体的施策を問う」(昭和六十三年六月)、「国際交流のための基金制度を」(平成二年三月)などが含まれるが、このような国際化への関心の高まりを背景に、調布市が「国際交流平和都市宣言」を行ったのは、平成二年三月二十三日のことである。

三 新しい時代に対応する議会改革

市議会はまた、社会の変化に対応して、新しい時代
議員定数削減へ
のあり方を模索し、自己改革に取り組んできた。その一つが、議員定数の削減である。

調布市議会は、昭和三十年四月一日の市制施行時に、町村合併促進法第九条の規定に基づく特例により、定数四七人で発足したが、同年の五月十五日に行われた市制施行後の最初の市議会議員選挙で、地方自治法

に定められた三〇人の定数になった。ところが、調布市の人口は、昭和三十二年に五万人を超え、地方自治法の規定に基づいて定数を三六人に増員する方向で準備が進められたが、この中で市民の間から増員に反対する声が高まり、昭和三十八年四月の市議会議員選挙の間近になって三〇人の定数維持を求める四九件に上る市民の請願・陳情が市議会に提出された。市議会は、これを受けて審議を重ねた結果、請願・陳情の趣旨を採択することとし、昭和三十八年三月三十日の本会議で、議員の定数を三〇人とする「調布市議会議員定数条例」を満場一致で可決、一ヶ月後の四月三十日の市議会議員選挙は、前回と同じ三〇人の定数で行われた。

そして、その後平成十一年までの九回の市議会議員選挙は、この定数で行われたのである。

その中で、平成十一年七月に成立した地方分権一括法の一環として改正された地方自治法が、市町村議会の議員の定数について「法定定数制度」から「条例定数制度」に改められたのを受けて、①議員の役割と議会の権能を最大限に発揮し、住民の負託と信頼にこたえる、②地域や職域等に応じた住民の多様な利害や意見をなるべく正確に反映する、③最小の経費で最大の効果を上げる、④議会審議の効率化やコストの合理化を図るといった観点をふまえ、さらに調布市が市全体で進めている行財政改革の断行、住民の要望等に目を向け、総合的に勘案すると、定数を二八人に減じることが時代の流れであり、改正自治法の趣旨に沿うものとする提案理由とともに、「調布市議会議員定数条例の一部を改正する条例」が、議員提出議案として、平成十四年十二月の市議会にかけられた。

この議案を審議する本会議では、自由民主党が「議会だけ現状維持では市民の理解が得られない」、公明党が「市民の支持と行財政改革の流れを十分考慮している」、グローバル調布21が「定数削減は、結果として行財政改革に沿い、調布市議会の歴史に輝くものと判断」、改革市民の会が、「地方自治体にも行財政改革が求められ、議会も例外ではない」、民主クラブが「行財政改革は議会も例外ではない。市民の声は定数減だ」といった論拠から賛成の立場で、これに対して、日本共産党が「市民の声が市政に、より届きにくくなる、二人削減の明確な根拠も示されていない」、元気派市民の会が「市民に対して情報公開や説明責任が果たされていない」といった論拠から反対の立場で、討論を行い、結局、改正定数条例は、十二月十六日の本会議で起立多数で可決されたのである。

これによって、平成十五年四月の市議会議員選挙は、二八人の新定数で行われた。

議会改革協 さらに、市議会は、平成十五年の改選後に「議会運営や

議会の設置 議会活動に関し、活発化・効率化を図る」方向での議会

改革の検討を積極的に進めるため、議長の諮問機関として、議会運営委員会委員長を座長とし、各会派の代表二人で構成される議会改革協議会（議改協）を設置した。議改協は、平成十五年七月二十九日に初会議を開き、その後原則月一回開催され、平成十六年五月十一日、六月二十八日の二回の会議では、①出前議会の実施、②本会議・委員会の傍聴人に議案等を貸し出す、③傍聴人の資格要件の廃止及び傍聴人の生年月日記入の廃止、④一般質問の関連質問は認めない、⑤手話通訳の導入、⑥保育つき議会の導入、⑦本会議・委員会の開催時刻を明確にするために

七項目が検討され、これらのうち②③については、平成十六年第二回定例会（六月十日～二十二日）から実施に移された。

第四節 変貌する社会の中の市政

一 市長選の動向

七回の市長 昭和五十年から平成十七年までの三〇年間に、調布市長選と投票率は、本多嘉一郎（第四代）から金子佐一郎（第五代）、吉尾勝征（第六代）、長友貴樹（第七代）へと交代してきた。この間に行われた市長選は、七回である。

これらの市長選で特に注目されるのは、第二節で示したように、調布市の国、都、市の各選挙の中で、投票率がもつとも低いことであろう。昭和五十三年の市長選で金子佐一郎が初当選してから、平成十四年の市長選で長友貴樹が当選するまでの七回の市長選で、投票率が五割を超えたのは、昭和五十三年の一回だけで、平成六年と十年の二回の市長選では、四割に達しなかった（表序―6参照）。

際立って投票率が低いのは、二〇歳代の有権者で、調布市選挙管理委員会が抽出投票区で行った調査によると、平成十年市長選では、二〇歳代有権者の投票率は、一〇%台の半ばにとどまり（男一五・二七%、女一八・七三%）、次の十四年市長選では、やや改善されたとはいえ、二〇歳代の投票率は、二二・〇五%（男一八・五一%、女二七・二三%）にすぎず、平均投票率（四二・五八%）より二〇ポイント、七〇歳以上の有権者の投票率（五二・八〇%）より三〇ポイント低かったのである。

この中で、市長選での女性の投票率は、昭和四十一年から男性を上回るようになり、昭和四十九年以降では、男女有権者の投票率に四ポイント以上の差があり、昭和六十一年市長選は、女性の投票率（五一・一七

%）が、男性の投票率で（四三・〇七%）を八ポイント強上回った。

低投票率を このような事態は、人口の急増に伴って有権者が大規模めぐる議論 化し、住民の流動化が進み、非定住的定時制市民が平均

的市民である都市に共通にみられる現象であるが、調布市長選での投票率の著しい不振が、市議会内外での強い関心を集めたのもまた、当然とすべきであろう。平成六年市長選後の九月の市議会定例会での一般質問で、雨宮幸男議員（日本共産党）が、この市長選の結果を第一の問題としてとりあげ、「調布市政史上最低三八%の投票率、得票率でも二〇%に満たない結果で終わった」この選挙での「何よりも三八%という低投票率自体の中に吉尾市長への不信・不信任が示されていると言わざるを得ない」が、吉尾市長は、この結果を「市長への不信・不信任だと受けとめているか」とただしているのは、このような背景においてであった。吉尾市長は、この質問に対して、「市民の気持ちを今、受けとめるだけの行政制度、選挙制度がどこかに欠けているのではないかと、逆に制度側から市民、国民に近寄っていく必要性というものも時代背景の中にあるのではないかという受けとめ方をしている」と答弁している。

質問と答弁が必ずしも適切にかみ合っていたとはいえないが、市長選での低投票率が、市議会・市長双方にとって看過できない問題として受けとめられていたことは、疑うべくもない。なお、質問中で雨宮議員が「得票率」と言っているのは、有権者総数の中での得票数の比率としての「絶対得票率」を意味するものであろうが、この市長選での吉尾候補の絶対得票率は一八・五%で、有効得票中の得票率は四八・八九%であった。

さらに、「制度側から市民に近寄っていく必要性がある」という吉尾

市長の答弁中の「制度側」が具体的に何を意味していたのかは定かではないが、わが国の都市有権者に一般にみられる低投票率に対処するため公職選挙法改正が行われたのは、この市長選の三年後の平成九年のことで、この改正によって、投票日の投票時間が二時間延長されて午後八時までとなり、また不在者投票の事由が緩和されて、レジャーや買い物も不在者投票の事由として認められることになり、同時に不在者投票の時間が三時間延長されて、午後八時までとなった。

平成十年と十一 平成十年の市長
四年の市長選 選は、この改正

法の下で行われ、不在者投票数は、平成六年選挙の際の一五六〇票（投票総数の二・六八％）から二二二三票（投票総数の三・六九％）へと増加したが、投票率は、再び三八％台（三八・七二％）にとどまった。また、この選挙では、三選を目指す吉尾候補の対抗馬として、共産党市議を退職した任海千衛（日本共産党推薦）が立候補したが、当選した吉尾候補の得票率四五・二七％（絶対得票率一七・一六％）に対して、任海候

表序—12 調布市長選挙：昭和49年～平成14年

選挙年	投票率 (%)	当 選 者	得票率 (%)	絶対得票率 (%)
昭和49年	48.65	本 多 嘉 一郎	71.99	34.40
昭和53年	54.87	金 子 佐 一郎	50.18	27.30
昭和57年	45.29	金 子 佐 一郎	64.15	28.74
昭和61年	47.00	吉 尾 勝 征	48.30	22.43
平成2年	44.32	吉 尾 勝 征	56.60	24.86
平成6年	38.52	吉 尾 勝 征	48.89	18.57
平成10年	38.72	吉 尾 勝 征	45.27	17.16
平成14年	43.02	長 友 貴 樹	38.28	16.24

補の得票率は、二八・八〇％（絶対得票率一〇・九二％）であった。ちなみに、平成十四年市長選は、調布市長選挙史上現職候補が敗れた初めての選挙で、激戦であり、わずかに三一六票差で勝敗が分れたが、投票率は、平成六年、十年に次いで低い四三・〇二％にとどまった。

また、当選した長友候補の得票率三八・二八％、絶対得票率一六・二四％は、調布市市長選での当選者の史上最低の記録であった（表序—12）。

二 四次の基本構想の策定と市政

「基本構想」の 昭和三十七年から五十三年まで四期一六年間にわたり導入と本多市政 たって市長に在任した本多嘉一郎が残した大きな足跡の一つは、「まちづくりの目標」を設定し、実現に向けての基本的な方向を示す「基本構想」を策定し、それを市政運営上の立脚点とする市政運営手法を導入したことである。実際に「あたたかい心のきずなと緑の風かおる都市施設の整った、新しい『ふるさと調布』」を調布市の将来の都市像として掲げ、昭和六十年を目標年次として策定し、昭和四十七年十二月二十三日に市議会で可決された「基本構想」は、本多市政の一つの到達点であった。

そして、この「基本構想」が「まちづくりの原則」の一つとして提示した「市民の連帯と自治によるまちづくり」の具体化に向けて、「調布市まちづくり市民会議条例」が、昭和五十一年三月の市議会で可決され、翌年二月二十三日「まちづくり市民会議」が発足する。

また、昭和五十一年三月二十四日には、調布市のまちづくりの基本的指針としての「調布市民憲章」が、市議会の了承を経て決定された。さらに、昭和五十二年八月には、市制施行二〇周年記念事業の一環と

して建設が進められてきた市民福祉会館（グリーンホール）が、調布駅南口の旧市庁舎跡地に完成し、二十五日に落成記念式典が行われた。こうして、本多市政は、大団円を迎えることになる。

「第二次基本構想」と金子市政 本多市政のあとを受けて、昭和五十三年七月に第五代市長に就任した金子佐一郎は市長選で①下水道完

備、②教育施設、特に木造校舎の解消、③健全財政の確立、④総合体育館の建設、⑤福祉施設の充実、⑥京王線立体高架化の促進、⑦調布飛行場跡地の早期利用の七項目を選挙公約に掲げたが、これらの公約の実現を目指すとともに、社会経済情勢の変動の中での低成長期への移行の市政への影響、人口増の鈍化、高齢化社会の進行などを視野に入れて、就任後直ちに昭和四十七年策定の「基本構想」の見直しに取りかかった。

その作業に基づいて策定されたのが、「快適で緑豊かな都市環境とあたたかい心のきずなで結ばれるみんなのまち調布」を市の将来像として掲げ、昭和六十五年を目標年次とした「基本構想（第二次）」で、昭和五十六年二月二十八日の市議会で可決された。

この「基本構想」では、まちづくりの基本目標として、「快適な生活をささえる都市基盤の整ったまち」「恵まれた環境で生活できるまち」「心がかよいあい安心して生活できるまち」「豊かな文化と躍動するスポーツのまち」「活気に満ちた魅力あるまち」「市民の創意と連帯感のあふれるまち」の六本の柱が立てられているが、このような「構想」の線に沿って進められた金子市政二期八年の間に整えられた施設の中には、深大寺児童館（昭和五十四年四月オープン）をはじめとする六児童館、総合福祉センター（昭和五十八年六月オープン）をはじめとする七福祉センター、図書館染地分館（昭和五十五年六月オープン）と図書館佐須分館

（昭和五十七年七月オープン）、さらに総合体育館（昭和六十年十月オープン）、西調布体育館（昭和五十九年六月オープン）、多摩川市民テニスコート（昭和五十五年四月オープン）、深大寺市民テニスコート（昭和五十七年九月オープン）などが含まれる。

また、昭和六十年三月滝坂小学校の増改築の完成により、調布市立小・中学校の鉄筋化が一〇〇％達成され、昭和六十一年三月には、市内の下水道敷設も一〇〇％達成となった。

第三次、第四次の基 三選への出馬を辞した金子市長のバックアップ本構想と吉尾市政 を受けて、昭和六十一年七月の市長選で当選し、

第六代市長に就任した吉尾勝征は連続四期一六年にわたった在任中に第三次、第四次の二度の基本構想の策定を行った。

「すてきにくらしたい・愛と美のまち調布」を将来都市像として掲げ、平成十三年を目標年次とした第三次の基本構想は、平成元年六月十五日の市議会で可決され、同日に告示されたが、この基本構想の見直しは、国際化、長寿社会、高度情報社会の一段の進行とともに都心地区を中心に急速に進む都市の再編成や多摩地域や周辺地域でのニュータウンの成熟や業務核都市の形成といった都市的環境の大きな変動を背景としている。そして、この基本構想は、「やさしく思いやりにあふれ、美しく快適な環境につつまれて、住む・働く・訪れる人が、それぞれにすばらしいと感じ、愛着の持てるようなまち」を目指し、「ゆたかな文化と人を誇れるまちづくり」「心がかよう幸せあふれるまちづくり」「くらしよく活気に満ちたまちづくり」「うるおいとくつろぎのあるまちづくり」「美しく調和のとれたまちづくり」「ふれあいの輪がひろがるまちづくり」をまちづくりの基本方向とした。

さらに、平成十二年六月二十日に市議会で可決された第四次基本構想は、「みんながつくる・笑顔輝くまち」を市の将来像とし、平成二十四年を目標年次とした。言いかえれば、この基本構想は、二一世紀初頭期の調布市政の基本的方向を示したものであったが、策定の背景となったのは、京王線連続立体交差事業及び駅前広場や交差道路の整備、さらに多摩地域の総合的なスポーツ施設の開設などによる「都市構造の変化」と、少子高齢化の急速な進行、地球環境問題の深刻化、分権型社会の到来、情報技術革命の進展などを軸とする「時代の変化」であった。

このような二次にわたる基本構想の上に立って展開された吉尾市政の時代的特徴の一つは、「国際交流平和都市宣言」（平成二年三月二十三日）、市役所広報課広聴相談センターでの「外国人向け相談窓口」の開設（平成四年七月九日）、調布市国際交流協会の設立（平成六年十一月三日）などの一連の国際化への対応であったが、同時に時代的課題として吉尾市政が積極的に取り組んだのは、高齢化対策であり、吉尾市政一六年の間に開設された高齢者福祉関連の施設等の中には、調布市シルバー総合センター、調布市八雲苑、在宅介護支援センター「はなみずき」、特別養護老人ホーム高齢者在宅サービスセンター「ちようふの里」、国領在宅サービスセンター、滝坂在宅サービスセンター、つつじヶ丘在宅支援センター、在宅介護支援センター調布八雲苑、仙川在宅介護支援センターなどが含まれる。

さらに、吉尾市政期で緊急の度合いを日増しに高めてきた課題は、ごみ処理問題にはかならない。ごみ問題の深刻化が進む中で、平成元年五月十日から古紙の分別収集、同年十二月十一日から空きビンの分別収集、平成二年十二月十日から空きカンの分別収集が、それぞれ開始と

なったが、この間の平成二年十二月一日には、市が「ゴミ非常事態宣言」を発し、その三カ月後の平成三年二月一日には、ごみ問題解決のためには市民一人ひとりの協力が決め手であるとする考え方に基づいて、「調布市ゴミ憲章」が制定された。そしてさらに、平成五年九月二十四日には、市民、事業者の参加と協力の下に、資源循環型まちづくりを目指す「調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（通称・リサイクル条例）」が制定されたのである。

**継続と変革の
中の長友市政** 第五代金子市長・第六代吉尾市長が、市議会議員の経歴をもち、とりわけ吉尾市長の場合、市議会議員に三

選され、市長選出馬の直前の昭和六十年七月二十六日から六十一年六月九日までは市議会議長を務め、調布市政にかかわった背景をふまえて市長に就任したのに対して、長友貴樹市長は、このような経歴を経ずに、日本貿易振興会勤務から転じて、平成十四年七月の市長選に出馬し、現職の吉尾勝征に競り勝って第七代市長に就任した。

そして、選挙選で市政参画の直接的経験のない「フレッシュ市民派」を標榜した長友市長は、就任後ただちに調布市政の奔流のただ中に立つことになる。

長友市長が、就任後の市議会での最初の所信表明（平成十四年九月第三回定例会）の中で、「行政には継続性が求められます。これまでの継続性に留意しつつも、何を継続し何を変革すべきか、その選択こそが、現在の私に課せられた最大の命題」と観じたゆえんであろう。

実際に、吉尾勝征が、市長として直面してきたごみ問題の深刻化を背景に市長選で主張した「ごみ有料化など減量・リサイクルの推進」「民間委託によるごみ戸別収集の実施」は、長友市長の手によって実施に移

されることになる。

また、長友市長が就任したとき、第四次基本構想は、その三年目に入るころであり、長友市政は、市の将来像として「みんながつくる・笑顔輝くまち調布」を引きついでスタートした。しかし、「長期化する景気低迷、急激に進む少子・高齢化といった社会経済状況の変化」の条件下で、限られた財源の中でより効率的な事業展開を可能にするために公的サービスの範囲、受益と負担の関係などについて聖域を設けない積極的な見直しの緊急の必要性が生じてきた。

この事態を受けて、長友市長就任一年半後の平成十六年二月に策定されたのが、平成十六年度から十八年度までを計画期間とする「調布市行財政改革アクションプラン」である。

昭和三十年四月一日の市制施行以来、あらゆる面で大変貌を遂げてきた調布市は、さらに新たな市政の変貌への動きの中で、平成十七年四月一日に市制施行五〇周年を迎えた。

第一章 昭和五十年代 本多市政終焉期の市議会

序説 本多市政第四期の主張と終焉

一 時代の背景

昭和四十八（一九七三）年の第一次石油ショックを機に、物価は高騰し地方財政にも大きな打撃を与えた。昭和五十年代に入り、それまでの高度経済成長から安定経済成長時代へと移行をみせる。昭和五十一年五月には政府は「新五カ年経済計画」を発表、経済成長率六％で安定成長を旨とする方向を明らかにする。

政界ではロッキード事件が発覚、昭和五十三年には田中首相の有罪で政治不信が極地に達する。政権は田中内閣から三木、福田、さらに大平内閣へと短期政権の時代を迎える。また、国内で昭和は五十二年から五十二年にかけて成田闘争が激化、五十三年二月には頂点に達し、反対派の鉄塔を撤去、四一人の逮捕者を出す。そして、その年の五月には成田新東京国際空港が開港する。

さらに、昭和五十年以降公害問題が社会問題化し、スモン病訴訟の和解や第二次水俣病訴訟で公害病患者として認定するなど、国、企業の責任が明確にされる動きが顕著にみられるようになった。

一方、東京都市圏では、昭和五十年選挙で再選を果たした美濃部革新都政は昭和五十四年で終焉、変わって、鈴木保守都政へと移行する。そ

うしたなか、昭和五十年三月には都が調布飛行場跡地を明け渡すように運輸省に要望、飛行場跡地問題は利用計画をめぐって国との間で新しい局面を迎えることとなる。また、五十一年には中央自動車道高井戸―富士吉田間が開通、昭和五十二年には中央線三鷹―立川間立体複々線化の年次計画が示されるなど、多摩地域の幹線交通網整備にも大きな変化が見え始める。

二 昭和四十九年市長選挙

昭和四十九年七月一日、市長選及び市議会議員補欠選挙が同時に行われた。市長選挙は昭和三十七年に初当選して以来、三期一二年間市政を担当してきた本多嘉一郎が四期目の市政に挑んだ選挙であった。三期二年の実績をもつ現職の本多嘉一郎（日本社会党）候補に対し、無所属新人の早川のりお候補が立候補、二者対決の選挙選が展開されたが、七〇歳の高齢にも増して長年の実績と知名度をもって新人候補に大差をつけて本多候補が四期目の当選を果たした（表1-1）。この結果、一六年におよぶ本多革新市政が実現することとなったが、一方ではこの期間が本多市政仕上げの四年間という意味をもつこととなった。

表1-1 市長選挙の結果（昭和四十九年七月一日執行）

当落	候補名	年齢	党派	現新	得票数
当	本多 嘉一郎	七〇	日本社会党	現	三七、六一四
落	早川 のりお	四一	無所属	新	一四、六三八

出所：調布市選挙管理委員会、「選挙の記録」

なお、この選挙と同時に四十八年に欠員となった市議会議員補欠選挙では、結果的には小池一郎（日本社会党）が当選を果たした。

(市長の所信表明)

四選を果たした本多嘉一郎は四期目の市政を担当することとなる。この期の本多市長の施政方針は昭和四十七年の「調布市基本構想」で打ち出した「ふるさと調布」の実現目標を掲げ、市政の推進に取り組む姿勢を次のように明らかにしている。

・昭和五十年年度……第一に社会的弱者への福祉増進、第二に市民参加によるまちづくりの推進、第三に市制二〇周年を機に新しいふるさとづくり「調布の森構想」の推進

・昭和五十一年度……地方財政の危機は地方財政制度の欠陥にあるとして地方財政制度の抜本的改革、行政運営の効率化の推進「ふるさと調布」の目標実現に向けての推進

・昭和五十二年度……第一に経済的社会的弱者への整備推進、第二に公共下水道、公園などの生活環境整備、第三に学校教育の向上と施設整備

・昭和五十三年度……一六年間の市政担当の最後の所信として、厳しい財政状況の中でも新しい「ふるさと調布」実現のため、健康で安定のある市民生活、若人の人の輪があるコミュニティ、緑の中に包みこまれるまちなみ、快適な住宅都市にふさわしい都市施設の五本柱にそつての市政遂行。(注)『市議会のあゆみ』

このように、最後の四年間の所信表明を通観すると、四期一六年にわたつての本多市政の仕上げの目標として「ふるさと調布」の実現への果敢な姿勢を市民に強く訴えてきたといえよう。しかも社会的弱者や生活環境への配慮といった市民生活の目線をもつた市政方針は革新市政の為政者としての基本的態度を踏まえたものであった。

三 その他の選挙

都知事、美 前にもふれたとおり、昭和五十年四月の市議会議員選挙
濃部再選 四日前、四月二十三日、都知事選挙が行われた。この

都知事選挙では現職の革新美濃部亮吉対新人保守の石原慎太郎の革新・保守対決の知事選として選挙運動が展開された。現職の美濃部候補はギャンブル廃止の実績や清新な都政の実現をスローガンに都民に訴えたが、一方では「何もやらない美濃部都政」との批判も強かった。一方、新人の石原候補は都財政の建て直しと首都東京のマヒ状態にある都市機能の回復、都市施設の整備などを争点として選挙運動を展開した。

投票結果では現職の美濃部候補が再選(三選)されたものの、秦野章(保守系無所属)との四十六年選挙での三六一万五二九九票の得票数に對し、この五十年選挙では二六八万八五六票と一〇〇万票が革新都政への批判票となつて石原候補に流れたことが、石原慎太郎の知名度の高さと実行度への期待となつて、新人ながら二〇〇万台を得票し、善戦した。総じてこの選挙は美濃部革新都政への批判が明確な形となつて表れた都知事選挙であつたといえる。

都知事選挙の結果は次のとおりである(表1-2)。

表1-2 東京都知事選挙の結果(昭和五十年四月二十三日執行)

当落	氏名	党派	調布市得票数	全体得票数
当	美濃部 亮吉	(無所属・革新)	三九、一一七	二、六八八、五六六
	石原 慎太郎	(無所属・保守)	三一、六二四	二、三三六、三五九
	松下 正寿	(無所属)	三、九八六	二七三、五七四

出所…調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

昭和五十二年 一方、五十二年七月十日に行われた東京都議会議員選都議選の結果 挙では定数二名のところ現職の新井一郎(自由民主党)、神林芳夫(日本社会党)と田賀むとめ(日本共産党)が初の女性候補として立候補した。

結果的には現職の強みを見せて、新井一郎、神林芳夫がそれぞれ再選された(表1―3)。

表1―3 東京都議会議員選挙の結果(昭和五十二年七月十日執行)

当落	氏名	党派	調布市得票数
当	新井一郎	(自由民主党)	三〇、五五九
当	神林芳夫	(日本社会党)	二九、四五九
	田賀むとめ	(日本共産党)	一二、二三七

出所：調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

当選した新井一郎は三期目、神林芳夫は四期目のベテランの都議会議員としての座にとどまることとなるが、初の女性候補がみられたのがこの選挙の特徴となった。

第一節 市議会議員選挙と市議会

一 市議選の結果

社・自微減の 昭和五十年四月二十七日に統一地方選挙が行われた。

市議選の結果 その四日前には都知事選挙（後述）が行われ、この四月は選挙ムードで盛り上がりを見せていた。

この選挙選には定員三〇人に対して、現職二五人、新人一四人など四人が立候補し、熱い選挙戦が展開された。

市内三一カ所の投票所で投票されたが、投票結果は前年の市長選と同様六〇%の投票率で、現職二二名、新人八名が当選を果たした（表一—4）。党派別では日本社会党と自由民主党がそれぞれ七名、次いで公明党が五名、日本共産党が四名、民社党一名（女性）と各党派とも前回四十六年選挙とはほぼ同議席を占めたものの、総体的には社会、自民が一ないし二名の減で、その分、無所属が増えたことと、三〇代の四人、四〇代の二人の新人が初当選を果たすなど世代交代の一端を見せたものの、党派別では大きな変動は見られなかった。なお、女性議員は前回の二名から三名に増えている。

表一—4 市議会議員選挙の結果（昭和五十年四月二十七日執行）

当落	氏名	政党名	現新元	得票数
当	西山知夫	日本社会党	現	三、二〇二
当	片山哲夫	日本社会党	現	二、六四七
当	おくやま 繁	公明党	新	二、四八一
当	かもした 忠	無所属	新	二、二三六
当	増岡兼治	自由民主党	現	二、二〇二

当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	当			
飯野ひさ子	鈴木良雄	重たかお	福かつゆき	吉口徹	山久男	菊地みる	富沢みゆ	熊澤喜由	青柳源一	小池守三	有山一	児玉みね子	原川としたね	小川広吉	大久保正義	たけべ好子	山岡昇平	田中鈴太郎	しげもり貞治	田村たけし	豊山八郎	水上太郎	入江一	とうみ千衛	片岡千生	大竹正生	
日本共産党	自由民主党	自由民主党	自由民主党	自由民主党	自由民主党	公明党	公明党	無所属	自由民主党	日本社会党	日本社会党	日本社会党	自由民主党	無所属	自由民主党	自由民主党	無所属	無所属	無所属	日本社会党	日本共産党	日本共産党	日本共産党	自由民主党	日本社会党	日本社会党	
新	現	現	現	現	現	現	現	現	現	現	現	現	現	現	現	現	現	現	現	現	現	現	現	現	現	現	現
一、四七	一、三二	二、九二	二、九九	一、九二	一、九一	一、八八	一、九一	一、八三	一、九一	一、八八	一、八三	一、八八	一、八三	一、八八	一、八三	一、八八	一、八三	一、八八	一、八三	一、八八	一、八三	一、八八	一、八三	一、八八	一、八三	一、八八	一、八三

*次点までの氏名をあげた。
 **得票数の小数点以下は切り捨て省略とした。
 出所・調布市選挙管理委員会、「選挙の記録」

二 市議会の構成・人事

昭和五十、五十一、昭和五十年四月二十七日執行の市議会議員選挙五十二年の三役人事 後、六月六日、新議員も揃ったの第二回定例会を開催した。始めに、議長、副議長選出の選挙を行った後、本多市長から監査委員（議会選出）の選任議案が提出された。

まず、議長選出では西山知夫議員（日本社会党）が立候補し、白票を除く、二五票を獲得して当選、議長に選出（再選）された。続いて行った副議長選挙でも、議長選挙同様に二五票を獲得し薫森貞治議員（自由民主党）を選出（再選）した。議長、副議長選挙の結果は次のとおりである。

（議長選挙）

西山知夫 二五票（投票数 三〇票 有効票二五票）

※無効投票 五票

（副議長選挙）

薫森貞治 二五票（投票数 三〇票 有効票二五票）

※無効投票 五票

西山議長は過去二回の議長を歴任、薫森副議長も副議長の経験を持つベテランで、かつ二人の正副議長としてのコンビは昭和四十三年から十四年以前の人事構図をもち、これまでも本多市政に対峙、あるときは支え、あるときは批判をしてきた実力派人事といえよう。とりわけ、本多市政四期目を迎え、西山議長への議会運営への期待は大きく、その役割を担うこととなる。一方、市長から提案された調布市監査委員（議会選出）選任議案も六月六日の定例会で福重隆夫議員（公明党）を満場一致で可決、監査委員の公明党選出委員による時代が続くこととなる。

その後、昭和五十一年、五十二年にわたり、この三役人事は指名推選

の形で、同じ陣容で推移していくのである。

西山議長の辞任と 昭和五十二年六月の第二回定例会で前期同様、西
鈴木議長の就任 山議長、薫森副議長を再任し、平穏無事なスター

トを切ったが、翌五十三年三月開催の第一回定例会の初日、長年議長を務めてきた西山議長が辞任を表明、市議会はこれを承認し、新議長に鈴木良雄議員（自由民主党）を指名推選した。

なお、西山議長の辞任については、「一身上の都合」としているが、七月の市長選を前にして、この時期、本多市長の高齢による引退の意思が既にあり、同じ日本社会党の一員として務めてきた西山議長としては自らの役割も終わったという判断が辞任の主たる理由との見方もあるが、諸々の政治的要因も手伝ったものといえよう。

つづく六月の第二回定例会の議長、副議長選挙では指名推選の形で、議長には三月に新任された鈴木良雄議員が引き続き、副議長には有山守三議員（日本社会党）をそれぞれ選出、また、市監査委員（議会選出）には青柳源一議員（公明党）を選出し、それぞれ就任した。

これで、四月当選を果たした金子市政への第一年度の議会三役の布陣として、議長を自由民主党、副議長を日本社会党、さらに、引き続き監査委員を公明党との構図を形成したこととなる。

党派構成と 昭和五十年四月の市議会議員選挙により新しい顔ぶれが
勢力地図 決まり、現職二二名、新人八名の党派所属は、「自由民主

党」九名、「日本社会党」七名で保守・革新党派がほぼ拮抗、次いで、「公明党」五名、「日本共産党調布市議会議員団」四名、「政友会」三名、「市民クラブ」二名の六党派である。これら各党派の所属議員は昭和四十六年議員の再選議員はほぼ同党派に継続して所属しており、全体的には顕

著な異動はみられなかった。

しかし、そうしたなかで、昭和四十六年時点の保守系会派の「政友研」は五十年には「政友会」と改称し、新人の保守系無所属議員二名を含めて三人に、「日本共産党」は「日本共産党調布市議会議員団」と改称、また、かつて民社党系の「新政会」は昭和五十年六月には「市民クラブ」に改称した。同クラブは民社党の竹部好子議員に四〇年代自政研会に所属していた水上太一議員が転向して二人会派として発足した。しかし、この市民クラブも次期五十四年には一人会派になっていく。この期の無所属での当選議員は自由民主党と保守系の政友会へそれぞれ二名が所属するが、昭和五十一年六月には田村毅議員が自由民主党へ、また、五十二年六月には薫森貞治議員が自由民主党から政友会へと異動している。

一方、日本共産党調布市議会議員団と公明党の二会派は公認候補の当選者がそのまま会派に所属していくことからその数は固定的となっている。

総体的には本多市政を支える日本社会党などの革新系会派と自由民主党、政友会と中立的立場をとっている公明党を含んだ、いわゆる保守系会派との勢力は二三対一七で、やや保守系が多いが、この均衡は調布市議会の健全性を物語っているものである。なお、会派とは別に、この五十年選挙に当選した新人議員の有志が「五〇年会」を結成し、会派を超えての活動を展開していったことがこの期の特徴にあげられる。

三 市議会の活動

昭和五十年第 一 昭 昭和五十年四月に執行された市議会議員選挙後、初の

二 二 市議会活動として、六月六日から十二日に第二回定例

会を開催した。前述したとおり、三役人事として議長に西山知夫議員（日本社会党）、副議長に薫森貞治議員（自由民主党）、監査委員に福重

隆夫議員（公明党）の三名を決定した。

定例の常任委員会への所属などを決定。今定例会への議案は、昭和五十年調布市下水道特別事業として五億円を盛り込んだ補正予算などの市長提出議案一五件、議員提出議案五件のほか、請願・陳情三二件を審査した。

議員提出による決議、意見書の審議では、「公立高校増設に関する決議」などを可決したが、「公選法改悪に反対する決議」は起立少数で否決となった。

なお、この定例会では、京王線対策特別委員会、行政区画特別委員会、水道問題対策特別委員会、都営高層住宅並びに調布団地対策特別委員会の四特別委員会の設置を決定した。

昭和五十年第 二 昭 昭和五十年八月二十一日に開催された本臨時会は「調

二 二 布市立神代中学校増築工事請負契約議案」など中学校

舎新築、下水道工事請負契約議案七件を原案可決した。さらに、「水道問題対策特別委員会」を「上下水道問題対策特別委員会」と改称した。

昭和五十年第 三 昭 九月十八日から二十六日の第三回定例会は市長提出議

三 三 案一五件、議員提出議案二一件、請願・陳情二一件の

審議を行った。本定例会の大きな動きは、昭和五十四年完成を目標とした京王線高架化について、東京都側から「財政事情の悪化により当分の間、凍結する」との説明を受け、特別委員会は都の方針を了解することとした。

また、市長提出議案のうち、都市計画道路二・二・六号線用地買収費、第二小学校用地買収費など三億二四二〇余万円の一般会計補正予算議案を可決、さらに、昭和四十九年度調布市水道事業会計決算の認定を

行った。

一方、この定例会では、「昭和五十年度の地方財政危機打開に関する緊急要望決議」などの意見書を可決した。

昭和五十年第 三回臨時会 本臨時会は十月三十一日から十一月六日に開催をし、

市長提出議案一八件を審議、飛田給小・大町小屋内運動場新築工事請負契約議案、下水道工事請負契約議案三件、さらに、水道料金改定に伴う条例改正議案などを可決した。人事関係としては、助役（反町秀雄・再任）、収入役（井上欣一・再任）に同意した。

昭和五十年第 四回臨時会 この臨時会は、十一月二十八日に開催し、市民待望の

「調布市市民福祉会館新築工事（第1期）請負契約議案：鉄筋コンクリート造り、工事費二億四一〇〇万円：」一件のみを審議、可決した。

昭和五十年第 四回定例会 本定例会は会期を一日延長して、十二月八日から十九日の二日間とした。市長提出議案としては「昭和五十年年度補正予算議案」、「調布市庁舎建設基金条例を廃止する条例議案」、

「昭和四十九年度一般会計歳入歳出決算議案」など四〇件、議員提出議案一〇件、請願・陳情三七件などについて審議、決定した。

このうち、昭和四十九年度一般会計決算議案中、主要施策として、東部児童館、飛田給小学校新築工事、第六中学校新築、滝坂小学校増・改築、図書館若葉分館建設など、ほぼ目標を達成したとし、他の特別会計も併せて認定した。

また、最終日の十二月十九日には市道七六一号線疑惑に絡むニュース紙について、「日本共産党調布市議会議員団に対する問責決議」を共産党を除く五会派で可決した。

昭和五十一年 第一回臨時会 本臨時会は二月十四日に行い、下水道工事請負契約

案二件、役員選挙一件などを可決した。

昭和五十一年 第二回定例会 本定例会は、三月十二日から二十五日に開催され、「昭和五十一年度調布市一般会計補正予算議案」をはじめ

とする市長提出議案五一件、議員提出議案八件、人事案件五件、請願・陳情二七件を審議した。市の五十一年度基本的施策については、会派代表質問では、「人件費の抑制」（自由民主党）、「自主財源の確立について国へ要望」（日本社会党）、「国保制度の改善」（公明党）、「住民本位の行政を」（日本共産党）などを提言した（「市議会だより」第六五号より）。

また、三月二十四日には市長報告として「調布市市民憲章」の説明があり、議会はこれを了承した。さらに、同日決議・意見書では「ロッキード汚職の真相究明を要求する意見書」、「主任制度に反対し撤回を求める意見書」などを可決した。

昭和五十一年 第二回臨時会 本臨時会は四月二十日に開催され、市長報告一件、昭和五十一年度一般会計補正予算の専決処分など六件の審議を決定した。

昭和五十一年 第二回定例会 市長提出議案一〇件、議員提出議案四件、請願・陳情など二七件を審議した。特に、この議会では「地方債許可制度について」全国初の公開質問を決定、六月二十四日議長らが自治省松浦事務次官との会談を実現した。

また、旧調布飛行場を有する調布市として、国の「基地跡地国有財産三分割有償処分」に反対する意見書を可決した。

昭和五十一年 第三回臨時会 この臨時会は、八月十八日に開催、下水道工事請負契約議案七件、二億円余の市長提出議案を可決した。

昭和五十一年 この定例会は会期を二日延長して九月十六日から二十三日までの一三日間にわたり開催した。市長提出議案

第三回定例会 八日までの一三日間にわたり開催した。市長提出議案二五件、議員提出議案一三件、請願・陳情三五件について審議した。この会議の最終日には「市道七六一号線（仮称）建設に関連する調査特別委員会」を設置し、疑惑究明のための調査を行うこととなった。

昭和五十一年 十二月八日から十七日に開催され、市長提出議案では

第四回定例会 佐須地区への小学校建設（第一九小（仮称））の用地取得、第七中学校屋内運動場建設経費などを含む補正予算議案などを審議、同校建設については建設促進、反対の陳情も提出された。その他下水道工事請負契約議案七件も併せて可決、昭和五十年各会計の決算も認定を行った。

昭和五十二年 二月七日に市長提出議案の「市民休暇村建設工事関係

第一回臨時議会 議案」を可決した。

昭和五十二年 三月十二日から三月二十四日に開催され、市長提出議

案による調布市市民福祉会館建設費、市民休暇村建設費などを含む「昭和五十二年度調布市一般会計予算議案」、「調布市財政調達基金条例議案」などを可決した。さらに、この議会では、西山議長が昭和五十一年第一回定例会が可決した「調布市まちづくり市民会議条例」に基づく、まちづくり市民会議の運営について市議会を軽視した形が見られるとして、市議会との連携を密にすべきであるとの意見を市側に申し入れた。

昭和五十二年 六月二日から六月七日に開催され、この議会では三役

第二回定例会 人事について申し合わせにより、議長に西山知夫議員（日本社会党・再任）、副議長に薫森貞治議員（自由民主党・再任）、議

選の監査委員に福重隆夫議員（公明党・再任）をそれぞれ決定した。

議案関係では市長報告三件、市長提出議案一四件、議員提出議案七件、請願・陳情二五件などを審議決定した。特に、旧調布飛行場の公害、環境問題が大きく取り上げられ、飛行場内市道の状況、騒音調査を実施することを全員一致で可決したほか、六月十六日には「行動する議会」として、中央高速自動車道の高井戸ランプの早期開設を西山議長、各党派代表が日本道路公団に出向き、前田総裁に訴えた。

昭和五十二年 今臨時会は、八月十九日に開催され、市長の二件の専

第二回臨時議会 決処分と下水道工事請負契約議案など市長提出議案六

件について審議、可決した。

昭和五十二年 本定例会は当初の予定を一日延長して九月十六日から

第三回定例会 二十七日にわたり、一二日間の会期で開催された。市

長提出議案二二件、議員提出議案五件、請願・陳情二二件を審議、決定した。市長提出議案としては、昭和五十二年度調布市一般会計補正予算、調布市立第八中学校屋内運動場新築工事請負契約、調布市立南部児童館（仮称）新築工事及び防災倉庫請負契約議案などを可決した。

さらに、議員提出議案では昭和五十二年九月七日付け毎日新聞で報道された「市議が違反建築の片棒をかついだ」という記事などをめぐる一連の疑惑報道に関連した事実究明を行うため、「調布市の公職に携わる者の規律と道義に関する調査特別委員会」を設置した。

昭和五十二年 本定例会は、十二月八日から十二月十七日に開催され、

第四回定例会 提出された市長提出議案二九件のうち、「昭和五十二年

度調布市一般会計補正予算」により当該年度の一般会計総予算額は二〇〇億円を超えることとなった。本定例会ではこの一般会計補正予算議案

のほか、翌年四月開設を予定している市民休暇村多賀荘の「調布市市民休暇村条例」も可決した。さらに、「昭和五十一年度調布市一般会計歳入歳出決算」ほか各会計決算議案を認定した。

一方、特別委員会では「都営高層住宅並びに調布団地対策特別委員会」を「集合住宅対策特別委員会」に改称し、民間の集合住宅建設の諸問題に關しての対策を講ずることとした。

昭和五十三年 本定例会は、三月十日から二十二日に開催され、初日**第一回定例会**の西山議長の辞職問題から始まった。本会議では西山

議長の辞職を許可し、指名推選により鈴木良雄議員（自由民主党）を新議長に決定した。議案の審議では市長提出議案「昭和五十三年度調布市一般会計予算議案」ほかを可決、さらに昨年九月設置した「調布市の公職に携わる者の規律と道義に關する調査特別委員会」は「疑惑の事実関係は認められなかった」と結論、同委員会を解散した。

昭和五十三年 本臨時会は四月十一日に開催、「昭和五十二年一般會**第一回臨時會** 計補正予算の専決処分」などを含む市長提出議案四件を審議、決定した。

昭和五十三年 本定例会は当初、六月六日から十二日までを会期と決**第二回定例会**定したが、六月九日までの四日間の開催に変更した。

三役人事では、議長に鈴木良雄議員（自由民主党・再任）、副議長に有山守三議員（日本社会党）を決定、市長提出議案としての議選の監査委員は青柳源一議員（公明党）を同意、決定した。

付議事案については、土地開発公社の経営状況など市長報告四件をはじめ、下水道工事請負契約議案三件、八雲台小学校増改築、国領都住地内への小学校新築工事請負契約議案など市長提出議案一七件、高井戸ラ

ンプの早期開設と放射五号線の閉鎖即時解除を要求する決議など議員提出議案三件、請願・陳情など二一件について、審議決定した。

さらに、五十年六月の第二回定例会で設置した「上下水道問題対策特別委員会」を主要な役割を終えたとして解散した。

昭和五十三年 本臨時会は七月二十日に行い、市長報告三件、下水道**第二回臨時會** 工事請負契約議案など二件、陳情一件を可決した後、

一六年間務めてきた本多市長の退任のあいさつがあり、これに対して市議会を代表して自由民主党幹事長が送別の言葉を送った。

昭和五十三年 本定例会は、九月十八日から二十七日に開催され、市**第三回定例会** 長提出議案一七件、議員提出議案五件、請願・陳情三

一件について審議決定した。市長提出議案では国領都住地内小学校屋内運動場新築工事、市立北部児童館（仮称）・防災施設等新築工事請負契約などのほか、昭和五十二年度水道事業特別会計決算議案の認定などであった。

昭和五十三年 本定例会は十二月八日から十八日まで開催され、多摩**第四回定例会** 川小学校、神代小学校、第三小学校の校舍増築等に伴

う備品購入費などを含む「昭和五十三年度調布市一般会計補正予算」をはじめ、「昭和五十二年度調布市一般会計歳入歳出決算」、各特別会計決算議案など市長提出議案は二九件、議員提出議案四件、請願・陳情四〇件を審議、決定した。

昭和五十二年一般會計決算報告では、財政調整基金に四億七九一一万円を積み立てるなど、実質単年度収支は五億四八一七万円の黒字となり財政収支は良好であるとして一般会計ほか各特別会計決算を認定した。議員提出議案による決議・意見書としては「日本住宅公団住宅家賃の

値上げに関する意見書」など四件を可決した。さらに、集合住宅対策特別委員会は都営住宅建て替え戸数について都側が提示してきた二四〇〇戸を検討、二二一八戸とすることを二月十六日の本会議に報告、了承された。

昭和五十四年 本定例会は当初、三月二日から三月十三日と会期を定第一回定例会 めたが、一日少ない一二日間の会期として開催した。

金子市長の本格的予算編成による最初の提出議案「昭和五十四年度調布市一般会計予算議案」をはじめ、二五件、議員提出議案四件、請願・陳情二九件を審議、決定した。

金子市長は昭和五十四年度予算編成、執行に伴う「基本的施策について」、昨年九月の第三回定例会で述べた所信表明の「清潔、公平、信頼」を基本姿勢に、昭和五十四年度は公共下水道の整備、福祉環境の向上、都市文化の向上、特に、国際児童年にあたり「強い子の育つまちづくり」などを主要施策の柱として取り組むことを明らかにした。

この市長の基本的施策に対して、各党派は代表質問を投げたがその概要は「調布市議会だより」第七八号に掲載されている。ちなみに、各党派の質問の見出しを掲げておくこととする。

- ・ 危機的な地方財政下、市民生活を守り抜け（日本社会党）
- ・ 人間都市調布の



定例会での市長の施政表明
(昭和54年)

精神を計画の中に生かせ（公明党）

・ 財政危機打開で市民のくらしを守れ（日本共産党）

・ 自信と勇気をもって新しいまちづくりを（自由民主党）

以上のような要望などを通して「昭和五十四年度調布市一般会計予算議案」のほか、国領小学校新設に伴う「調布市立学校設置条例の一部を改正する条例議案」などを可決、さらに、決議・意見書では「昭和五十四年度東京都予算の適正化に関する意見書」など三件も可決した。

なお、昭和五十四年四月の市議会議員選挙により、京王線対策特別委員会、行政区画対策特別委員会、集合住宅対策特別委員会の三特別委員会は任務終了となった。

本多市長退任

昭和五十三年七月、四期一六年間、調布市発展期の市政を担ってきた本多嘉一郎市長が退任を表明した。「カツドウ屋市長」の異名で広く知られ、親しまれてきた本多市長は調布市が住宅都市として発展する中、中央自動車道調布インターチェンジの通公舎、調布駅前整備、市庁舎建設、調布飛行場の返還問題など種々の難問に対し、常に市民の福祉、生活環境への配慮を底流に添えて市政運営の推進に当たってきた。そうした一六年の実績をもった本多市長は退任にあたって「市報ちようふ・第四五七号」の中で「池に落とした石でできる輪のようなもので、時が過ぎればあとかたもなくなる」と誰の功績でもない、退任のあいさつを締めくくった。

なお、市議会は昭和五十五年五月、第二回臨時会で「調布市名誉市民条例」を可決、本多嘉一郎前市長を初の名誉市民として推挙した。

第二節 市民参加行政と市議会

一 まちづくり市民会議と市議会の対応

「まちづくり市民 調布市は昭和四十六（一九七二）年に策定した「調布市基本構想」を受けて、その構想を具体化させた「調布市長期総合計画」のなかの目標である「ふるさと調布」の実現に向け、市長の意見、要望を施策に反映させる手法として、昭和五十年二月に「まちづくり推進本部」が設置され、具体的な作業が始まる。その一環として「調布市まちづくり市民会議条例議案」が昭和五十一年三月、第一回定例会に提出された。同議案の概要は、委員一〇〇人以内、市内一〇地区に分けてそれぞれ委嘱。新各部門別に新しい「ふるさと調布」づくりに必要な意見、提言、さらに市長からの諮問に対する答申などを行い、市の総合的な施策へ反映するための市長の付属機関としての役割を果たすものであり、市議会は同議案の審議を行い、「委員の人选については一部の人に偏向しないよう、勤労者、勤労婦人の参加ができるように」という意見を出して、満場一致で同議案を可決した。

この条例によってこれまでの「調布市交通安全対策市民会議設置条例」や部門別の市民会議の一部を廃止し、市の総合的政策への提言などをその範囲とするこのまちづくり市民会議に整理、統合することとなった。

西山議長が議会 しかし、市側はこれといった市民会議の動きをみせず、一年を経過した昭和五十二年二月二十三日、よ

うやく第一回の会議を開催した。市議会はその会議について市議会各派から同会議の参与として代表を送り、市議会との連携体制を構築してい

るにもかかわらず、議長の日程も考えず第一回会議を開催したことについて、西山議長はこうしたことは議会軽視にもつながるものであるとして、強く市理事者側に要望するという場面をみせるなど、冒頭から市議会とのずれをみることとなった（『調布市議会だより』第七〇号 昭和五十二年四月十七日発行）。

さらに、第一回のテーマとして、市営住宅の使用料、保育料を当面する具体的な課題としたことについても、総務委員会は「全市民的な問題でなく、特定市民の問題を市民会議のテーマとして取り上げるのかどうか」という意見も出した。特に、市営住宅の使用料については以前からも市議会で指摘し、それに対して理事者側からは検討しているとの回答を得ている。「こうした経緯をもった件について市民会議に諮って議会に回答するという姿勢は問題がある」と市議会は理事者に対して強く迫るなど、市民会議は発足時から具体的な段取りやテーマについて、市議会と理事者側との間に温度差を感じるスタートとなった。

こうしたことから、西山議長は今後市議会との連携を図りつつ、市民会議の運営を行っていくよう理事者に要望（『調布市議会だより』前掲と同号）して、第一回会議は終わった。

第一回要望書 昭和五十二年二月発足、前述のとおり、環境衛生、社会福祉、都市整備、教育文化の四部会単位に各部門別の課題、テーマについて一年間の歳月をかけて五十三年二月二十一日の

全体会議を経て、ごみ問題、老人福祉、都市整備などの一四項目にわたる提言、要望書を市長に提出した。その内容は、市民の視点による施策への提言をまとめたもの、『市報ちようふ（第九四号）』昭和五十三年三月五日発行からその要点を要約すると次のとおりである。

(一) ごみ問題はごみの減量化の推進と廃棄、回収、公共施設の清掃、不用品の交換、再生利用、全市民的な清掃の実施

(二) 身体障害者福祉は、身障者と共有できる環境整備、そして身障者(児)が遊べる遊園地の設置、市役所玄関に専用駐車場の設置など、五つの要望事項

(三) 老人対策については高齢化社会の到来に対応する施策として、老人年金助成金など経済的基盤の整備と老人福祉施設の整備などにつながる総合性、系統性が要求されるとしている。

(四) 母子福祉対策では、母子家庭(父子家庭)に対する施設の立ち遅れへの取り組みとして、母子家庭の母親の雇用促進など七項目を要望

(五) 保育問題は、保育料の問題、保育時間の延長、保育内容の充実など、保育の実態をとらえるための審議機関の設置と検討

(六) 防災部門としては、市民にとっての防災は行政と市民組織が一体化して長期的展望に立った施策を執行することが肝要であるとし、災害に備えたまちづくりへの施策として一〇項目と防災意識の高揚などを提言している。

(七) 教育問題では、公立小・中学校の校舎の鉄筋促進、公立小・中学校の公費負担項目の再検討、幼児教育の実態調査の予算化、中学校のクラブ活動のあり方など、さらに、総合体育館については、一般市民、スポーツ団体への活用拡大、市民の健康増進などが市民相互の親睦を深めるためにも必要であるとしている。

以上のような提言をまとめ、市長に提出して第一期市民会議の役割を終えて解散した。

二 「調布市市民憲章」の制定

市民憲章起 調布市は昭和五十年度、市制二〇周年記念事業の一環と**草の経過** して「調布市市民憲章」の制定を企画し、市民参加方式

で事業を進めることとした。五十年八月二十日発行の『市報ちようふ』で「市民憲章骨子募集」を掲載し、同日、併せて市内在住、在勤の学生、女性、勤労者、高齢者、学識経験者など市民各層からなる「市民憲章実行委員会」(一五名)を発足させた。

その後、市民から提案された骨子二二件とその他資料を参考に、前文と五項目からなる「調布市市民憲章(案)」を作成し、十一月二十日発行の『市報ちようふ』に掲載した。

市議会定例会 翌五十一年三月二十四日の第一回定例会に市長報告と**での市長報告** して、「調布市市民憲章」について本多市長から次のような説明がされた。

『……(前略)市制二〇周年を契機といたしまして、市民憲章を定め、調布市の自然と歴史を愛し、市民であることの誇りを持ち、市の発展を願う市民の心をその中にうたい上げることによって、市民としての意識を高揚し、市民同士のつながりを持つことができるわけではないかと思うのでありまして……(中略)市民憲章の制定により住みよい調布を目指して市民一人一人が町づくりの基礎を築き、基本構想に定める「新しいふるさと調布」の実現が可能であると思われ、市民憲章は自発的で、自主的な実践をたてまえまするものです。決して市から押しつけるものではありません。』

こうして、市民憲章の精神、市のスタンスなどについて、本多市長の説明が終了した後、市議会は全員でこの市民憲章を了承した。

制定された市 こうして、第一回定例会の了承を経て、翌三月二十五
民憲章(全文) 日、告示第一四号により「調布市市民憲章」は制定さ
れた。全文は次のとおりである。

調布市市民憲章

悠久の流れをたたえる多摩川、武蔵野の森に囲まれた白鳳仏の深
大寺、この自然と歴史に恵まれたまち調布にも急速な都市化が自然
の破壊と環境の悪化をもたらしています。

恒久の平和を願う私たち市民は、この自然をよみがえらせ、お互
いの生活を尊重し、私たちひとりひとりの手で人間味あふれる「新
しいふるさと調布」をつくるため、この市民憲章を定めます。

私たち市民は、自然を破壊と汚染からまもり、緑と清流と青空に
恵まれたまちをつくります。

私たち市民は、つねに自己を啓発し、個性的で清新な文化豊かな
まちをつくります。

私たち市民は、健康で快適な生活を目指し、あたたかい心で助け
あい幸せからとりのこされる人のいないまちをつくります。

私たち市民は、お互いに約束をまもり、公共の施設を大切にし、
社会意識の向上につとめ、さわやかなまちをつくります。

私たち市民は、ひとりひとりを尊重しあい、すすんでまちづくりに
参加し、市民中心のまちをつくります。

第三節 財政運営、職員意識改革等問題と市議会の意思

一 オイルショック以降の財政運営の安定確保と市議会

財政危機の背景

昭和四十八（一九七三）年、日本経済は第一次オイルショックにより大きな打撃を受けるなか、地方自治体の財政運営も大きな影響を受けた結果となった。昭和三十年代から続いた高度経済成長は首都高速道路の開通をはじめ、東海道新幹線の開通、昭和三十九年の東京オリンピック大会、昭和四十五年の大阪万博など、日本経済進展の象徴的なプロジェクトを実施、一〇％台の経済成長率を維持してきた。しかし、昭和四十八年の第四次中近東戦争の影響を受けて、中近東諸国から輸入している原油量の激減により、石油製品、工業製品などの値上がりを招く結果となり、また、トイレットペーパーの買い占め騒動などの社会現象を起こした。そして、地方自治体の公共工事関係の資材単価の値上がりなどにも大きく影響を及ぼす結果となった。こうした経済環境の変化はそれまでの高度経済成長時代を終焉させることとなり、昭和五十年を境に日本経済は経済成長率四〜五％へと軌道修正を行うなど、安定経済成長時代へと移行していくこととなる。

歳入財源と財政危機の決議など こうしたなか、地方自治体の収入財源にも陰りを見せ、財政運営にも危機的状況を迎えるが、調布市も

また、他の市町村と同様に財政状況に少なからず、マイナス要因が出てくる。調布市の場合、安定経済へ移行した昭和五十年から五十三年度

の一般会計歳入項目の中で、国庫支出金と都支出金、地方交付税さらに市が公共工事などに投入するために金融機関から借り入れる、いわゆる市債などの予算収入状況をみると、この四年間の歳入額と総額に対する構成比率は、歳入予定金額では、国庫支出金と都支出金とも微増となっているものの、実際の予算総額の伸び率を比較すると、収入比率は減少しており、主たる自主財源としての市税もしくはその他の収入源で補填していかなければ、適正な予算執行ができないという状況に追い込まれているという現実があり、そのために国や都に対して財源措置の要求をしていくことが必然的に出てくるのである。

調布市議会はこうした状況を予測して昭和四十九年十二月第四回定例会で「地方財政危機打開のための緊急立法制度に関する意見書」を起立多数で可決した。要旨は政府の総需要抑制政策により、超過負担の押しつけ、地方交付税の削減、起債枠の圧縮などで地方財政は破綻に追い込まれているとし、過去五年間に累積した膨大な超過負担を解消するため「超過負担解消特別措置法」の制定、四十九年に差し迫って必要とされる地方一般財源を補填するための人口配分に基づく「緊急特別交付税法」の制定、昭和五十年以降の地方交付税率を三二％から四〇％に引き上げるための「地方交付税法」の改正（『調布市議会だより』第六〇号、昭和五十年一月一日発行）の三点を骨子とした意見書を政府関係省庁に送付した。

こうした状況のなかで、市議会は市議会の経費削減を自主的に行うことを決定し、昭和五十年三月の議員年度末手当計二八三万円を返上し、図書購入費に充てるなど、経費削減に努める姿勢を示した。

地方債許可制度 こうした地方財政の危機的状態、硬直化の要因とでの公開質問 となっている国の地方債許可制度について、調布市議

会は昭和五十一年六月に行動を示した。以前から市町村において公共事業整備資金の最大のネックになっている地方債（起債）の枠については共通の課題として常に問題視してきたところである。

調布市議会はこの点に着目し、昭和五十一年六月二十四日西山議長一行は自治省松浦事務次官と会談を行った。会談の要旨は起債の許可を必要としない地方自治法第二五〇条が規定している「当分の間」の解釈についての自治省の見解を求めるというものであった。

同法では、「当分の間」と規定しているにもかかわらず、同法が施行された昭和二十二年以降、三〇年近くにわたって自治省が許可制度を敷いていることは、地方自治法の自主性の確立を規定している憲法の本質からも重要な問題であるとして、その解釈について求めたが、結果的には「当分の間」の解釈については触れずに終わった。しかし、議論の中で次官は「いまの地方自治制度が三割自治とは考えていない」という発言があり、あまりの認識の相違に驚いた（『調布市議会たより』第六六号、昭和五十一年七月一日発行）と会談の内容について同紙は報じている。結果はともかくとして、自治体が抱える財政問題の現状について、とりわけ、地方債許可制度のあり方についての積極的取り組みを示した行動であった。

市財政調整基金 昭和五十二年三月第一回定例会に市は「調布市財政調整基金条例の制定 整基金条例議案」を提出した。

市長は提案理由について「本来は市財政の健全な運営に資するため、調布市財政調整基金を設置するものであります。ご承知のように地方自

治体の財政事情は経済情勢の悪化により非常に厳しく、かつ、不安定な状況下に置かれています。財政運営は一層不安定な時代に差しかかっておるものであります。

こうした状況のもとで安定した市民サービスを努めるにも、まず、第一に財政事情が安定していかなければならないことは申すまでもありませんが、今後における市財政の運営は長期的な視野に立ち、年間における財政運営を考慮することにより健全で安定した財政運営がはかられるとともに、市民サービスの確保が得られるもので、ここに財政調整基金条例の制定を提案いたします」と、多少回りくどい説明ではあるが、要は予想外の緊急な支出を要する事業や災害復旧など、既定予算では対応できない場合に支出または補てんを行うための目的をもたない資金プール制度である。初年度の五十一年度補正予算に五億円を基金として計上された。

本会議は総務委員会に付託になった後、審議の結果、報告どおり満場一致で本議案を可決した。

二 職員の定数増議案に対する市議会の反応

三三人増の定数 昭和五十三年三月、第一回定例会に「調布市職員定数改正議案の提出 数条例の一部を改正する条例」議案が提出された。この条例改正議案は職員定数を三三人増員し、一四三一人に改正するという内容のもので、定数増としては大幅な改正であった。

本多市長は議案説明を次のように述べている。

『(前略)新たに開設する各種の事業のため、建物を新增築いたしますと、その管理、運営に必要な職員を配置させるためであります。その内容といたしまして、五十三年度におきましては、仮称柏野小学校をはじ

めといたしましたして、児童館、市民休暇村等が新たに開設いたします。その管理、運営に必要な人員と従来からの事務事業の充実を図るための人員を増員するために本案を提出するものであります。

いうまでもなく増員にあたっては、職員配置の適正化を推進するとともに、組織機構の弾力的運用に努め、必要最小限度の人員にとどめております。増員の内容を申し上げますと市長の補助職員を一九人、教育委員会員の職員を一三人、水道事業の職員を一人、合計三三人を増員いたしましたして職員の定数を一四三一人とするものであります。』

こうして、職員定数の増員説明が終わった後、他の五議案とともに総務委員会に付託した。

総務委員会の意見

付託を受けた総務委員会は同議案に対して次のような意見を出している（『調布市議会だより』第七四号、昭和五十三年四月十八日発行）

(1) 三三人全員採用するところがあるが、たとえ定数に満たなくともそれ以下に抑え、なんとか乗り切るなどの内部努力が足りないのではないかと。

(2) 市民サービスにこたえるためには最小限度の増員はわかる。しかし、効率的な行政ということでの点検、見直しも必要だ。

(3) 事務近代化等の再検討、あるいは職員に対する指導など厳しい財政のなか、今後の定数改正については十分検討し、慎重を期すべきである。

これらの点に対して市理事者側は、内部努力をしてお不足したものである。今後においても事務事業の総点検など、職員配置の適正化に努力していきたいとの答弁があった。

この時期、一方では地方財政も危機的狀態にあり、五十年以降、経済環境も大きく軌道修正を余儀なくされ、市税収入の低迷など悪い要因が重なっている中での職員定数の増員を押しつけてもしなければならぬ厳しい判断によるものとなった。しかし、三月定例会で同議案を可決、職員定数改正により、四月開校の柏野小学校をはじめ、市民休暇村多賀荘、多摩川児童館など新しい施設の開設と円滑な運営がされていくこととなる。

三 建て売り業者への関与に関わる事件と市議会

第三回定例会 この件は昭和五十二年九月十六日、第三回定例会本会の緊急質問 議開会直後、冒頭に任海千衛議員（日本共産党）の緊急質問から始まった。同議員は、「九月七日の毎日新聞によれば、調布市議会のAという議員が建て売り業者の後押しをしたばかりか、業者の代理人として市当局に強談判をしたとの報道がされました。このことは調布市議会にとつて大変不名誉なことといわなければなりません。この記事に関連して水道行政を預かる水道事業管理者に質問いたします（後略）」とその真偽について問いたました。

この質問に対して我孫子水道事業管理者は「新聞で報道されている上石原一五六番地に建てられている住宅への五月二十六日以降、八月一日までの業者と水道部との対応に関する事実を述べる」ことで答弁を終わらしたが、任海議員はこの件の今後の取り扱いについては議長に一人、議長は議会運営委員会にその取り扱いを委ねる形となった。

議員提出議案によ る特別委員会設置 この事件は九月七日毎日新聞が市議会議員が建て売り業者の違反建築の片棒を担いだという報道に端を発したもので、市議会は議会の名誉にかかわる事件として、九月二

十七日の同定例会最終日に議員提案として「調布市の公職に携わる者の規律と道義に関する調査特別委員会」を可決、設置することとした。

同委員会は毎日新聞（五十二年九月七日付け）の記事中、（一）市議が違反建築の片棒を担いだ、（二）同紙（九月十七日付け）の記事中、市議が土地売買で脱税？など四点についての事実関係の解明を目的に十月二十五日に理事者側から資料提供、十一月二十一日現地調査などの作業を進めていった。その結果、翌昭和五十三年三月二十日次の四点について結論を出し同委員会を解散、この問題に決着をつけた。

（特別委員会の結論）

（一）議会議員が建築業者の片棒を担いだということについては、当該建物は取り壊して既に原状に復しており、市民に迷惑をかけることが確認された。

（二）税の有無については、税務担当職員に事情説明を求めたが、守秘義務により説明を得られなかった。

（三）公共用地の取得について市議が介入した事実があるか否かは、その事実がないことが確認された。

（四）該当する委員が選挙運動で脱税しているのではないかとのことについては、該当者がすでに公職を退職されているので対象にならない。

（『調布市議会だより』第七四号、昭和五十三年四月十八日発行より要旨を集約）

第四節 都市基盤整備の推進と市議会の意思

一 市民福祉会館（第一期）建設と市議会

市民福祉会館新築 調布市は昭和四十六年に現在の市庁舎を新築落成（第一期）工事 した後、昭和四十八（一九七三）年五月調布市市民福祉会館建設構想を具体化するため、市議会議員も参加した市民福祉会館建設協議会を発足させて検討に入る。この計画は市庁舎に次ぐ大プロジェクトとして考えられたもので、調布駅前の旧市庁舎跡を中心にした場所に建設するものである。

昭和五十年十一月第四回臨時会に「調布市市民福祉会館新築工事（第一期）請負契約議案」が提出され、満場一致で同議案を可決した。請負工事金額は二四億四一〇〇万円である。この工事金額のうち、五〇%余にあたる一三億五〇〇〇万円が市民福祉会館建設積立金が充てられ、一般財源からの充当は最小限に押さえることとし、他の事業費に支障をきさないよう配慮されているものであった。



市民福祉会館工事風景

建設業者との工事契約を済ませた後、その年の十二月九日には地鎮祭が行われ、工事が順調に進行。翌年五月にはホールの名を調布市が目指している「緑と太陽の健康都市」に

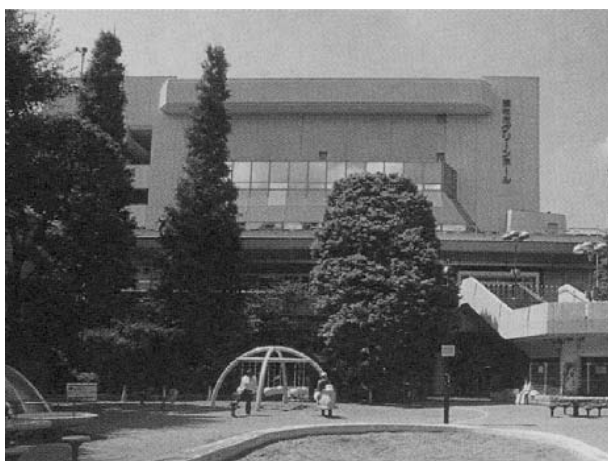
ちなんで、「調布グリーンホール」と命名され、開館は五十二年八月に盛大に行われた。冒頭でふれたとおり、第一期工事として竣工したこの施設は、市民福祉会館の名はついているものの、性格的には大ホールをメインとした一般的に言われている文化会館である。このことは、「市民文化の殿堂」という見出しで開館記念式典の記事を報じている『市報ちようふ』第四三三号「市民福祉会館落成記念特集号」（昭和五十二年八月二十五日発行）でも明瞭である。

市民福祉会館落 成と運営問題 こうして昭和五十二年八月二十五日、市民が待望していた市民福祉会館の落成式が盛大に行われた。翌

二十六日、二十七日の二日間にわたり一般公開された後、九月一日から

二十四日まで市民芸能音楽祭、演劇をはじめ、吹奏楽の夕べ、名画鑑賞会など多彩なプログラムによる記念行事が開催された。

一般への貸出は十月から開始され、さらに、十一月からは「市民のための能を知る会」、「テーブルマナー講習会」、「調布グリーンコンサート」、「市民寄席」など、同館主体



調布グリーンホール

による自主公演（事業）を展開、その後、この自主公演は恒例化していくが、開館後間もないその年の十二月、第四回定例会の一般質問で竹部好子議員（市民クラブ）は会館運営のあり方について次のような質問を行った。

「現在、近郊のこの種の会館は、ほとんど貸しホール化してしまっている。この誇るべき文化の殿堂を真に市民の生きた文化財とするために、年間一〇〇〇万円の会館運営費をさらに増額し、自主事業の枠をもう少し広げてもらいたい。

また、興行師に足元をみられることのないよう努め、運営、企画についても市民から論文や感想文を募り、市民の声を聞いて市民の要望に添えて欲しい。」

この質問に対し、市長は「市民福祉会館は普通の興行を中心とする会館なのか、教養中心の文化、芸術の殿堂なのかという理解されていないところに欠陥があると思う。（中略）今後の運営は品位を落とすことのないよう、文化、芸術の殿堂であるという認識に立ち、市民文化の向上に努めたい。」（『調布市議会だより』第七三号、昭和五十三年一月十八日発行）と考え方を述べている。

ここでの質問は、この種の会館の多くが貸し館的使用が多くみられるなか、調布の場合も同様の使用形態にならないよう、警鐘の意味を含めたものとなった。

その後、市民福祉会館は駅前という恵まれた立地条件も手伝って、「調布グリーンホール」の名称が一般市民に広く定着し、成人式をはじめ、コンサートなど多彩な公演、事業の拠点としての機能を果たしている。

二 調布駅北口再開発、京王線高架問題と市議会の反応

一向に進まない 調布駅北口の再開発事業は昭和四十七年の「調布市基
い再開発事業 本構想」が可決された年に主要公共施設の整備を柱と

する「調布市公共施設整備五カ年計画」の一つとして「調布駅前北口再開発事業」を掲げたのに始まる。内容は調布駅北口の混在した商業施設の整理と駅前にふさわしい都市施設、都市空間の創出、さらに新甲州街道への接合を目標とした市道二・二・二七号線の整備で、当初、昭和四十七年までの三カ年計画として公表された。

しかし、当初予定していた四十七年度には完成することはなく、さらに五年の事業延長を図ったものの、一方では、昭和四十九年の「調布市基本計画」が公表されるなか、駅南口の広場と一体化させた市民福祉会館（第一期）工事が先行していったこともあり、北口再開発事業の進捗をみることはできなかった。

そうしたなか、本多市政四期目に入った五十二年三月第一回定例会の一般質問で、吉尾勝征議員（自由民主党）は、進捗を見せていないこの再開発事業について、その一因として五カ年計画の策定時にはなかった「再開発事業法」の施行以降、本事業を再開発事業法に基づく事業に組み替えなかった点を指摘し、市側は事業遂行の積極的姿勢を示さなかったと言及した。

さらに、駅前都道と国道二〇号線を結ぶ市道二・二・二七号線の用地買収も全予定面積三四七〇平方メートルのうち、昭和四十九年から今日（昭和五十二年三月のこと）までのところ、一一・九％（四一三平方メートル）という状態であり、「このままでは五十四年度までに完成をみる

ことはできない」とまで、市長の取り組み姿勢に対して、強い不満を呈するのである。

この進捗状況については、翌五十三年三月、第一回定例会の建設委員会でも取り上げ、「調布駅北口の広場拡張と新甲州街道に接続予定の市道二・二・二七号線について、議会としては再三、その促進を要望してきたが、進捗状況はどうか」と市長に質問をしている。

これに対して市長は「地元利害関係者との利害調整、国の補助金の枠などで難しい点もあるが、国、都へ一層の予算要求、地元への積極的折衝の中で推進していきたい」と答弁している（『調布市議会だより』第七四号、昭和五十三年四月十八日発行）。

こうした答弁の中から事業の進捗状況をみると、前述の市民福祉会館（第一期）工事などの事業に加えて、国、都などへの予算折衝や地元住民の利害関係の調整など、再開発事業の難しい水面下での作業が主力となっていることから、目に見えるような形での動きにはならないという側面もあり、再開発事業の特殊性を見せたといえよう。

しかしながら、この北口再開発事業は四十七年の計画決定以来、六年間を経た本多市政四期の中での達成をみることはなく、次期金子市政へと引き継がれていくこととなる。

京王線高架 調布駅を中心とした京王線立体化計画は同線で分断され

問題は凍結 ている南北道路の通行車両の円滑な運行、歩行者の安全確保と調布市の表玄関としての駅周辺の再開発事業と連動しており、高架問題は調布市及び市議会、市民とともに長年の懸案事項であり、これまでの経緯については前章でもふれてきたとおりである。

京王線高架問題については、昭和四十八年七月、市議会京王線対策特

別委員会で「高架はやむを得ない」との結論を出し、昭和四十九年十二月十九日にさらにこの問題について確認し、昭和五十年四月の市議選後、初の六月定例会において再度、京王線対策特別委員会を設置して今後の検討を進めていくこととしていた矢先、同年九月の第三回定例会開会中、同特別委員会は九月一日、東京都の出席を要請し、高架問題について都の説明を受けたが、その結論は「東京都の財政状況が極めて困難なため、同線の高架化計画は当分の間、凍結する」というものであった。

その説明の要旨は、「昭和四十九年度に事業化を前提とする国庫補助による基本設計、交通量の調査を実施したが、四十九年度後半から公共事業が非常に圧縮を受けて、本年度も事業の執行は一般道路並びに鉄道立体化事業についてもその重点を継続事業に置き、新規事業はすべて見送らざるを得ない状況になっているので、四十九年度に調査が完了している本事業も五十年からの事業化は事実上不可能となり、財政事情が好転するまで、当分の間、着工することは困難である」（『調布市議会だより』第六七号、昭和五十年十月十五日発行）とし、さらに、「今後この高架式による方針は変わることはないことで、建設省と京王電鉄との協議を進めていくことが努力目標である」を付け加えた。

委員会はこの報告を了承して終わったが、その後、高架化問題は凍結のまま推移していくこととなる。

三 旧調布基地・旧関東村跡地問題と市議会

昭和四十年代後 旧調布飛行場への市民の関心の高まりが見られるよ

半以降の経緯 うになるのは、前章でふれたとおり、昭和四十六年十二月の日米合同委員会による「東京調布飛行場地区の返還」の決定か

らである。この決定を機に翌四十七年一月には調布、三鷹、府中の三市

の市長、議長で構成する「調布基地対策連絡協議会」（通称：六者協）が発足する。

同月二十五日、調布市議会は臨時会で、それまでの「基地返還並びに飛行場反対対策特別委員会」を解散し、新たに「基地関東村返還対策特別委員会」を設置、基地及び関東村返還へ向けたより具体的な対応を進めることとなる。

一方、四十七年二月には、「調布飛行場反対協議会」が市民的組織として結成され、新たな基地反対運動の展開を見せ始めるのである。同協議会は四十八年十二月には市が作成した（仮称）「調布の森」構想を発表するなど、実質的な運動を開始する。

その翌年、同構想の実現を東京都に要望するなど全市民的運動としての動きをみせる。そうした中、市議会は四十九年十二月十日、旧関東村住宅地区および旧調布飛行場跡地の返還に伴い、特別委員会の任務を終えたとして解散、解散にあたって（仮称）「調布の森」構想の実現に向けて努力してほしいとの要望をした。

こうして、掲げた「調布の森」構想は調布基地跡地利用の旗印としての強硬なイメージ戦略となるはずであった。しかし、その後の調布基地跡地の一部暫定使用という新しい動きの中で、構想そのものの存在が、衰弱化していくような気配すらみせることとなる。

「調布の森」構想 昭和四十六年に議決された「調布市基本構想」でとその後の進捗 調布飛行場跡地に森林公園の建設として調布飛行

場跡地利用について明らかにしたが、その具体的形として昭和四十九年一月一日発行の『市報ちようふ』で公表した「長期総合計画」の中に初めて「調布の森」構想が明らかにされる。それによると、飛行場跡地を

旧調布飛行場等跡地利用構想案（中間報告）より

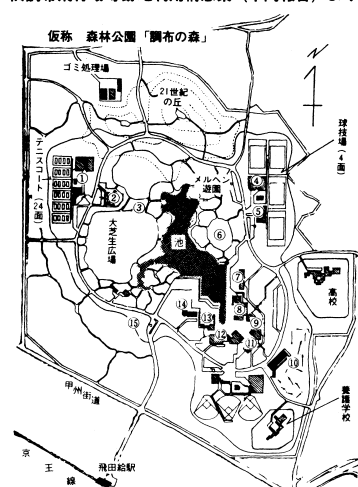


図1-1 「(仮称)調布の森」構想図

「基本計画」より
 (『市報ちようふ』第332号、昭和49年1月1日発行)

森林公園としてその中にスポーツセンター、総合体育館、野外音楽堂、レクリエーション広場、青少年センター、文化会館、図書館など一六の施設を配置した、超大規模な市民の憩いの場として活用する施設を建設しようという構想で、それは「調布飛行場跡地利用構想（案）」の形で鳥瞰図（図1-1）も公表された。

調布市はこの一大プロジェクトの実現に向けて、前記の調布飛行場反対協議会を中心として全市民的運動を展開していくこととなる。昭和四十九年三月から四月にかけての推移について『市報ちようふ』第三四五号、（昭和四十九年五月二十六日発行）の記事を要約すると次のとおりである。

- ・ 四十九年三月一日 美濃部都知事は旧調布飛行場の使用について、三年間の暫定使用期間も残すところ一年一カ月になったので、移転に伴う施設の撤去、明け渡しをしてほしいと運輸大臣に文書で要求
- ・ 三月二十六日 運輸省は代替飛行場の見込みがないので暫定使用期間が切れる来年四月以降も引き続き継続使用したいと都知事に申し

入れる。

・四月八日 調布飛行場反対協議会は「調布の森」構想実現のための全市的な運動を展開、都、運輸省に折衝、国会への陳情行動を行う。
 ・四月二十四日 本多調布市長、鈴木三鷹市長、矢部府中市長の三市長と都知事と意見交換、三市長とも飛行場の早期返還、跡地を森林公園とすることで大筋合意

・四月三十日 再度、六者協で森林公園を主体として、各市地元市民の要望に沿う施設をつくることで合意

以上のような経緯であるが、この運動は五十一年に浮上した三市の飛行場跡地の暫定使用という新しい動きに（図1-2）重心が移ることにより、後退するかたちになっていくのである。

暫定使用地 こうした経緯を経て、東京都は昭和五十年十一月二十六

区の開放 日、調布市役所で開催された六者協で飛行場跡地の暫定

使用について説明、二日後の全員協議会に報告された後、十二月十八日調布飛行場跡地の利用について、調布、三鷹、府中三市の暫定使用を許可し、五十一年四月一日、供用が開始された。

この暫定使用は、東京都の基地跡地利用計画が策定されるまでの期間に限って所有地の一部を三市に管理を含め、市民に開放するという条件つきのもので、その概要は所有地の一二八万平方メートルのうち、二八万平方メートルをA、B、C地区の三つに分けられそれぞれ、三市が費用負担を行い施設整備をして一般に開放するというものである（表1-5）。

国の三分割方式 こうしたなか、昭和五十一年六月、大蔵大臣の諮問と議会の反応 機関である国有財産中央審議会が答申した「大都市

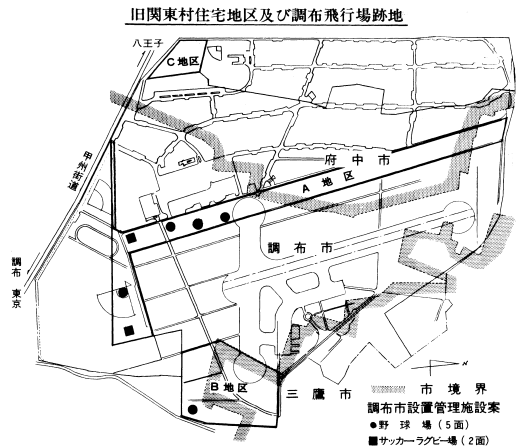


図1-2 旧関東村跡地暫定使用利用計画図
 (『調布市議会だより・第64号』、昭和51年1月1日発行)

表1-5 調布基地暫定使用の内容

区分	地域	利用施設の内容(面積)
A地区	調布・府中	ソフトボール場三面 野球場二面 少年野球場三面 サッカー場二面 ラグビー場二面 自由広場など (二六六、〇〇〇平方メートル)
B地区	調布・三鷹	野球場三面 ソフトボール場二面 陸上競技場など (二〇四、〇〇〇平方メートル)
C地区	府中 (省略)	

出所:『調布市議会だより』

及び周辺の一〇万平方メートル以上の大規模跡地は国、地方がそれぞれ三分の一、残りの三分の一は当面の間保留し、返還にあたっては有償処分とする「三分割有償払下げ方針」を明らかにした。もちろん、この答

申そのものは調布飛行場跡地の処分方針を前提にしたものであることは言うまでもなかった。

当然のように調布飛行場に関わる三市はこの大蔵省の三分割有償払下げ方針に対して表明を行った。調布市議会も昭和五十一年六月第二回定例会で「基地跡地国有財産の三分割有償処分に反対する意見書」を可決し、内閣総理大臣、大蔵省に送付、反対の意思を伝えた。

その後、五十二年三月第一回定例会では、「調布飛行場対策連絡協議会の経過」として市長の報告がされた。『市議会だより・第七〇号』（昭和五十二年四月二十七日発行）に報じられた内容については次のとおりである。

市長から「五十二年三月八日、都知事は運輸大臣との会談の要旨を三市長に伝えた。その内容は全面明け渡しを最終目標としつつ、現在の飛行場の使用面積を二分の一度に縮小し、継続使用を認めるという考え方で対応していく」という内容の説明がなされ、当初の全面返還の方針をこの会談では譲歩したようなかたちで継続使用を認めるという方針返還がこのとき明らかにされたことになるのである。

この定例会での一般質問では、任海千衛議員（日本共産党）は（一）三月、運輸大臣との会談での都知事の提案について。（二）都立高校の誘致を積極的に進められるように要望する。（三）政府の三分割有償処分方式が適用されると、地元本位の使用は事実上不可能となる。市民本位の利用を旨とし、調布市も積極的に行動を起こすことが必要ではないかと三点の見解を市長に求めている。

この質問に対して、本多市長は次のような答弁をしている。

（一）この件については、早急に六者協議会を開催、東京都側の提案

を検討することにする。「調布の森」構想を実現させるために、新しい角度から報告書を作成し、市民全体の運動を展開していく所存である。

（二）都立高校誘致だけでなく、調布の森全体として進めるべきだと考える。

（三）全国的な連携をもとに進める考えであるが、調布市は都有地と国有地との交換という前提があり、ほとんどが国有地である他市とは異なる事情がある。

このように、東京都知事は国の三分割方式という形の中での対応を迫られることとなり、調布市もまた、こうした動きに対して「調布の森」実現が一層厳しい状況におかれていることを目の当たりにすることとなった。

その後の跡 昭和五十年十二月の暫定使用の開始という新しい状況変化に、地動き 化は、当初から進めてきた「調布の森」構想の実現への動きに影響したのか、前面から後退するような感触を強めていく中、五十二年、都知事は地元三市の市長に対し、運輸省の意向による当面、飛行場を縮小整備して使用する案を提示してきたのである。さらに、同案について五十二年三月には六者協にも提示、六者協との協議は結論は出ないまま物別れとなった。

四 昭和五十から五十三年度にみる下水道整備問題

前年度比四一・五%増 本多市政二期目の昭和四十二年に下水道整備の五十二年度予算額 備工事が認可され着工、四十四年度から下水道

道受益者負担金制度を導入、下水道整備に取り組んできた。四期目の昭和四十九年に長期総合計画を発表、快適な生活環境を確立する施策の一

環として下水道整備を主要施策に位置づけ、本多市長は五十から五十三年度市政最後の仕事に意欲を示した。

昭和五十年三月、第一回定例会に「昭和五十年調布市一般会計予算議案とあわせ、「昭和五十年調布市下水道事業特別会計予算議案」を提出した。昭和五十年の基本的施策の中で、本多市長は下水道整備の「計画達成率四〇％を目標とする公共下水道事業」へ向けての取組姿勢を明らかにしている。このことは、表1—6に見られるように五十から五十三年度にわたる下水道整備費の当初予算総額は六九億六〇四〇万円にのぼり、五十三年度末達成目標として計画面積の五三％を掲げたことから意欲の程がうかがわれるところである。

とりわけ、昭和五十二年当初予算額は四九億三九〇〇万円余、対前年度比四一・五％を計上している。その予算概要について『調布市議会だより』第七〇号、昭和五十二年四月十七日発行）は次のように報じている。

「四九億円、前年度比四一・五％と大幅な増加になっており、この事業により二万七〇〇〇メートルの下水管を増設し、面積的には一一〇へ

表1—6 下水道事業特別会計当初予算額の推移

(昭和五十〜五十三年度)

年度	当初予算額(万円)	対前年比	債務負担額(万円)	目標達成
五十	二九億八七八二	一三・一	——	計画面積の五三％ (昭和五十三年度末)
五十一	三五億一七七二	一七・七	七億〇〇〇	
五十二	四九億三九一三	四一・五	三億〇〇〇	
五十三	五五億一五七三	一三・八	三億〇〇〇	
			三億〇〇〇	

出所：『調布市議会だより』から

クターを整備したい。」としている。

さらに、同『市議会だより』では、財源内容にもふれ、下水道事業費の五二％を市債が占め、このうち、二四・三％を一般会計からの繰入金で補填、償還金に充てているのが実情であると、下水道整備事業の投入源の厳しさの一端を吐露しているが、この市債累計額はその後も毎年度ごとに三億円という額が加算されていくこととなる。

下水道討論のない上下 昭和五十年八月、市議会は市の下水道事業の水道問題特別委員会 推進にあわせて、下水道問題をも含めて積極

的に討議していこうと、それまでの上水道問題対策特別委員会を上下水道問題対策特別委員会に改称した。

既にふれたとおり、本多市政四期目の重点施策として公共下水道整備事業の推進を掲げ、財政投資を行うなど、その普及に努める姿勢を示したこともあり、市議会はこれに対応するために特別委員会を上下水道問題対策委員会に改称したものの、任期終了する四年間の活動はそれまでの上水道問題の討議に終始し、下水道問題の討議はされなまま度終わったというのが実態であった。

これは、それまでの下水道問題が建設委員会所管となっていることもあり、特別委員会への切り替えもすんなりと容認できなかったという考え方も一方では根強くあつて、結果的には実態の伴わない特別委員会で終わり、そのまま同特別委員会は五十四年三月、任期満了により終止符を打つこととなる。その後の下水道事業関係は建設委員会所管となつていった。

ふじみ処理場の こうした下水道整備を急いで推進していく背景には、し尿処理問題 長期総合計画に基づく方針とは別に、三鷹市との共

同処理を行ってきた、し尿処理場でのし尿処理問題をあげることができ
る。周知のとおり、このし尿処理場は昭和三十四年、三鷹市と調布市の
二市が共同して設立したふじみ衛生組合が二市のし尿処理を共同処理で
行うという目的により、一五年間にわたり同施設を稼働してきたもので
ある。

しかし、三鷹市はひと足先に、昭和四十八年に下水道整備を完了した
ことにより、同施設のし尿処理はその後、調布市のみを稼働に変わり、
二市共同によるし尿処理の共通目標はなくなっていくのである。こうし
たなかで、調布市が下水道を急がざるを得なくなってきたという実態が
あり、この対応に迫られたことは言うまでもない。

事実、三鷹市が下水道一〇〇％を達成した翌年、四十九年にはし尿処
理場の新しい方向づけとして、小型不燃物ごみ圧縮機（コンパクター）
を導入し、し尿処理業務からごみ処理業務への転換を試行していくので
ある。こうしたなかで調布市は汲み取りによるし尿処理から早急に脱却
することが、急務であると認識しており、五十二年には粗大ごみ破砕機
導入の検討をしていることを市長が市議会の一般質問で答弁しているこ
とからも、し尿処理場問題と下水道整備の問題は表裏の関係にあったと
いえる。

五 水道料金改定と一元化問題

水道料金改定議案の 昭和五十年十月三十一日、第三回臨時会に「調
減措置と付帯意見 布市給水条例の一部を改正する条例議案」が市
長から提出された。前回の昭和四十六年改定から四年ぶりの改定である。

この改定の主な理由は、昭和四十八年の第一次オイルショックによる
物価高騰や都分水料金の改定などによる水道事業費の赤字累積を解消す

るためである。こうした状況について、『市報ちようふ』第三八四号（昭
和五十年十月二十日発行）で次のように市民に向けて述べている。

「経営内容は四十九年度から急激に悪化しています。諸物価高騰のな
かでポンプを動かす電気料金や薬品費、その他さまざまな物件費の値上
がりや人件費の高騰が原因なんです。今や水道財政は『火の車』とい
える有様です。（中略）

四十九年度は一億七二万円の赤字です。それ以前の繰越欠損金額と
合わせて五十年当初には約一億五千万円の赤字となっています。値上
げをせずにこのままですと年度末には三億円をこえてしまうという状況
です。」

こうして提出された議案審議は建設委員会と上下水道問題対策特別委
員会との関連があるとして二委員会の合同審査会を十一月四日、五日、
六日の三日間にわたって討議を行った。その審議の中で一般家庭や経済
的に苦しい家庭への配慮をとの意見が出されたことから最終日の十一月
六日に理事者側から改正条例とは別に、一般家庭、経済的に苦しい家
庭、福祉施設などを対象に改定料金実施月から六カ月の期間を限定し、
減額措置を実施したいという提案がなされ、審議会は市民生活の実態に
配慮したものと評価してこの減額措置を了承した。

この減額措置の内容は次のとおりである。

- ・ 口径二五ミリ以下（一般家庭）……………従量料金の一〇％減額
- ・ 生活扶助世帯……………基本料金および従量料金の三〇％減額
- ・ 公衆浴場営業……………従量料金は一月当たり、一〇立方メートルを超え
る使用水量一立方メートルにつき三五円を減額
- ・ 医療施設……………基本料金および従量料金の三〇％

その後、本会議ではこの減額措置と次の二項目の付帯意見をつけて原案を可決した。

(付帯意見)

(一) 水道事業の今後の運営並びに水資源の問題等を考えるとき、水道事業の一元化がもつとも望ましいと考える。したがって、水道事業の一元化を昭和五十一年度を目途に実施されたい。

(二) 水庄のため、水の出の悪い地域については、直ちに設置されたい。

こうして、水道料金の改定は十一月六日の市議会で可決した後、十二月計量分から新水道料金による徴収が実施されることとなった。なお、前記の減額措置については五十一年五月末までの期間に限って実施されることとなった。

部分水料金改定へ 先にふれたとおり、水道料金改定の主たる要因の**要望決議と質疑** 一つとして部分水料金改定問題がある。調布市は

水道水の四〇%を東京都水(利根川分水)に依存しており、五十年時点で一平方メートル当たり一九円で購入、五十一年度の値上げでは三倍の五〇円になることが決定されている。そうした部分水料金の値上げを加算すると前述したとおり、三億五〇〇〇万円の欠損額が想定されるといふことで、都水道料金の改定が本市水道財政の赤字累積を増幅させていることは事実であると受け止め、市議会は水道料金改定議案提出の一月前、昭和五十年八月二十一日に「東京都の分水料金改定に関する要望書」を東京都に提出している。要望の主旨は「部分水の料金値上げが当市の水道事業運営に多大な影響を及ぼすので当分の間、料金を据え置か

れるよう要望する」というものである。

しかし、こうした動きにもかかわらず、水道料金改定を余儀なくされていくなか、改正条例の議案の審議に先立ち、十月二十日開催した市議会議員各派代表と市民代表九人による「市民の意見を聞く会」では次のような質問が交わされた。「四十八年九月定例会で水道一元化を示唆したにも拘らず一元化を見送ったことから、こうした赤字を生んできたのではないか」との質問に対して我孫子水道事業管理者は次のような答弁をした。

「一元化は市の責任で水道事業に対する市民要求には十分にこたえていかなければならない。五十年度末で約三億五〇〇〇万円と予想される累積赤字を今の市財政の中で一般会計の中から繰り入れていくことは困難となったためである。

あの時点(昭和四十八年のこと)では一元化への合意を得るに至らなかったのである。一元化によって自治権を放棄するという非常に強い反対があったことは事実である。」(「調布市議会だより新年号」、昭和五十一年一月一日発行)など都水道料金改定と一元化問題への対応の難しさを感じとつての場面展開がうかがわれる。

都営一元化 こうした料金問題と飲料水の安定確保という課題解決への**動向** ための方策として都営一元化の問題はこの時期、再三に

わたり論議されている。討論の主旨は前述の討論と重複するが、水道料金改定議案が提出される前の九月定例会の一般質問で有山守三議員(日本社会党)も次のような質問を行っている。

「昭和四十六年の都営一元化計画を遂行する上において、調布市は今後の計画に影響があると思うがどうか。」これに対して水道事業管理者

は「われわれが一元化というバスに乗る道を五十一年三月まで開いておくといっておきながら都自らがそのドアを閉めてしまったという状況と判断している。」（『調布市議会だより』第六三号、昭和五十年十月十五日発行）と答弁している。

こうしてみると、四十八年段階では一元化への論議では自治権の問題などの点で意思が決めかねていたが、その後、他市の動向や都分水料金改定による水道財政の悪化などを考慮しつつ、市としては五十一年三月をめどに一元化への道を選択する方向で取り組んできたが都の都合によりその機会を逸したような状況になったという経過がうかがえるのである。

しかし、昭和五十一年十一月には三鷹市、武蔵野市などを除く、二四市が一元化の協定を締結して都営一元化への動きをみせた。

その後、調布市は昭和五十二年九月定例会では「都分水は四五%、一元化への方向は避けられない」として、一元化への努力をしていくと明示したものの、市内の深井戸、浅井戸による取水井を使用して飲料水の安定確保に取り組みをみせ、その後、一元化問題も表面での論議はみることが少なくなつて、平成十二年度に一元化している。

なお、昭和五十七年三月定例会に再度、水道料金の改定議案が提出され、「一般家庭、中小企業への影響を配慮して四二%の値上げにとどめるとし、七月施行」という原案に対して、市議会は施行を九月一日とする修正案を決定し、賛成多数で原案を可決した。ちなみに、この時点での都水受水率は三〇%である。

六 町名地番整理問題

町名地番整理の 調布市の町名地番整理は、昭和三十六年の仙川一、経緯と議案提出 三丁目、緑ヶ丘一、二丁目を最初に実施して以来、

四十七年まで一四町の地番整理が進められ、実施率は六〇%を超した。

その後、三年のブランクがあり、昭和五十年九月、第三回定例会に小島町一、三丁目新設の町名地番整理議案が提出されているが、それに先立って同年三月第一回定例会の建設委員会での町名地番整理の現状について質問、これに対して理事者側は「小島、上・下石原、深大寺等未整理地域は飛地が多い現状の中で、市は調布駅南側地区から原案により地元を協力を求めたところ、大部分の納得を得ているが、一部町割り境界で反対があり、遅れている。五十年には実施していきたい。」と答えている（『調布市議会だより』第六一号、昭和五十年四月八日発行）。

前述したとおり三年間のブランクの期間中、市としては駅前を中心とした地域の町名地番整理の地元への説明会などの作業を実施しており、合意を得ることの困難な経験を通して第三回定例会に議案第六三号「新たに町の区域を画することについて」の議案が提出されたのである。

内容は、市中央部の上ヶ給、小島町、上布田町、下布田町及び石原の一部を廃し、新たに小島町一丁目、二丁目、三丁目と改めるもので、市長は提案説明の中で、改正する面積は市の総面積の三・一%にあたる六万七〇〇〇平方メートル余りとしている。こうした説明の後、吉尾勝征議員（自由民主党）より、小島町の呼び名について、「マチなのか、あるいはチョウなのか」との質問を行っている。

市長は正式な呼び名については「コジマチヨウ」とすることを明言するということと決着、同議案は建設委員会へ付託した後、本会議で原案

を可決した。実施は十一月一日、実施率は市全域の六六%となった。

昭和五十から五十三年 その後、昭和五十一年六月第二回定例会には
期の実施で七五%達成 市の西南部にあたる飛田給、上石原、下石原、

上石原一丁目及び小島町二丁目の一部の地番整理を、さらに、翌五十二年九月第三回定例会に市南部の多摩川沿いの多摩川、上石原、下石原、小島町、上布田町、下布田町、布田五丁目の各一部地域の地番整理の二議案を可決した。ちなみに、この期の五十年(期)から五十三年(期)には、(表1-7)のとおり三件の町名地番整理議案を可決、それぞれ実施した。実施率は七五%となった。

その後、残された深大寺町地域の町名地番整理は昭和五十九年十一月、昭和六十年九月にそれぞれ実施、昭和三十六年十一月に始められた町名地番整理事業は二三年の歳月をかけて完了した。

表1-7 昭和五十〜五十三年(期)に可決、実施した町名地番整理

可決議会(実施年月日)	新町名地番	旧町名地番
五十年第三回定例会で可決 (昭和五十・一・一実施)	小島町一丁目、同二丁目、同三丁目	上ヶ給、小島町、上布田町、下布田町及び下石原の一部を含む
五十一年第二回定例会で可決 (昭和五十・一・九一実施)	下石原一丁目、同二丁目、同三丁目	飛田給、上石原、下石原、上石原一丁目、小島町二丁目の各一部と飛田給の一部区域を石原町一丁目に編入
五十二年第二回定例会で可決 (昭和五十・二・一実施)	多摩川一丁目〜同七丁目	上石原、下石原、小島町、上布田町、下布田町、布田五丁目の一部を廃止、上布田町の一部を築地二丁目に編入

出所：『市議会のあゆみ・昭和五十〜五十四年』

七 市道七六一号線(仮称)問題のてん末

道路建設に 昭和四十九年、市が大映裏の布田五丁目五〇番地一、布
対する疑惑 田老人憩の家下の水路敷を利用して市道七六一号線(仮
称)として市道建設を計画、地元地主から三八〇平方メートルについて、
市への無償提供を受け、それに一八〇〇万円(債務負担行為)を支出し
て建設された道路である。

この道路建設にあたっては当初から地元住民から疑惑がもたれており、昭和五十年十二月の第四回定例会建設委員会地元関係者などからの説明を聞き、道路建設に関係する一切の疑惑はなかったとの結論を報告した以降、共産党議員は「日本共産党調布市議会議員団ニュース」で市議会に対し、解明要求をし続けてきた。

こうした共産党の活動に対して、市議会は昭和五十年十二月十九日の第四回定例会において共産党を除く五会派の幹事長から日本共産党調布市議会議員団に対する問責決議(案)が提出され、本議会で可決するという事態へと発展していった。
その骨子は次のとおりである。

日本共産党調布市議会議員団に対する問責決議(要旨)

一九七五年一〇月二五日発行の前記ニュースNo.二二の記事中、市道七六一号線建設にあつたての利害関係の有無、付近の地価高騰に一役買っているのではないか、地主の許可が得られていないのではないか、この点について調査の結果は事実無根である。

一九七五年八月一〇日発行の同紙No.二一の記事中、「六月の議会では一党議会制民主主義に反する人事構成が行われた」と報じているが、一党

一派に偏した人事構成はしていない。全議員の投票により選出されたものである。

三 一九七五年八月一日発行の同紙No.二一の記事中、「議員の資料提出についてすべて議長を通せ」ということは不利な資料を与えない秘密行政へと連なるものであるとしているが、このシステムは地方自治法第九十八条、一〇〇条、一〇九条などの規定に沿って処理しているもので疑義にはあたらない。

こうした事実に基づかない報道をして市民を惑わす、議会への信頼を著しく損なうものであるとしている。

その内容は、『調布市議会だより第六四号』（昭和五十一年一月一日発行）に全文を公表した。

一〇〇条調査特 昭和五十一年九月九日、「市民のこえを市政に反映させ、別委員会を設置 せる調布連絡会」と称する団体から西山市議会議長あてに公開質問状が届いた。九月二十四日開催の建設委員会で西山議長から徹底究明が提案され、その意をくんだ形でこの日の委員会は議員提案されている市道七六一号線（仮称）議案の二議案に絞って会議を進行することとなった。

かねてから本委員会の共産党委員だけが一〇〇条委員会設置の要望を重ねていたが、今回は公開質問状に対する市議会の信頼関係にかかわる重大性を含んだものだけに、五会派対共産党の両極からの議員提案の審議、結論を出すことが重要かつ急務となったのである。

提出された議員提案は次のとおりである。

・第一 議員提出議案第二四号「市道七六一号線（仮称）建設に関連

する調査特別委員会設置について」（公明党、日本社会党、自由民主党、政友会、市民クラブ：共同提案） 九月二十七日提出

・第二 議員提出議案第二五号「市道七六一号線（仮称）建設に関する調査特別委員会設置について」（日本共産党単独提案） 九月二十八日提出

前者議案の趣旨は、日本共産党調布市議会議員団が発行した一連の市道七六一号線（仮称）の疑惑ニュースについて、根拠のない報道に対する糾弾。それに対して後者は市道七六一号線（仮称）に絡む一連の疑惑の解明と対峙するものであった。

九月二十八日の建設委員会でもこの二件の議員提出議案に絞っての論議が中心となった。結果的には本件にかかわる疑惑については、昨年十二月三日の第四回定例会において「疑惑は認められなかった」との結論が出ており、むしろ、「日本共産党調布市議団発行の根拠のない疑惑報道に対しての解明が急務である」とする五会派共同提案の第二四号議案を賛成多数で可決し、地方自治法第一〇〇条に基づく「市道七六一号線（仮称）建設に関する調査特別委員会」を設置することとした。

一方、第二五号議案を提案した共産党委員は「この道路の五〇メートル脇には上下水道、消火栓など完備している道路がある。どうして新道を建設する必要があるのか、市民から寄せられている疑問を明かすべく、五十年九月、十二月、五十一年三月、六月の建設委員会でもとりあげてきた」と主張した。

こうしたやりとりは過去、本件に関わる協議の中では再三にわたりに行われてきたが、今回の建設委員会では一連の根拠のない報道に対しての究明が市議会としての信頼につながる重大かつ緊急事項であるとの認識

に立って、この特別委員会設置を選択したのである。

その後、同委員会はその年の十月十八日、十月二十九日、十一月五日、十一月九日と五回にわたり参考人四人より事情聴取し、その結果、特に本件に関する疑義はなかったとの結論を得た。これにより、委員会の任務は果たしたとして、五十一年十二月八日委員会を解散した。

なお、九月二十八日の定例会において継続審議になっていた「市道七六一号線の市道認定について」の議案はこの日に原案可決となつて、この案件については終了した。

公開質問状に対 昭和五十一年九月九日付け、「市民のこえを市政に反する謝罪と要求 映させる調布連絡会」名の一通の文書（公開質問状）

が市議会議長あてに届く。内容は昨年（五十年）十二月、市議会で行つた日本共産党調布市議団に対する問責決議と大映裏の市道七六一号線に関する七項目にわたつての質問状であつた。

市議会は西山議長のみならず、市議会全体の信頼性に関わる重大問題として九月二十九日に正・副議長と会派代表者会議（共産党を除く）で、同会あて謝罪の要求をすることを決し、「調布市議会だより第六七号」（昭和五十一年十月五日発行）に「公開質問状に対する抗議および謝罪要求」の全文と問責決議の決定経緯、市道七六一号線問題の疑義に対する調査結果など、七項目の質問への回答を中見出し付きで掲載し、公開質問状に書かれているようなことはなく、一党一派に偏しない正当な手続きを踏まえた正当性と透明性をもつた議会運営を行つてきたという状況を市民に対しても理解を求めたのである。

市道七六一号線問題を基点とした日本共産党調布市議団への問責決議など一連のこの問題はこれまでふれてきたとおり、市議会での論議が何

度となく繰り返されてきたが、市議会活動の信頼性の回復という点で一応の決着をみることとなり、五十一年十二月、本件にかかわる特別委員会を解散した。

第五節 コミュニティ施設、福祉施設の整備と市議会

一 コミュニティ醸成の基本概念と施設整備

コミュニティ醸成の基本概念 昭和四十九（一九七四）年一月発表された「調布市長期総合計画」による地域住民のコミュニティ醸成の考え方は次の三つの段階とそこに整備する複数施設、または複合施設を連携してコミュニティ醸成の機能を果たそうというもので、多機能型の大規模なコミュニティ・センターを核とした隣接の三鷹市方式とは異なる調布市独自の手法といえよう。

その三つの段階とは、（一）基礎的な地域単位……小学校、児童館、保育園など（二）中間的な地域単位……中学校、地域センター、図書館（分館）など（三）全市域……市民福祉会館、郷土資料館など、これら三つの段階ごとに市域をブロック化して、それぞれ地域単位に施設整備を進めていくという計画である。個々の施設は教育・文化施設であり、また、福祉施設としての位置づけがされていることは言うまでもない。とりわけ、この項ではコミュニティ施設の性格と位置づけがされる例として、五十年以降の児童館の整備を取りあげてみることにする。

併設型児童館 児童館は地域住民のコミュニティ活動や連携意識の醸成の場としての機能をもたせるといふ配慮から他の施設に併設する、または他の施設を併設するという形で整備する手法をとっている。昭和五十年六月、若葉町に開館された東部児童館は公民館、保育園を併設した施設として整備したものである。『市報ちようふ

（第三七五号）』には「子供から大人までみんなの施設です」というタイトルでコミュニティの場として、児童館の位置づけを明確にしている点が注目されるところである。

その後、五十二年四月には都営くすのきアパートに併設されて国領児童館が、さらに、五十四年四月には住民が利用できる集會室を併設した多摩川児童館が開館された。このように、児童館は調布市の場合、単なる児童館に終わることなく、併設によって多機能化した施設へと脱皮していく姿がみられるのである。

厚生委員会で 昭和五十三年四月に開館された多摩川児童館の集會室の集會室問題 の件について、開館前の三月議会の厚生委員会では集會室の夜間利用、管理、運営について市長に質問を行っている。

これに対して市長は、「管理は利用者が自ら管理していく自主管理とし、（中略）利用者、地域住民はもとより、市内青少年育成団体などの利用も考えている」と答弁（『調布市議会だより』第七四号、昭和五十三年四月十八日発行）、この答弁は新しい住民管理による施設への期待を表したものであった。

西部老人地域センター 昭和四十八年五月開館した金子老人地域センターと**厚生委員会** に次いで、五十三年一月上石原二丁目西部老人地域センターが開館した。この老人地域センター構想は市内に五カ所建設していく方針として打ち出されたものである。その目的は老人福祉の向上とふれあいの場づくりを基本理念として整備を行うというものであるが、実際には地域センターとして開館されている。

昭和五十一年三月第一回定例会において五十一年度基本的施策の中で、西部老人地域センター（仮称）の建設規模について、厚生委員会



金子地域センター（昭和48年）

次のように市側に質問をしている。

「センターの規模は金子老人地域センターの規模か。それ以上が適当ではないか。」

これに対して市理事者側は「基本構想に基づき約三〇〇平方メートル程度を基本とした地域センター新設を計画にしていきたい」と答弁し、あわせて今回のセンターは都の補助金の対象にならないことを明らかにしている。

る（『調布市議会だより』第六五号、昭和五十一年四月十二日発行）。

さらに、昭和五十一年九月の建設予定地付近の上石原三丁目の上石原二本松自治会より「西部老人センターの多目的利用に関する請願」や昭和五十四年の「染地地域センターの建設促進の請願」などの動きがこれまでの老人地域センターのあり方に変化をもたらすようになるのである。

こうした動きに反応してか、この老人地域センター建設は画一的な規模を基本として、当初、市内五カ所に整備していくことが明らかにされたものの、次期金子市政に移行後は、複合施設としての機能をもった児童館などのコミュニティ施設はこの老人地域センターが地域コミュニティ

の施設に転換をしていくこととなり、条例の改正とともに整備箇所も五カ所から一〇カ所に変更、施設内容の上でもコミュニティ活動にあった施設をと議会内部から要望の声があがってくることとなるのである。

市民休暇村「多賀荘」の建設 布市長期総合計画」の市民の福利、厚生施設の整備

の一つとして位置づけられ、同計画では二カ所新設、宿泊施設、レクリエーション施設を備え、身体障害者にも利用できる施設とした。

その後、市民休暇村建設事業が具体的になるのは、昭和五十二年三月、第一回定例会に提出された「昭和五十二年調布市一般会計予算議案」に前述の市民福祉会館（一期）建設費とともに市民休暇村「多賀荘」建設費計上からである。五十二年度歳出予算のうち、民生費はこの二本の経費で歳出総額の四〇％を占め、ともに当該年度主要事業としての取り組みを見せたのである。

さらに、同定例会には予算議案とともに「調布市民休暇村（仮称）新築工事請負契約議案」も提出された。同議案の説明では鉄筋コンクリート造り、三階建て、延べ面積一四〇四・三四平方メートル。所在地は熱海市上多賀字藤広、標高四〇〇メートル、敷地は三四七二平方メートル（土地は四十六年に買取済み）、収容人員五十二人（二二室）（車椅子使用可能 一室）五十二年十二月完成予定と概要が話された。

説明後、本議案は委員会への付託はせず、他の三議案とともに原案を可決した。その後工事は若干遅延したが、同年十二月第四回定例会に「調布市市民休暇村条例議案」が提出され、十二月十五日の本会議で同議案を満場一致で可決し、翌五十三年四月一日、調布市市民休暇村「多賀荘」として開設された。

第六節 生活環境問題への動向と議会对応

一 都営住宅高層化問題と市議会特別委員会の対応

都営住宅高層化と 昭和四十年代半ば、京王線国領駅から至近距離に

特別委員会設置 ある都営住宅の建て替えによる高層化問題が具体

化され、周辺住民から日照障害を被るということが契機となって、昭和

四十六年九月第三回定例会において「都営高層住宅並びに調布団地対策

特別委員会」を設置、対応に乗り出すこととなるが、ここでは、四十年

代後半の動きの概要を「調布市議会だより」から抜き出し、調布市、市

議会特別委員会、東京都の三者協議過程を鳥瞰することとする。

昭和四十六年九月（特別委員会を設置）

東京都は、当初の建て替え計画として、調布市内の都営住宅を一四

階建て二七棟、二七〇〇戸と決定

・調布市はこの計画に対して、学校、公共施設などの整備の関係から

最大限五階建て一二五〇戸の受け入れ準備しか持たないことを都に

提示、都の当初計画に反対の意向を示す。

・都は当初計画の戸数二七〇〇戸を一六五〇戸に減じた数を市側に提

示。

昭和四十九年

・調布市は財源負担を心配し、一二五〇戸を主張、市議会特別委員会

が東京都と交渉し、四十九年十二月に一三七四戸で合意、決定す

る。

・「都営高層住宅に関する陳情」ほか一件の陳情が提出される（委員

会の継続審査）。

・十月八日、東京都の国領住宅の日照、風害などの影響についての考
え方を聞く。

・十一月一日 都と国領住宅、下布田都営住宅周辺住民との間に建設

計画について合意が成立する見通しであるという報告を都側から受

ける。そうした報告を確認のうえ、付近住民への日照を考慮して、

北側の一部を六階とし、建設戸数は二期工事を含めて一三七四戸と

決定。（十二月、国領住宅の一三七四戸を承認されたことを委員会

に報告）。

昭和五十年三月

・特別委員会は東京都と調布市との協定書（案）を承認。あわせて前

記の陳情二件について趣旨採択を決定した。

以上が都営住宅高層化にかかわる市と東京都、住民との折衝経緯であ

るが、市議会特別委員会として、折衝報告などを通じて建設への道を拓

いてきたところである。

こうした状況のなか、日照問題が急浮上し、住民運動が各地で見られ

ることとなる。昭和四十八年八月、本市西つづじヶ丘住民自治会では旧

日本針布社宅跡地、一二〇〇平方メートル、七四区画について住宅建設

業者との日照協定が市の仲介で成立をみせるなど、日照問題は自らが守

るということを実践例として波紋を呼んだ。隣接の三鷹市の自治会では

この日照協定の実例をもとに住民請求による建築協定条例の制定を市に

上申するという動きをみせた。その年、調布市は良好な都市環境、秩序

ある都市基盤整備を図るために、高度地区の制定、さらに、用途地域改

正を実施した。これにより、土地の有効利用をはじめ、日照問題に一定

の基準をもたせ、行政指導の形で調整を図りつつ、良好な都市環境の実現へと乗り出すのである。

都営くすのきアパート こうした都営住宅の高層化に伴う市と都と市への陳情と特別委員会 議会の三者による協議を重ねて第一期工事はほぼ完了し、昭和五十年十一月には第一期分の入居二〇〇戸の募集にこぎつけるのである。

その後、五十二年八月、都営調布くすのきアパート第二期建設計画の説明がなされたが、翌五十三年三月十日に「都営高層住宅（都営調布くすのきアパート）建設にともなう日照障害の除去についての陳情」他一件の陳情が提出され、三月定例会では特別委員会に付託し、委員会は継続審査とした。

その後、この件については、第一回定例会以降、特別委員会が仲介し、東京都南部受託建設事務所側と地元住民代表と再三の協議を重ね、都も熱意を示し、第二期工事については積極的に工事の進行を承認することで、日照障害の問題については一応の解決をみることとなった。それにより二件の陳情は取り下げとなり、同年の七月定例会に委員会報告として報告された。

こうした動きのなかで、市及び特別委員会では東京都との話し合いを先行させて事態解決を図る形が最も有効であることと、あわせて、同アパート建設には（仮称）第二〇小学校Ⅱ国領小学校Ⅱを同団地内に設置予定であることなど、都との協力体制は不可欠であるとの政治的判断のなかでの対応と処置であったことは言うまでもない。

相次ぐ民間マンション 国領地区の都営住宅の高層化問題と分け合う
への反対請願・陳情 ような形で、昭和五十年代に入ると民間によ

る高層マンション化（集合住宅）計画が市内に浮上し、住民の関心が都営住宅から民間マンションへと移っていくのである。

市議会はこうした流れに対応するため、昭和五十二年十二月、これまでの「都営高層住宅並びに調布団地対策委員会」を「集合住宅特別委員会」に改称し、対応することとなる。その翌年三月には「岩沢・大映社宅跡地計画超高層マンション（集合住宅）に反対する請願」、同年九月には「調布コーポ及び富士見町マンション（集合住宅）に反対する陳情」などが相次いで市議会に提出されるが、市議会特別委員会はこれらの請願、陳情について継続審査とし、業者との話し合いの機会をもち、解決策を図るという方法で事態を乗り越えることとした。その結果、当事者との協議を通じて共通理解に達したということから、これらの陳情は提出から取り下げの申し出があり、委員会もこれを了承した。

ちなみに、昭和五十四年三月第一回定例会における特別委員会報告として「請願第七号・調布コーポ及び富士見町マンション（集合住宅）に反対する請願」の取り下げについて「本工事について当事者、地元第一すみれ会の間に協定が取り交わされ、富士見町マンションにおいてもそういう方向で進行している」との理由で取り下げがあった」という説明があり、委員会はこれを了承した、と報告している。

その後も日活高層マンションや丹野マンションなど建設反対の陳情、請願が続くが、五十四年五月の議員任期満了に伴い、同特別委員会は解消し、六月以降はこれらの集合住宅問題は建設委員会で対応していくこととなる。

二 中央自動車道調布インターチェンジ環境問題に みる議会の足跡

中央自動車道の全 昭和五十年九月、第三回定例会で「中央道の早期
面開通とその後 全面開通を求める陳情」(代表竹内久子 外二〇七
名)が提出される。こうした声をふまえて市議会は九月二十二日、西山
議長と各会派代表(共産党を除く)、市理事者一〇名が刈谷建設大臣と
会談、調布インターを閉鎖するか、あるいは中央道の自動車道の早期全
面開通と調布インター付近の環境整備を強く要望する文書を公団総裁あ
てに提出するなど、調布インターチェンジ付近住民が深刻な状況におか
れていることを強く訴える姿勢を示した。

さらに、その年の十二月第四回定例会の一般質問で熊澤喜由議員(自
由民主党)も中央道問題を取り上げている。

「公団の不誠実な態度が沿道住民の不信を招き、事態を紛糾させてい
ることについて公団に強く抗議するとともに公団が沿道住民の要求に応
えるよう強く要求すべきであると公団側に対して強い態度で臨むことが
肝要である」と意見を述べている。こうした市と市議会の重ねての交渉
の末、ようやく、烏山区間の工事も進捗し、五十一年五月十八日、高井
戸―富士吉田間が開通し、全面開通が実現する。昭和四十二年十二月の
一部開通以来、実に一〇年近くの歳月を費やしての開通であった。

全面開通後の高 井戸ランプ問題 こうして開通はされたものの、西山市議会議長は『市
報ちようふ』第四〇号(昭和五十一年六月五日発行)
に「全面開通とはいえない中央道の開通」と題して次のコラムを載せて
いる。

「これまでの公団への働きかけはわれわれの背後には市民がついてい

るのだという自覚と責任があったことが根拠であった。(中略)高井戸
ランプの開設されない開通は全面開通とは思っていない。これからも環
境対策と高井戸ランプの開設実現に向けて公団へ働きかけをしていく。」
(注：要点のみを集約した形で記載)

開通後間もなく、高井戸ランプが未開通という形での変則開通であつ
たため、再度、調布インターからの出入り車両は増加し、周辺および調
布市内が交通渋滞となった。

こうした状況に対して、五十一年九月には「調布インターチェンジ周
辺環境整備計画に関する陳情」などが提出され、その年の十二月第四回
定例会では趣旨採択を行い、翌五十二年四月十六日には市議会議長、各
会派代表は日本道路公団を訪れ、高井戸ランプの早期開通を要求、五月
二十六日には道路公団総裁あて、八月には建設大臣あてにそれぞれ要求
文書を提出、市議会の取り組みを見せるが、一向に前進しないままの状
態が続くのである。

開通二年後の昭和五十三年五月に実施した交通量調査では、国道二〇
号線上の交通量は一日平均二万三二四六台で、開通直後の一日平均二
万二四三台の一五%の増加数値となるなど、増加の傾向は進行の一途を
たどった。

こうした状況を改善すべく市議会は昭和五十三年六月第二回定例会で
「高井戸ランプの早期開設と放射五号線の閉鎖即時解除を要求する決
議」を可決、六月九日公団総裁あて決議文を提出し、改善促進を強く訴
えた。

その後、高井戸ランプが開設されるまで、インターチェンジ周辺の交
通渋滞、騒音公害などの状況は変わることはなかった。

高速協の発足 一方、昭和四十八年の調布インターチェンジ閉鎖の実

と活動経過 力行使を契機として調布市議会は高速自動車公害を共

通の問題として抱えている全国の市に呼びかけ、自動車公害の実態を訴えその改善促進を図ることを目的とした「高速自動車道通過市議会協議会」を昭和五十年一月二十八日に発足、西山市議会議長が初代会長に就任し、外へとその行動は広がりを見せていくこととなる。

第一回会議は一九七市が加入して開催され、五十年の方針として

(一) 沿道の環境と調和した高速自動車道の建設促進

(二) 高速自動車道沿道の生活環境等の整備に関する法律の制定

(三) 高速自動車国道を固定資産税の対象にするような税法の通達

変更の見直し

(四) 環境整備、交通安全のための特別交付金制度の確立

(五) 高速自動車道での交通事故救急業務ができるように消防法の

改正

などについて、運動を通じ実現に向けて国、公団に働きかけていくことが承認された。

発足の年（五十年）には防音対策として住宅一戸当たり、二〇〇万円の仕事費、さらに騒音防止ができないときは移転補償、高速道路の固定資産税の課税措置を求めるなどの成果を収めた。

その後も高速道路通過による日照補償制度（二戸平均補償額六四万円、最高補償額一六〇万円）、自動車騒音の防止策としての防音工事助成制度、振動規正法の成立などの成果を見せていった。その後も国、公団への働きかけを展開していくこととなるが、昭和五十五年二月の総会で、発足以来、五年間にわたり会長を務めてきた調布市議会議長は職を辞

し、一宮市議会議長に引き渡すことで、その役割を終えることとなった。

環境アセスメント これまでふれてきたように、四十年代後半になる

法案制定への動向

と高速自動車道の整備の進捗と車両の増加もた

らず、生活環境への公害問題が大きく社会問題として浮上してくるのである。調布市の場合はその典型として調布インターチェンジ閉鎖という形で自動車の騒音、排気ガスなどの問題に対して正面から取り組みをみせたところである。

しかし、国にこうした新しい環境悪化に対して何らの抜本的な改善や防止対策についての取り組みすらみせるような状態ではなく、そうした状況下に置かれた自治体の個別の対応にまかせていたということは、本市の例に象徴されていると言える。

こうした状況のなかで、西山調布市議会議長が会長を務める高速自動車道通過市議会協議会は、昭和五十一年七月二十日、環境整備に関する事項として、(一) 沿道環境整備基金（仮称）の創設、(二) 環境影響事前評価法（案）の早期制定の二項目について決定し、大蔵省、建設省、環境庁など政府機関に要望書を提出、国レベルでの公害防止基準制定への取り組みについて要請をするなどの動きを見せることとなった。

それから一年後の五十二年六月七日、第二回定例会においても、議員提案として「環境影響評価（アセスメント）法案の早期制定を要望する意見書の提出について」を起立多数で可決、国、建設大臣、通産省、環境庁などに提出、調布市議会の姿勢を国に対して強く示したのである。

さらに、その年の九月第三回定例会の一般質問で片山哲議員（日本社会党）は本市の環境アセスメント（影響評価）条例の準備状況について質問、市長は「一歩前進した考え方が必要であるとし、近く制定を準備

している都条例を参考に考えていく」との説明があったものの、その時期については明言をせずに終わった。

三 緑の保全問題と市議会

緑の保全調 調布市は昭和四十六年に実施した「環境保全に関する調

査の実施 査」の時点で、ヨーロッパのまちづくりの緑被率三〇%

を目標に緑の保護制度の採用、都市緑化用樹木一〇万本を育成するための苗圃の開設などの事業を推進してきた。とりわけ、中央自動車道調布インターチェンジ付近の交通公害による環境浄化のため、昭和四十九年には日本道路公団と協議し、緑地緩衝地帯の植樹などの事業展開を図ってきている。

さらに、東京都からの要請を受けて、「緑のマスタープラン」策定のための事前調査として、昭和五十一年十月二十六日と五十二年一月二十四日の二回にわたり、市内の緑被率を知るための調査を実施した。その結果は『市報ちようふ』第四二二号（昭和五十三年三月二十日発行）に公表された。それによると、市内の緑被率は平均で一六・六%で、この六年間で〇・三%が減少した。細部についてみると、緑の多い地域は都立神代植物公園、深大寺などがある第五グループ地域で最高三〇・三%、低い地域は調布飛行場がある一〇ブロック地域の一〇グループで七・七%、市役所のある中心部の第八グループでも一〇・七%という結果であった。

その後、この調査の結果を含めて昭和五十四年十二月から「緑のマスタープラン」の策定作業に入ることになる。策定にあたっての主要項目は（一）残された自然地の保全、（二）自然秩序の回復、（三）災害防止および災害時の避難等の安全性の確保など五項目にわたったの課題とそ

の対応などについて、市としての方向づけを明らかにすることを基本に作業が進められ、五十七年十二月には「まちづくり基本計画」の一部としてまとめられ、さらに、東京都へ報告された。

一方、具体的な施策としては、市は後述する「実篤公園」の整備、さらに五十四年以降、「深大寺広場」整備計画や都立神代植物公園、深大寺地区の保全についての東京都への要請に取り組むこととなる。

緑地保全農地の 一方、緑の環境保全という立場からみると、神代植

支援制度の発足 物公園や深大寺や野川沿いの緑地など自然樹木の豊かな地域もさることながら、市街地の中で農地も都市空間としての緑地保全の役割を果たしており、営農と都市空間としての機能を継続させるための制度整備も大きな課題として浮上するものもこの時期からである。

昭和四十八年十月に始められた農地保全のための固定資産税減免措置制度は農地を保有する農家経済を十分とはいかないまでも、潤す効果をもたらした。さらに、昭和五十一年から始められた減額対象農地制度は、それまで減額対象とならない九九〇平方メートル以上、一〇〇〇平方メートル未満の農地のれんたん農地を、A農地、B農地、C農地の三分にそれぞれそれぞれの農地に対して助成措置を行うもので、この制度により都市農業と都市の緑地保全をさらにきめ細かく図るようになった。

この緑地保全農地に関連し、昭和五十二年三月第一回定例会の一般質問で鴨志田忠議員（自由民主党）は次のような質問を市長、理事者に投げかけている。

一 自然環境について

本市では緑地総合計画を立案し、緑被率三〇・七%を目標に全力傾倒

中であるが、環境破壊を最小に阻止するために、次の点を聞きたい。

(一) 農地に対する固定資産税のあり方を検討する必要があると思ふ。

(二) 農地の協力を得て、生産緑地の育成と地主の協力のもとに遊休農地の市民農園の実施を検討しては。

(三) 多摩川、深大寺周辺等を自然保護区域に指定して、国、都の財政援助措置等を要請する考えは。

こうした質問に対して、市長、関係部長は次のように答弁している。

一については、乱開発を防ぎ、緑の保全施策の中に御意見を取り入れて研究していきたい(市長)

一(一)については、緑の制度上、国の早期税制改善を期待する(環境衛生部長)。国、都の状況をみて検討、対処していきたい(市民部長)。

一(二)については、自然環境保全、営農育成、市民レジャー農園など関連して一体性の中で、今後検討していきたい(市民部長)。

一(三)については、国、都に働きかけていきたい(環境衛生部長)。

(『調布市議会だより』第七一号、昭和五十二年六月三十日発行)

以上の答弁がされ、総体的には国、都の動きなどを考慮していききたいという程度に終了した内容で終わった。

前記の減免措置制度は昭和五十一年から五十七年までの期間限定によるもので、暫定措置的な性格を有し、固定資産税の課税基準や農地に対する税法上の改正や現行の課税基準の見直しなどを前提としたものではないことは言うまでもなく、税法上の優遇措置への要求は農業者の切実なものがあり、この点に言及した質問であったが、その答えは納得できるものには遠かった。

ちなみに五十七年からは長期営農継続農地制度が実施されたことにより、緑地保全農地制度はその役割が小さくなっていくこととなる。

実篤公園開園と 都市公園条例 昭和三十年から調布市内に居を構え、昭和五十一年に死去した作家の武者小路実篤の邸宅を遺族から寄贈を受けて、市立公園として整備、昭和五十三年五月十二日に開園された。

園の敷地面積は約五〇〇〇平方メートル、武蔵野の雑木林と段丘、それに湧水など自然の地形を生かし、故人が執筆していた当時のままの姿を残した旧宅を含めた公園で、新たに都市公園法に基づく都市公園として開園させるにあたって、「調布市都市公園条例」議案が昭和五十三年三月第一回定例会に提出され、同議案を可決した。

調布市は今回の条例議案の提出については、それまでの「調布市公園及び児童遊園等に関する条例」を廃止し、既存の公園を都市公園として位置づけるために行ったものである。

なお、児童遊園の設置については、児童福祉法としての位置づけを明確にするため、「調布市児童遊園条例」議案を同定例会で可決した。



実篤公園

第七節 学校施設の建設、教育問題と市議会

一 柏野小学校の土地取得と建設費予算議案

佐須地区への 市制一〇年を経た昭和四十年以降の調布市は急速な人
小学校新設 口増加により近郊住宅都市として発展をみる。こうし
た四十年代の一〇年間、小学校の児童数は八〇〇〇人から二倍の一六六
〇〇〇人と増加し、学校新設に主力が注がれてきた。即ち、昭和四十年
九月の野川小学校新設をはじめ、四十一年九月の染地小学校、さらに四
十三年十一月上ノ原小学校と、この一〇年間に七校の新設校を開校さ
せ、増加する児童数に対応してきた。

しかし、昭和四十年代後半には人口の伸びはおさまりをみせるもの
の、過大学級の解消には今一步という状態の中で新設校の取り組みが五
十年以降も続くこととなる。

昭和五十年四月、飛田給小学校開校の翌五十一年九月の第三回定例会
に昭和五十年年度補正予算議案として佐須地区への小学校新設のための用
地取得経費が計上された。この新設校は十九番目の小学校として現在の
八雲台小学校と上ノ原小学校の過大学級解消のための方策として計画さ
れた。予定地は深大寺四三五番地ほか、用地面積は八一〇七・六〇平方
メートル。取得予定総額七億三六〇三万八〇〇〇円の不足額九二〇〇万
円を予算計上したものである。

定例会では本多市長の概要説明の後、渋谷教育長は「建設計画は進め
てきたが、何分にも用地の確定が遅かった」と説明を付け加え、用地取
得の苦慮の一端をのぞかせた。

第一九小学校（仮称）新設議案の関連審議は文教委員会に付託となっ
た後、本補正議案を原案どおり可決したが、この第一九小学校新設につ
いては賛成、反対二件の陳情が五十一年九月に提出され、文教委員会
で審議することとなった。

文教委員会は建設 提出された陳情は「仮称調布市立第十九小学校建
促進の陳情を採択 設促進に関する陳情」（調布市公立学校PTA連合
会）と「調布市立佐須地区小学校（仮称第一九小）建設用地に関する陳
情」（佐須地区小学校設立対策協議会）で、前者の陳情は、大規模に膨
れ上がった学校規模の適正化をするため、新設校の建設を促進すべきで
あるとの主旨に対して、後者の陳情は学校周辺の住民に騒音やほこり、
さらに眺望を害するなどの影響を及ぼすとした建設に反対する主旨のも
ので、互いに対峙するものであった（『調布市議会だより』第六〇号、
昭和五十一年十月八日発行）。

九月二十一日開催した文教委員会はこの二つの陳情について審査、結
論的には、前二校の過大学級解消が急務であるとして、建設促進の陳情
を採択、反対の陳情については文教委員長は「今後陳情者と十分話し合
をしたい」との意見を付して不採択とした。なお、この結果について
は同月開催の定例会本会議に文教委員会委員長報告として報告してい
る。

学校建設費の計上 昭和五十二年三月、第一回定例会に「第一九小建
請負工事契約議案 設費」を盛り込んだ「昭和五十二年度調布市一般
会計予算」が提出され、この議案は文教委員会で審査、了承した。ちな
みに、学校建設経費は一億八二一九万円。

さらに、本定例会で同小学校新築工事請負契約議案について原案どお

り可決した。工事内容は・鉄筋コンクリート造り三階建て、延べ面積一四〇四・三四平方メートル、契約金額四億七〇〇〇万円（債務負担行為を含めた工事費）というものであった。

その後、工事も順調に進み、翌五十三年三月、第一回定例会に「調布市立学校設置条例の一部を改正する条例議案」が提出された。同議案は（仮称）「第一九小学校」を「調布市立柏野小学校」として設置、開校するもので、三月定例会で可決。四月、同校は開校した。

二 くすのきアパート建て替え計画による国領小学校開校

都営くすのき団地建替え計 昭和五十二年十二月八日、第三回定例会全画（案）による学校建設 員協議会において東京都から明示された「調布団地建替え計画（案）」の中で、学校、図書館、保育所などの公施設整備の一環として具体化された小学校新設が二〇番目（国領小学校）である。

東京都は集合住宅団地高層化によって団地人口の増加を見越した計画（案）を策定、その地区内での公共施設整備を行うなかで、東京都は団地内に学校新設用地を確保、校舎の建築費などについては、調布市が支出するという方式が採られることとなった。

そうしたなかで、都営くすのきアパート建替え計画は一三七四戸のうち第一期工事として七六四戸が完成したことにより、第二小学校の児童数が激増、過大学級の状況を呈することとなる。市はこうした過大学級解消のため、小学校新設計画を具体化し、昭和五十三年六月の第二回定例会に「調布市立国領都住地内小学校新築工事請負契約議案」が提出され、満場一致で原案を可決する。内容は鉄筋コンクリート造り三階建

て、延べ面積五一九九・三〇平方メートル、建設費六億三四〇〇万円。

翌五十四年、四月開校を前にした三月第一回定例会に「調布市立学校設置条例の一部を改正する条例議案」が提出され、文教委員会での国領小学校開校に關しての理事者側の議案説明に対して、委員から（一）国領小学校新設による他校への学級の影響、（二）将来二期工事終了後の学級数は、などの質問を行っている。

この質問に対して理事者側は「第二小学校は現在の二六学級から一五学級に減少、工事終了後は二一学級か二二学級を目指している」と答弁があり、本小学校の新設により第二小学校の過大学級が解消されることとなり、翌四月一日、国領町八丁目一番地四一（都営くすのき団地内）に二〇番目の小学校として国領小学校が開校する。

併せて、同委員会で理事者側から昨年六月第二回定例会で可決した「調布市立八雲台小学校増改築請負工事契約議案」について、五十四年三月に竣工すると二四学級になることが説明された。

三 第八中学校（仮称）用地と建設

学校用地の 昭和五十年三月第一回定例会に第八中学校（仮称）用地変更経緯 取得費を盛り込んだ昭和五十年当初予算議案を提出し

たが、九月に早期開校を求める陳情が出され折り合いがつかなかったために用地買収交渉が断念となり、その後、十二月の第四回定例会に昭和五十年一般会計補正予算案として「第八中学校（仮称）用地取得費」が再度提出された。内容は緑ヶ丘地区中学校用地取得費六億一四五一万円である。

第八中学校（仮称）は第四中学校の過大学級解消のために計画されたものである。市の東部地域の若葉町、緑ヶ丘地区などを学区とする第四

中学校での生徒数の増加現象が顕著となり、過大学級の状況を呈するようになった四十九年ころから、新設校が課題となる。市は第八中学校（仮称）建設用地の取得について、五十二年四月開校を目的として、土地開発公社を通じ、折衝を重ねてきた。

当初、緑ヶ丘二丁目地内に予定し、地元関係者との協議を重ねてきたが、取得価格との差のほか、一方では、九月定例会に「調布市立緑ヶ丘地区中学校（第八中学校）の早期開校について」（調布地区教育とくらしをまもる実行委員会・代表近藤信夫）の陳情などが提出されるなど、提出者との話し合いをしたが、折り合いがつかず、このままの状態では五十二年四月の開校は難しいと、当初の予定地を断念して、仙川二丁目に新たに土地を買収するとして、再度の議案提案となった。

本定例会ではこうした状況を理解しつつ、早期開校が急務であると判断し、本議案を満場一致で原案を可決した。

建築請負契約と 翌年六月、第八中学校（仮称）について、第二回定

九月校舎竣工 例会に「調布市立緑ヶ丘地区中学校新築工事請負契

約締結議案」が提出された。内容は鉄筋コンクリート造り四階建て、延べ面積四一五八・二四平方メートル、建設費四億七二〇万円。本議案については満場一致で可決、六月十六日工事契約が締結され、開校に向けて着工されたが、五十二年四月開校には間に合うことはなかった。

そうしたなか、五十二年三月第一回定例会文教委員会では委員から「八中の新設に伴う四中への影響について」の質問が交わされている。

新年度を前にし、八中新校舎ができるまでの間、母体校の四中に八中を併設したいとの市側の説明があり、これに対しての質問と答弁が行われている。その要点は次のとおりである。

(一) 八中新設による学区の影響については、四中学区だけで分割する

(二) 八中併設により特別教室等の影響については、美術科教室を普通教室に、プレハブ四教室を増設することで対応する

こうして、当初予定していた五十二年四月開校は、母体校に併設された形での第八中学校の開校式が行われた。その後も新校舎の建設は夏休みにかけて進められ、九月に竣工、二学期から新校舎での授業が開始された。

四 都立高校誘致問題

高校増設の決議 四十年代後半になると、高校全入という風潮の中で、

と調布南高開校 東京都は中学浪人を出さないという前提のもとに「私

立高等学校の収容定員を当面五万五〇〇〇人で固定し、残り全部を都立高等学校で収容できるよう都立高等学校の増設を図るといふ都の方針による高校増設」（『調布市教育史』調布市教育委員会発行、昭和五十七年三月）を基本として増設を進めていったのである。調布北高校（昭和四十九年四月）、府中西高校、町田市の野津田高校（二校とも昭和五十年）、さらにこれから触れる調布南高校など都立高校増設計画によるものである。

しかし、調布市議会は昭和四十九年には、調布市内の五校の高校進学率は九五パーセントとなっており、都立高校への入学難が、全市民的な問題となっている。と、こうした実態を直視し、その年の三月二十七日に「都立普通科高校を調布市内に設置を要請するための決議」を、さらに、その翌年、昭和五十年六月一日にも同様の主旨を内容とした「公立高校増設に関する決議」を国及び東京都あてに送付、高校増設年次計画

を前倒しして、建設しよう訴えた。

こうした動きの中で、調布南高の建設が進められていくこととなるが、建設にあたっての周辺住民とのトラブルが起こり、建設工事が遅れることとなる。ここでは『調布市教育史』（調布市教育委員会発行、昭和五十年）からその経緯について簡単に触れておくこととする。

昭和五十一年七月、市内小島町の旧大映撮影所跡地の一部に建設を進めるための第一回説明会を開催したが、校舎建設西側の「京王多摩川コーポラス」をはじめ、周辺住民から日照権を侵害するとの理由で要望書が都知事あて提出される。一方、多摩川自治会や多摩川親交会といった町会、自治会からは建設促進の要望書も出されるなど、反対派と促進派の対立構図がみられ、建設現場入口での阻止活動まで発展するなど、七月から八月にかけては予断を許さない状況にまでなっていた。

東京都は早急に着工を進めるための打開策として、「都立調布南高校（仮称）建設に関する五項目の協定」を九月二十五日に成立させ、建設に向けて動き出した。こうした経緯を経て五十二年四月に開校したものの、校舎完成は五十二年八月、開校式典は二年後の五十四年六月二日と大幅に遅れをみることとなった。

この調布南校新設の件は都市の中心部で、かつ、住宅地での学校建設の難しさを改めて教えられる問題となった。なお、五十二年度新入生は調布市九二人、三鷹市八二人、府中市八人、武蔵野市一七人、狛江市一四人、八王子市七人、日野市七人、多摩市六人である（『調布市教育史』より）。

五 滝坂小学校百周年記念誌問題のてん末

滝坂小学校百年誌 この事件については昭和五十年三月、同事件を調不実記載の内容 査してきた特別委員会の解散では継続審査というかたちでしめくくられていることから、本来この期間の問題ではないが、第一部では触れられていないため、事件の顛末として記述しておくこととする。

滝坂小学校は明治六（一八七三）年、第十三番小学校として開校した市内でも屈指の歴史を有する学校で、昭和四十八（一九七三）年創立一〇〇周年を迎えた。その記念事業の一環として「滝坂小学校百周年記念誌」が発行されたが、この記念誌の記載内容について問題が起こったのである。その内容とは、昭和三十八年時の同校PTA会長は西山氏であったにもかかわらず、同「記念誌」にはPTA会長津村直亮と記載されていることについてその記載の真偽が問題となった事件である。

市議会はこの事件の真偽を解明するため、昭和四十八年六月第二回例会において「滝坂小学校百周年記念誌不実記載事件調査特別委員会」を設置したのである。

特別委員会の調 委員会設置以降の本事件についての経過を『調布市査経過と顛末 議会だより』（第六一号）よりまとめると次のとおりである。

昭和四十九年三月委員会は、教育委員会から提出された資料の説明を受け、継続審査とした。その後、五十年三月十日の委員会では「百周年記念誌の委員長であった津村直亮氏は昭和三十八年当時、同校PTAとは関係のないことが、西山氏から報告を受け、委員会は三月十二日に津村氏に実情を確認するため、同氏の出席を求めたが出席できないとの連

絡があり、この件についてはそれ以上の進展をみず、継続調査をする」
との確認をしたものの、任期満了により同特別委員会は終了した。

以上が経過の概略として同紙に報じられているところであるが、その後、同年四月の統一地方選による市議会議員選挙で当選した顔ぶれによる六月の第二回定例会ではこの件についての特別委員会の設置はなかったことは、本件については三月十二日の津村氏の出席拒否による状況からほぼ結果は出たという判断に立ったものと推測されるところである。

第二章 保守金子市政の誕生と市議会

序説 金子市長の誕生

一 時代の背景

昭和五十年代からの安定経済への道筋は昭和五十三（一九七八）年十一月の大平政権発足後、翌年四月、政府は国の諮問機関である経済審議会による経済成長率五・七％を前提とし、失業率一・七％を見込み、さらに物価上昇率五％、一般消費税導入構想などを明らかにした答申を受けて安定経済下の経済政策を進行させていくこととなる。

加えて、昭和五十四年四月、建設省は「第三次全国総合開発計画」（三全総）を策定する。国の総合開発計画が進められるのもこの五十年代の大きな動きの一つである。昭和五十七年には東北及び上越の二新幹線が開通する。

昭和五十五年六月の大平首相の死去に伴い、翌七月には鈴木善幸内閣が発足、翌年、三月には第二次臨時調査会（土光敏夫会長）が発足し、国の制度改革、国機関の民営化などのあり方について基本的方針が検討されていく。こうしたなか、昭和五十七年十一月には中曽根康弘内閣が誕生、昭和五十八年三月の同調査会の最終答申、増税なき財政再建、国債依存の脱却などを受けて具体的な動きを示すこととなるが、とりわけ、中曽根内閣の大きな柱として国鉄民営化の流れが急速に進展するの

である。

また、昭和五十四年一月には全国国公立大学共通第一次試験、五十六年には国際障害者年など、新しい動きがみられるのもこの時代の象徴的事象であった。

一方、自治省は昭和五十四年五月、「地方の時代」を具体化させる一歩として、「地方分権の推進」の基本的考え方を打ち出すなど、新しい時代への潮流の始まりをみせるのもこの時代の特徴となった。その年の一月には多摩地域の人口が三〇〇万人を突破し、東京都の三分の一を占めることとなる。

二 昭和五十三年市長選挙

昭和五十三年七月九日に行われた市長選挙は、これまで一六年間続けられてきた革新市政を担ってきた本多市長の退任による市長選挙ということもあって、保守政権の奪還をねらって金子佐一郎を守る会をベースに自民、民社、社民連の推薦を得た金子佐一郎、一方、本多市政の後を受けて社会、公明の推薦をバックに医師の山田禎一、さらに、共産党の有力国会議員や日活労組の推薦を受けた山本つとむの新人三人（無所属）が立候補し、三つ巴戦の形で選挙戦が展開された。

保守陣営の金子候補は一六年間の本多市政を総括し、一七万都市のまちづくりを旨とした効率行政の推進、旧調布基地跡地の大学街構想、下水道一〇〇％実現、調布駅前再開発などの都市整備を公約に掲げ、一方、山田候補は生活環境、下水道整備、災害防止、調布駅前などの再開発と商業振興のほか、医師としての見地から〇歳児医療の無料化など市民生活に密着した公約を掲げて対抗したが、この選挙の最大の争点は一六年間の革新市政に決別するか、継続するかの選択そのものであったと

言えよう。

そうしたなかで市民が下した方向は革新市政との決別であった。結果としては、地元支援者の会をはじめ、自民、民社などの推薦を得た金子佐一郎候補が二位の候補に七〇〇〇票の差をつけて当選を果たした。一方、知名度では両候補者とも浸透していたが、山田候補は本多市政の継続という色彩が強く、それが敗因の一つにつながったことも否めなかった選挙戦であった。共産党をバックにした山本候補は市民の生活に根ざした社会的弱者への支援や医療補償、教育問題などを市民に訴えての戦いであった。

投票結果（得票数）は次のとおりである（表2-1）。

表2-1 市長選挙の結果（昭和五十三年七月九日執行）

当落	候補者	年齢	党派	新現別	得票数
当	金子佐一郎	五〇	無所属	新	三一、六九九
	山田 禎一	五二	無所属	新	二四、三九四
	山本つとむ	五二	無所属	新	七、〇七四

出所：調布市選挙管理委員会、「選挙の記録」

（所信表明）

昭和五十三年七月の市長選で当選を果たした金子佐一郎市長は市政担当初の第三回定例会に暫定予算議案を提出の際、施政方針とともに、所信表明を行った。市長は市政を担当するにあたって、選挙のスローガンに掲げた「清潔」「公平」「信頼」の姿勢を強調し、自らの市長としての姿勢を示した。かつ、この基本姿勢は、一期四年間、一貫して貫くこととなる。

（主要施策）

さらに、主要施策としては一七万五〇〇〇人まちづくりとして選挙公約に掲げた下水道整備、駅前再開発、飛行場跡地に大学街構想の四年間にわたる推進姿勢を明らかにし、金子市長の特色を打ち出した。

・昭和五十三年度：昭和五十三年九月の第三回定例会では「市政をより一層市民の身近なものにするよう全力を注ぐ決意でいます」として、「市民とともに新しいまちづくりを推進していく」ことを表明している。早くも、この定例会で前記の下水道整備、駅前再開発など主要施策を明らかにし、市政推進の意欲を示した。

・昭和五十四年度：昭和五十四年三月第一回定例会、本格的五十四年度予算議案を提出、基本原則は前提としながらも都のひっ迫した財政による市財政の影響を考慮しての施策の推進を変更、下水道を重点に、福祉の向上、教育・文化の充実に全力を尽くすとして、そのための方策として、執行体制の見直し、公共施設建設事業基金の新設などを織り込んだ財源調整の姿勢を示した。

・昭和五十五年度：市政担当二年目の昭和五十五年三月、第一回定例会では第一に「市民に信頼される市政」を原点としての行動、第二に「市民本位の行政の実現、明るく効率的な行政の推進」、第三に「市民とともにするまちづくりの展開」の三項目の基本姿勢を明らかにした。加えて、新たに二・二・六号線（品川道）と二・二・二七号線（調布駅北口道路）の積極的推進、都市計画マスタープランの策定など、都市基盤の整備の基本路線を打ち出した。

・昭和五十六年度：三年目の施政方針は信条、総論は省略した形で具体的な方策として歳入面では財源確保、歳出面では経費節減をする

一方、施策としては前年度同様、(一) 市民福祉の向上、(二) 生活環境の向上、(三) 都市基盤の整備、(四) 教育環境の整備と文化スポーツの向上、(五) 産業振興、(六) 心のふるさとの連帯意識の醸成の六本柱を明らかにした。

昭和五十七年度：市政担当第一期目の最終年度の五十七年三月の施政方針では、前年に策定した「改定・調布市基本構想」に掲げた将来の都市像の実現のための基本計画を策定し、計画第二次として予算議案を提出、施策面では前年同様、六本の柱を掲げ、市政推進に努めることを明らかにした。

三 その他の選挙

都知事選挙で鈴木 昭和五十四年四月八日、都知事選挙が執行された。保守都政の誕生 この選挙では現副都知事の鈴木俊一と革新候補として労働組合をバックに太田薫、それに中央政界からは麻生良方の三人

が有力候補として選挙戦が展開された。

鈴木候補は自由民主党、公明党、民社党の推薦を受けての立候補、副都知事としての行政経験を生かした「マイタウンと呼ばれる東京にした」をスローガンに掲げ、選挙戦を繰り広げたのに対し、太田候補は日本社会党、日本共産党、革新自由連合の各党の推薦を受け、革新都政の継続を基本に福祉、教育の充実を柱に訴えた。一方、麻生候補は「無党派知事」を宣言し、政党に支持されない都政を訴えての戦いを試み、展開した。

投票結果は保守系無所属の鈴木候補が総得票数一九〇万二一〇票で二位の太田候補に四〇万票の差をつけて当選を果たした。(表2-2)しかし、調布市得票数の内訳では二位の太田候補が鈴木候補より一〇〇〇票多い得票を記録している。これは住宅都市としての性格を反映した結果と言えよう。

表2-2 東京都知事選挙の結果(昭和五十四年四月八日執行)

当落	氏名	党派別	現新	調布市得票数	全体得票数
当	鈴木 俊一	無所属	新	二五、六〇七	一、九〇〇、二一〇
	太田 薫	無所属	新	二六、六六〇	一、五四一、五九四
	麻生 良方	無所属	新	一二、三八二	九一一、八二五

出所：調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

昭和五十六年都議選 昭和五十六年七月五日、東京都議会議員選挙が
 挙新人二名が当選 執行された。調布、狛江の二市を選挙区とする
 北多摩第三選挙区からは、現職の日本社会党神林芳夫に、新人として自
 由民主党須田こうさく、新自由クラブの元木輝男の二人、それに前回も
 立候補した日本共産党田賀おとめの四人で選挙戦が繰り広げられた。な
 お、現職の新井一郎はこの選挙には立候補をしなかった。
 結果は定員二名を須田こうさくが一万五七八六票（調布市得票数）、
 元木輝男が一万七三三二票（調布市得票数）で、新人二名が当選を果た
 した（表2―3）。この選挙では現職議員が出馬を見合わせたという事
 情に新人二人が当選枠に食い込んだという形で終止符を打ったが、結果
 的に都議選でも新自由クラブの新人候補の健闘が目立ったということ
 と、総体的には現職から新人へと世代交代を意味する選挙戦であったと
 いうことができる。

表2―3 東京都議会議員選挙の結果（昭和五十六年七月五日執行）

当落	氏名	政党別	現新	調布市得票数	全体得票数
当	須田こうさく	自由民主党	新	一五、七八六	二八、二二三
当	元木輝男	新自由クラブ	新	一七、三七二	二二、二三五
	神林芳夫	日本社会党	現	一五、〇三一	一九、〇五九

出所…調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

第一節 市議會議員選挙と市議会

一 市議選の結果

民社党無議席で 昭和五十四（一九七九）年四月二十二日、統一地方
 終わった市議選 選挙が行われた。調布市議會議員選挙もこの日行わ
 れ、定員三〇人に対して四三人が立候補、現職二九人、元職二人、新人
 一二人という中で選挙戦が展開された。政党別では自由民主党一人、
 日本社会党八人、公明党五人、民主社会党二人、日本共産党四人、それ
 に無所属一三人であった（表2—4）。

結果としては自由民主党は九人が当選、前回（昭和五十年四月）より
 二人増であったが、現職の田村毅候補が次点で圏外に去っていった。ま
 た、日本社会党は七人で前回と同数に終わった。公明党と日本共産党は
 ともに前回と同数、全員当選を果たしたのに対して、民主社会党は元議
 員の安孫子昌美、現職の竹部好子とともに落選し、無議席となったのが
 この選挙の最も大きな動きであったといえよう。この結果が市議会の会
 派構成に影響を及ぼすこととなるのである。

なお、この市議選では新人候補一二人のうち五人が当選、反対に現職
 議員は四人が落選し、新旧交代の面を覗かせる選挙戦でもあった（表2
 —4）。ちなみに、この選挙の投票率は前回の六〇・九九%に対し、五
 六・三九%と低調に終わった。

市議會議員の 昭和五十七年七月四日、市議會議員の補欠選挙が執行
 補欠選挙結果 された。この選挙は去る昭和五十四年十月に死去した
 山岡昇平議員（自由民主党）の空席を埋めるための補欠選挙として行わ

表2—4 調布市市議會議員選挙の結果（昭和五十四年四月二十二日執行）

当落	氏名	政党名	現新	得票数	備考
当	鈴木 良雄	自由民主党	現	二、二八一	
当	西山 知夫	無所属	現	二、一六六	
当	片山 哲	日本社会党	現	二、一六一	
当	吉尾 勝征	自由民主党	現	二、〇〇六	
当	山口 徹	公明党	現	二、〇〇四	
当	有山 守三	日本社会党	現	九九一	
当	鴨志田 忠	自由民主党	現	九九一	
当	任海 千衛	日本共産党	現	八九四	
当	奥山 繁	公明党	現	八八二	
当	飯野 久子	日本共産党	現	八七八	
当	児玉美 久子	日本共産党	現	八七五	
当	菊地 久男	公明党	現	八五五	
当	増岡 兼治	自由民主党	現	八四四	
当	富澤 稔	無所属	現	八三九	
当	入江 一郎	日本共産党	現	八〇九	
当	津金 理	自由民主党	現	七五九	
当	小川 広吉	自由民主党	現	七〇五	
当	原川 利種	日本社会党	現	六八七	
当	熊澤 喜由	自由民主党	現	六八七	
当	青柳 源一	公明党	現	六二八	
当	山岡 昇平	自由民主党	現	六二二	五十四年十月死去
当	小池 隆夫	日本社会党	現	六一七	
当	福重 一郎	自由民主党	現	五九一	
当	横山 薫子	日本社会党	現	五九一	
当	田中鈴 太郎	自由民主党	現	五七一	
当	大久保 正二	無所属	現	五四六	
当	関口 昌昭	日本社会党	現	五四一	
当	豊山 八郎	日本社会党	現	四六五	
当	大久保 正義	無所属	現	四二〇	
当	熊澤 武司	日本社会党	現	四一八	
当	田村 毅	自由民主党	現	三四二	
当	片岡 しよう	日本社会党	現	二二七	
当	あびこ 昌美	民社党	現	一五九	
当	たけべ 好子	民社党	現	一四〇	
当	渡辺 春雄	無所属	現	一三八	
当	青木 てるお	無所属	現	〇九三	
当	水上 太一	無所属	現	九六八	
当	ひじおか 正人	無所属	現	八〇一	
当	会田 たくお	無所属	現	七七三	
当	津村 なおき	自由民主党	現	七七八	
当	井上 公利	無所属	現	六五三	
当	かわこ 義弘	無所属	現	六三七	
当	芝野 孝志	無所属	現	一三八	

出所：調布市選挙管理委員会、「選挙の記録」

れたもので、遠藤 衛（自由民主党）、元木 勇（新自由クラブ）の新人二人、それに元議員の片岡 将（日本社会党）と福地正夫（日本共産党）の四人が立候補、結果的には遠藤 衛候補が一万九三一五票で当選を果たした。

二 市議会の構成・人事

昭和五十四年三役 昭和五十四年四月の市議会議員選挙後、初の市議人事と議長交代 会、第二回定例会初日の六月十三日、正副議長の

選挙を行った。議長選挙は指名推選により自由民主党の増岡兼治議員を議長に選出、次いで、副議長に日本社会党の豊山八郎議員を選出した。

さらに、市長から提出された「調布市監査委員の選任について」の議案については、公明党の青柳源一議員を同意し、それぞれ議会三役の人事を決定した。

この役員人事では前年度と同様、議長に自由民主党、副議長に日本社会党、議会選出の監査委員には公明党の形でスタートした。

しかし、その翌年三月の第一回定例会の昭和五十五年当初予算議案の審議で歳入予定をしていたスポーツ施設の改造問題で審議が紛糾し、三月二十八日、その責任をとって増岡議長の辞任という事態が生じた。そこで、その後任議長に鈴木良雄議員（自由民主党）を指名推選の形で選出し、当初予算の審議としてはめずらしい、暫定予算を可決して閉会した。

昭和五十五、五十六、昭和五十五年七月二十三日、第二回定例会の五十七年の役員人事 初日、鈴木、豊山正副議長の辞職に伴う正副

議長の選挙を執行、後任の議長に菊地久男議員（公明党）、入江一郎議員（日本共産党）が立候補し、投票結果は二五票を得て菊地久男議員を

選出した。また、副議長選挙では小川広吉議員（政和クラブ）、任海千衛議員（日本共産党）の二名が立候補、議長選挙と同様、二五票を獲得して小川広吉議員が選出された。今回のこの選挙で初めて公明党が議長ポストを占めて、公明・保守会派体制がスタートすることとなった。

正副議長選挙結果は次のとおりである。
（議長選挙）

菊地 久男 二五票

入江 一郎 四票

*投票総数二九票、有効投票数二九票

（副議長選挙）

小川 広吉 二五票

任海 千衛 四票

*投票総数二九票、有効投票数二九票

その後、市長選出の「調布市監査委員の選任について」の議案審議では有山守三（日本社会党）に同意した。

翌五十六年の正副議長の改選は、本来、六月ないし七月に行うところであるが、この年は七月から八月にかけて保守会派の再編が行われたため、九月の第三回定例会にずれ込む形で選挙を執行することとなった。

ちなみに、後述するが、この七月には自民系会派の「新和会」が「自由民主党」と改称、それにともない「市政会」から「自由民主党」に移籍する議員が五月雨式さみだりに増え、ついに八月には「市政会」は解消するという状況になった。加えて、「市政会」に所属していた残りの議員はそれぞれ「自由民主党第一会」の新会派を結成・会派は多会派時代へと変わっていくこととなる。

結果としては、指名推選方式により、議長には前回副議長の経験を有した自民クラブの小川広吉議員を、副議長には日本社会党の原川利種議員をそれぞれ選出した。また、市長提出議案の議選の「調布市監査委員の選任について」は青柳源一議員（公明党）の選任に同意した。結果的にはこの同意により監査委員のポストが公明党に戻ってきたということになる。

続く、昭和五十七年六月十日の第二回定例会での議長、副議長選挙は立候補による投票で行った。議長選挙では福重隆夫（公明党）、豊山八郎（日本社会党）それに入江一郎（日本共産党調布市議会議員団）の三議員が立候補、結果は福重隆夫議員が有効投票二六票のうち、一五票を獲得し新議長に決定した。

議長選挙の結果は次のとおりである。

福重 隆夫 一五票

豊山 八郎 七票

入江 一郎 四票

（投票総数二六票のうち、有効投票二六票）

次いで、副議長選挙には田中鈴太郎（自由民主党第一会）、小池一郎（日本社会党）、児玉美年子（日本共産党調布市議会議員団）の三議員が立候補、結果としては田中鈴太郎議員が一五票を得て、新議長に決定した。なお、副議長選挙の得票結果は議長選挙と同様の得票となった。

副議長選挙の結果は次のとおりである。

田中鈴太郎 一五票

小池 一郎 七票

児玉美年子 四票

（投票総数二六票のうち、有効投票二六票）

さらに、翌十一日に市長から提出された議案「調布市監査委員の選任について」では提案どおり豊山八郎議員（日本社会党）に同意した。

保守系会派 昭和五十四年四月二十二日の市議会議員選挙によって四が離合集散 年間の新しい顔ぶれが揃った六月第二回定例会時点での

会派構成は「自由民主党」二人、「日本社会党」七人、「公明党」五人、

「日本共産党調布市市議会議員団」四人、「新自由クラブ」一人、「市民クラブ」一人の六会派。この時点では新人議員を含めて保守系の無所属議員は一応、自由民主党に所属するという形をとったものの、七月から八月の時点で大幅に離合集散をみるようになる。

市議会の半数近い一二人を擁する自由民主党は考え方の幅の広さと統括力が効かないという要因も重なって、七月十六日解散。これに便乗する形で市民クラブも解散する。この解散を契機としてこれまでの自由民主党の一部議員と無所属系議員が中心となって結成した「政和クラブ」と「新和会」、「新政会」の三会派が発足するが、その年の十一月四日には早くも「政和クラブ」は「市政クラブ」と改称、さらに、五十六年二月には「市政会」と変わっていく。

一方、「新和会」も五十六年七月に解散、新たに「自由民主党」を再結成、「市政会」の一部議員は自由民主党へと移籍する流れの中で、八月四日には市政会は解散、その残りの議員で「市民クラブ」、「自民クラブ」、「自由民主党第一会」の三会派を発足させるといふ、かつてない離合集散をくり返すような形で展開を見るが、これも金子市政下での議会対応基盤整備の難しさを象徴するものと言えよう。

他方、自民以外の既成会派の「日本社会党」、「公明党」、「日本共産党

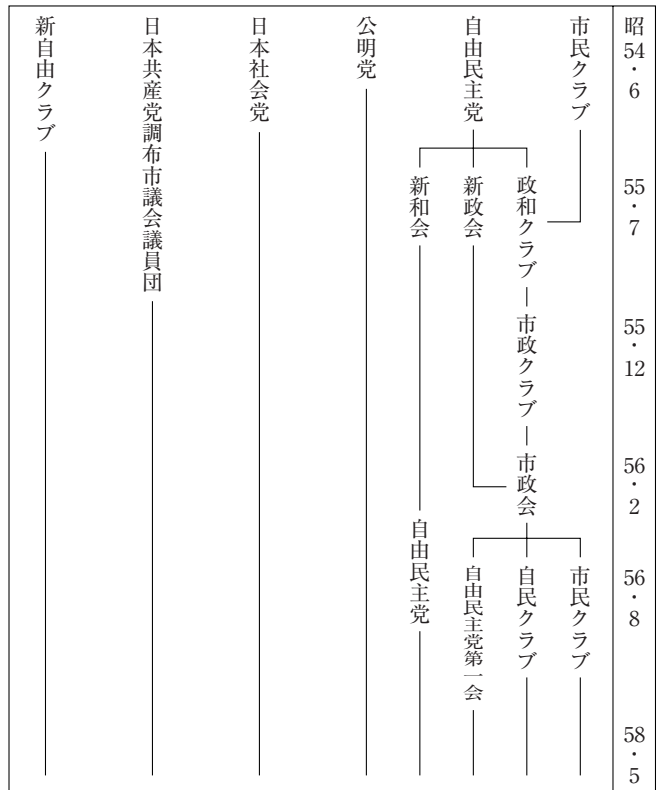


図2-1 会派の流れ（昭和54年～58年4月）

調布市市議会議員団」が会派としては固定化する中、新人無所属の一人会派として「新自由クラブ」は五十八年四月まで維持していくのである（図2-1）。

三 市議会の活動

昭和五十四年 昭和五十四年四月二十二日執行された統一地方選挙後、第二回定例会 初の市議会は六月十三日から三日間の会期で開催した。初の市議会ということと役員人事、常任委員会ほか各種委員会の委員選任を行った。正副議長は指名推選により、議長に増岡兼治（自由民主党）、副議長に豊山八郎（日本社会党）、さらに、市長提出議案の議選の

監査委員の青柳源一（公明党・再任）に同意をして、三役人事を決定した。

本定例会では市長提出議案二〇件、議員提出議案一件、請願・陳情二〇件の審議、決定を行ったが、市長提出議案は金子市政の重要施策の一つ、下水道整備にかかわる工事請負契約議案一本のほか、多摩川小学校、神代中学校、第三中学校などの増築工事請負契約議案三件、さらに、決議・意見書では「高校増設、学区縮小を求める決議」などを可決した。

昭和五十四年 本臨時会は八月十三日に開催され、市長報告のほ
第二回臨時会 か、下水道工事請負契約など関係議案四件の市長提出議案のすべてを可決した。

昭和五十四年 本定例会は九月六日から十三日に開催され、市長
第三回定例会 提出議案一四件、議員提出議案五件、請願・陳情二八件について審議、決定した。市長提出議案は保育園措置費、多摩川小学校増築、下水道事業特別会計への繰出金などを含む「昭和五十四年度調布市一般会計補正予算議案」のほか調布中学校増築工事請負契約などを可決した。

さらに、「昭和五十三年度調布市水道事業会計決算の認定について」も「今後、水資源の節約を指向する上からも市民に節水意識の高揚を図るとともに、漏水防止に対する努力と技術の向上を望む」（調布市議会だより）第八〇号より）が監査意見として付され、認定した。

また、決議・意見書では「石油隠し、便乗値上げに反対する決議」、「四〇人学級」の早期実現を要求する意見書」などを可決した。

昭和五十四年 本定例会は十二月十日から二十日に開催され、調布駅
第四回定例会 北口の都市計画道路二・二・二七号線用地買収費、富

士児童館開設経費などを含む「昭和五十四年度調布市一般会計補正予算議案」と「昭和五十三年調布市一般会計歳入歳出決算」ほか各特別会計決算議案などの市長提出議案二十九件、議員提出議案八件、請願・陳情二十八件を審議、決定した。

昭和五十三年度一般会計決算については、実質収入額三億二二〇五万円から前年度実質収入額二億八三〇六万円余を差し引いた単年度収入額三八九八万円の黒字を生じたということで、前年度同様「財政収支は良好」と、同議案を認定した。また、人事案件四件のうち、市収入役の田村毅の選任に同意した。

さらに、議員提出議案の決議・意見書では、通称「三〇メートル道路」と称している「都道三鷹国立線建設促進に関する決議」、「福祉・教育切り捨ての都予算編成に反対する決議」など七件を可決した。

昭和五十五年第一回臨時会は「昭和五十四年度（第四工区）下水道工事請負契約の一部変更契約議案」を満場一致で可決した。

昭和五十五年 本定例会は当初三月十日から三月二十五日までの会期
第一回定例会 であったが、予算審議の遅滞により紛糾したことから

四月十日まで延長、二十二日という異例の長期会期となった。紛糾を招いた原因は昭和五十五年一般会計予算審議の中で、予算執行に伴う財源の見直しや市政の基本的考え方、更には、スポーツ施設の改修などの議論をめぐって市側の説明が理解できなかったことに端を発し、この状況のなかでは審議は不能と判断し、会期最終日の二十五日に会期延長を決定し、以降、後半会期の中でスポーツ施設の改修など一部内容を凍結

し、暫定予算として「昭和五十五年調布市一般会計予算議案」を可決した。

なお、議会紛糾の責任をとるような形で三月二十八日、増岡兼治議長は辞職、後任の議長に鈴木良雄議員（自由民主党）が就任した。

さらに、市長提出議案のうち、「調布市組織条例等の一部を改正する条例」については、昭和四十八年改正以降、八年間が経過した中で庁内環境の変化、市民サービスの向上などに対応することを目的に提出されたが結論として継続審査と決定した。

なお、この定例会に提出された市長提出議案三四件、議員提出議案五件（うち一件は否決）の議案については延長会期の中で決定することができた。

昭和五十五年 五月十日の臨時会に提出された議案は「調布市名誉市
第二回臨時会 民条例」と「調布市名誉市民の決定について」、ほか一

件であった。この二件の名誉市民に関する条例議案は、一六年間にわたり、調布市の発展に寄与されてきた本多嘉一郎前市長に対し、本市の名誉市民としてその功労を讃えようという趣旨の条例制定議案で、市議会としては満場一致で同議案を可決した。

なお、調布市名誉市民に決定した本多嘉一郎前市長は五月十五日に他界された。

昭和五十五年 本臨時会は五月二十八日に開催され、十五日他界され
第三回臨時会 た本多前市長に対する黙祷から始められた。この日の

臨時会での市長提出議案、下水道工事請負契約議案一三件、第二小学校（仮称）新築、富士見台・上ノ原・石原の小学校三校の増改築工事請負契約などをすべて可決した。人事関係では市監査委員の芝村隆の選任

に同意した。

昭和五十五年 本定例会は通例の六月より一カ月遅れた七月十四日から二十四日までの二日間開催した。

第二回定例会 今定例会では市長報告二件、下水道工事請負契約議案、人権擁護委員の候補者推薦などを盛り込んだ市長提出議案一三件、「東京外郭環状線道路通過反対に関する決議」の議員提出議案一件、請願・陳情一八件などを審議、決定した。

昭和五十五年 本定例会は七月十四日から二十四日まで開催され、市

第三回定例会 長提出議案二五件、議員提出議案三件、請願・陳情二五件を審議、決定した。市長提出議案は昭和五十五年一般会計補正予算、市立第二一小学校（仮称）屋内運動場新築工事請負契約、老人地域センターを地域福祉センターに改めるための「調布市地域センター条例の一部を改正する条例議案」などで、すべて可決した。さらに「昭和五十四年度調布市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」についても昨年度と同様に認定した。

また、議員提出議案では「私立小中学校就学者に対する教育費等の助成に関する意見書」のほか二件を可決した。

昭和五十五年 本定例会は十二月十日から十九日に開催され、市長報

第四回定例会 告三件、市長提出議案二六件、議員提出議案五件、請願・陳情一九件が提出された。市長提出議案では、上ノ原保育園拡張用地買収費、第五中学校増築工事費などを含む「昭和五十五年調布市一般会計補正予算」、さらに第二一小学校（仮称）屋内運動場新築工事請負契約議案などが提出され、審議、可決した。これらの議案とともに提出された「昭和五十四年度調布市一般会計歳入歳出決算議案」について

は、主要施策の目標をおおむね達成したとして同決算を認定した。

また、議員提出議案の請願・陳情は「北方領土の返還促進と北方領土の日制定に関する決議」、「平和憲法擁護に関する意見書」など五件すべてを可決した。なお、請願・陳情については採択一件、趣旨採択二件、不採択二件、取り下げ一件、その他八件は継続審査とした。その他人事関係では議選の監査委員の青柳源一（公明党）の選任に同意した。

昭和五十六年 本臨時会は二月二十八日に開催され、金子市政のまち

第一回臨時会 づくりに対する基本理念、施策考え方を表した「調布市基本構想」一件のみが市長提出議案として提出され、起立多数で可決した。この基本構想は昭和四十七年十二月二十三日に議決した現基本構想について、その後の社会経済情勢の変化、適正な行政運営を推進させていくための指針として、今回、全部改正をすることで提出された議案である（本章第二節参照）。

昭和五十六年 本定例会は三月十日から二十五日まで開催され、「調布

第二回定例会 市組織条例等の一部を改正する条例（再提出）のほか、「昭和五十六年度調布市一般会計予算議案」など、市長提出議案三五件、報告一件、議員提出議案五件、請願・陳情一三件について審議、決定した。

本会議では昭和五十六年度の市政運営についての市長の施政方針と市民福祉会館第二期工事、第四地区の福祉センター及び児童館建設、さらに富士見台小学校・石原小学校改築、布田小学校新築工事などを盛り込んだ「昭和五十六年度調布市一般会計予算議案」なども含めて各会派が代表質問を行い、市政会、公明党、親和会、新自由クラブの四会派は賛成、日本社会党、日本共産党は反対の意見を述べた。が結果的には起立多数で同議案を可決した。

また、「調布市組織条例等の一部を改正する条例」は、昭和五十五年三月の第一回定例会に提出、継続審査となった後、取り下げられ、今回再提出となったものである。新設の部課、一課・二課といった抽象的表示の係名の整理も若干手直ししての議案であったが、満場一致で可決した。

さらに、決議・意見書についても「都市農業の確立、市街化区域農地の宅地なみ課税撤廃を求める意見書」など、三件すべてを可決した。

昭和五十六年 本臨時会は四月八日から九日の二日間の会期で市長提
第二回臨時会 出議案一六件、議員提出議案一件を審議、決定した。

市長提出議案のうち、「昭和五十五年度一般会計補正予算の専決処分について」は市民福祉会館建設基金積立金に一億五三五六万円を積み立てたという内容のものであった。また、調布オリエント丹野分譲マンションについては、市長から経過報告がされ、取り下げの申し出があり、了承した。

昭和五十六年 本定例会は、六月二日から八日に開催され、通例、こ
第二回定例会 の六月議会には三役人事など二連の各委員会委員の選

任などがあるが、本定例会に限って、議会会派の離合集散などの動きの影響を受け、通常の議案審議の定例会となった。市長提出議案一件、議員提出議案三件が提出され、市長提出議案の下水道工事請負契約議案五件、第三中学校増改築工事請負契約議案など、すべてを可決した。

昭和五十六年 本臨時会は八月十日から十二日まで開催され、市長提
第三回臨時会 出議案として下水道工事請負契約議案三件、調布中学

校増改築工事請負契約、調布市富士見第一市営住宅工事請負契約議案など六件、その他報告一件について審議、可決した。

昭和五十六年 九月四日に開催され、第二回定例会で実現していな
第四回臨時会 かった議会人事について、本臨時会でようやく決定した。指名推選により議長は小川広吉議員（自民クラブ）、副議長に原川利種議員（日本社会党）を決定した。

昭和五十六年 本定例会は九月二十五日から十月二日まで開催され、
第三回定例会 市長提出議案一三件、議員提出議案二件、請願・陳情

四件が提出され審議、決定した。福祉作業所に授産所併設の新築経費、公共施設建設積立金への積立金などを盛り込んだ八億三三五六万円の「昭和五十六年度調布市一般会計補正予算（第二号）議案」のほか、市民福祉会館新築工事（第二期の1）請負契約などを可決、さらに、昭和五十五年度水道事業会計決算議案についても、漏水対策を計画的に行う、料金改定には市民の理解を得るよう努める、部内のチェック体制を確立するなどの監査意見を参考に同議案を承認した。

昭和五十六年 本臨時会は十一月十四日に開催され、市長報告二件、
第五回臨時会 第四地域児童館・図書館分館新築工事請負契約などの
市長提出議案二件を審議、可決した。

昭和五十六年 本定例会は当初、十二月十日から一〇日間ということ
第四回定例会 で会期を決定したが、五日間延長して開催、市長提出

議案二八件、議員提出議案三件、請願・陳情二六件などを審議、決定した。市長提出議案は第三中学校増改築工事などを含む「昭和五十六年度調布市一般会計補正予算議案」、各特別会計決算議案のほか、固定資産評価審査委員会委員の選任などで、いずれも可決、認定をした。

また、議員提出議案では「国民健康保険給付費の都道府県一部負担導入反対に関する意見書」などを可決した。

昭和五十七年 本定例会は三月十一日から二十六日の一六日間にわた

り開催、提出された議案は市長提出議案二十九件、議員

提出議案二件、請願・陳情二二件となった。金子市長第一期最終年度の

一般会計予算で、市民福祉会館第二期工事費、調布中学校増築、第六中

学校屋内運動場新築、八ヶ岳少年自然の家（仮称）建設費などを盛り込

んだ総額三一〇億五八二五万余円の「昭和五十七年度調布市一般会計予

算議案」を可決した。なお、予算審議についての各会派の意向は公明党、

自民クラブ、新自由クラブ、市民クラブ、自由民主党第一会の五会派が

賛成、日本社会党、日本共産党の二会派が反対を表明した。

また、「調布市給水条例の一部を改正する条例議案」についても賛成多数で、水道料金値上げを可決した。

昭和五十七年 本定例会は六月七日から十一日までの五日間にわた

り開催、人事関係では投票によつて議長は福重隆夫議

員（公明党）、副議長に田中鈴木太郎議員（自由民主党第一会）を決定、

さらに、議会選出の監査委員に豊山八郎議員（日本社会党）の選出に同

意した。この定例会では市長提出議案一七件、議員提出議案二件、請

願・陳情一二件を審議、決定した。市長提出議案は「調布市児童育成手

当条例の一部を改正する条例」をはじめ、下水道工事請負契約議案一〇

件などで、下水道整備の完成に向けての市政を強く感じさせた議案提出

であった。

この下水道工事契約の入札について、一部業者に疑義があったのでは

ないかとの報道もされ、このことに対して二人の議員が市長にただした

が、市長は「事実について解明できなかった」と報告、さらに二人の議

員の「入札制度の見直し、対応についてプロジェクトチームの設置」を、

との提言に対して、理事者側から「今後、一層努め、不正行為を未然に防止していくよう万全を期したい」との説明がされた。

一方、議員提出議案では「東京外郭環状線道路建設反対に関する意見書」ほかの議案を可決したが、「調布市非核都市宣言」については起立少数で否決となった。

昭和五十七年 本臨時会は、七月二十九日に開催され、市長報告二件、

第一回臨時会 第九地域児童館及び西部公民館新築工事請負契約議案

などを審議、可決した。

昭和五十七年 本定例会は九月十六日から二十四日まで開催された。

第三回定例会 市長提出議案一九件、議員提出議案四件、請願・陳情

一九件を審議、決定した。市長提出議案のバス路線の折り返し所整備な

ど、三億二一六三万円の「昭和五十七年度調布市一般会計補正予算（第

二号）議案」をはじめ、第二小学校改築工事請負契約、八雲台市営住宅

改築工事請負契約などを可決、さらに、「昭和五十六年度調布市水道事

業会計決算の認定については「より一層の水の有効利用を図り、経営基

盤の強化と経営の健全性の確保に努められたい」との監査意見を参考に

認定した。

議員提出議案については、「人事院勧告の完全実施を求める意見書」、

「行政改革に関する意見書」などを可決した。請願・陳情については、

「国と都あてに私立小中学校就学者に対する教育費助成の意見書」など

採択二件、趣旨採択一件、取り下げ二件、継続審査一四件となった。

昭和五十七年 本定例会は十二月八日から十七日に開催され、一〇日

第四回定例会 間にわたった。都市計画道路二・二・六号線用地買収

費、老人保健事業特別会計への繰出金など総額四億八五〇万円の「昭和

五十七年度調布市一般会計補正予算議案」、「昭和五十六年度調布市一般会計歳入歳出決算議案」などの市長提出議案二三件、議員提出議案三件、請願・陳情一八件を審議、決定した。

今定例会で特に問題となった審議は、中断されている福祉作業所問題で、各会派とも建設促進、反対の討論を展開した。その主訴は「市議会だより」第九二号に掲載された。(詳細は「本章第五節 三 工事中断の福祉作業所問題の展開」を参照。)さらに、「昭和五十六年度調布市一般会計歳入歳出決算議案」についても、「基本計画の初年度の目標を達成した」として賛成多数で認定した。

一方、議員提出議案三件について、市長、市議会議員選挙用ポスターを公営掲示場に限定する内容とする「調布市議会議員及び調布市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例議案」ほか意見書二件も同様に可決した。なお、人事については助役堀本節三の選任に同意した。

昭和五十八年 本定例会は三月一日から十四日に開催され、提出され

第一回定例会 た議案は市長報告四件、それに金子市長第二期初年度に当たって編成された昭和六十年完成を目標とする総合体育館設計委託料などを含む総額三〇四億九四三万円の「昭和五十八年度調布市一般会計予算議案」をはじめとする市長提出議案三九件、議員提出議案八件、請願・陳情二〇件を審議、決定した。

金子市長第二期初年度にあたり施政方針、さらに、昭和五十六年二月議決の「調布市基本構想」に掲げた将来の都市づくりを具現化するため「基本計画」の初年度にあたるとして主要施策について説明、それに対して、各会派が代表質問を行った。さらに、「調布市組織条例等の一

部を改正する条例議案」では下水道整備の全市達成の見込みもついたということ、下水道部を廃止、建設部の中に下水道関係部門を編入するというもので、満場一致で同議案を可決した。

一方、議員提出議案の決議・意見書では「政治倫理の確立に関する決議」など七件を可決した。

第二節 「基本構想」「基本計画」改定と行財政

問題への取り組み

一 調布市基本構想の全面改正と市議会の対応

基本構想議案 金子市政発足二年後の昭和五十六（一九八一）年二月、
の提出と骨子 今後の金子市政のまちづくりのベースとなる「調布市

基本構想議案」が二月二十八日の第一回臨時会に提出された。

金子市政発足以降、昭和五十四年度、五十五年当初予算議案の審議過程でも、金子市長のまちづくりに対する姿勢や構想について、質問を行ってきたが、とりわけ、昭和五十五年第一回定例会における紛糾を招いた予算審議では歳入歳出の見込みをめぐって不明確な説明が、市長のまちづくりへの姿勢にもかわる問題として、基本構想の策定にまでも波及した質問に発展したことは前述したとおりである。

こうした経緯を経て、今回の議案提案となったが、本基本構想は昭和四十七年十二月二十三日、当時の本多市政下において議決した基本構想を全面改正したもので、金子市政のまちづくりへの考え方を具体化したものである。そのフレーズは『快適で緑豊かな都市環境とあなたが心のきずなで結ばれるみんなのまち調布』で、大要は調布市の二一世紀をめざしたまちづくりについて、次の六つの柱を骨格として構成されている。（金子市政の根幹となる基本構想の骨格）

- (1) 快適な生活をささえる都市基盤の整ったまち
- ア 調和のとれたまちづくりを進めるために
- イ 安全な道路交通環境をつくるために

(2) 恵まれた環境で生活できるまち

- ア 自然や緑を守り育てるために
- イ 生活環境の向上のために
- ウ 市民を災害から守るために

(3) 心がかよいあい安心して生活できるまち

- ア 生涯福祉の確立のために
- イ 心身の健康の保持、増進のために

(4) 豊かな文化と躍動するスポーツのまち

- ア 歴史と風土にふさわしい文化の創造のために
- イ スポーツを身近かなものにするために

(5) 活気に満ちた魅力あるまち

- ア 日常生活をより豊かにするために
- (6) 市民の創意と連帯感あふれるまち

ア 心のふれあいと連帯を育てるために

金子市政は人口一七万都市の調布を快適で安心して生活ができるまちづくりの指針としての基本構想をここに明らかにしたのである。

一方、選挙公約との関係はどうか。金子市長は昭和五十三年七月の市長選挙に立候補、その時の公約を今回の基本構想にどのように盛り込んだか。この基本構想の六つの柱の中で、具体的なまちづくりの方向性を打ち出す基になった事項がいくつかあるが、次に掲げる例は公約の実現に連動させていることが読み取れる。

- 1 公約に掲げた旧調布飛行場跡地と旧関東村跡地の移転の利用は、小型飛行場の存置と旧関東村跡地に大学街構想として推進
- 2 無秩序な住宅開発の規制、下水道整備の促進の公約は、下水道一〇

○%完備を推進し、住みよい心地好いやすらぎの場の整備

という形で、公約にもられていない部分の提起についてもこの構想中の諸施策として明らかにしている。

議会の反応

当日の臨時会では各会派はこの「基本構想議案」に対する討議を展開、その結果、賛成会派は保守系の市政会、

新和会、それに新自由クラブ、公明党の四会派、それに対し日本社会党、日本共産党の二会派は反対というかたちで賛否が分かれた。賛成会派の新和会は「市民意識の多様化、社会経済環境の変化、それに金子市長のまちづくりの選挙公約などを盛り込んだ構想にしてほしい、と期待をかけての賛成。市政会は前基本構想の人口は二万人、財政規模は二%、一〇〇億円以上の投資的経費の相違が出ていると論理的分析を加えている。しかし、その他の会派は総じて明確な分析をしないまま、賛成していた」(『調布市議会だより』第八六号、昭和五十六年四月十日発行)。

一方、反対意見を表明した日本社会党、日本共産党の二会派は「策定プロセスで十分な市民の意見を反映していない。内容についても市民の要望にもない人工地盤の都市再開発などが提案されている、行政情報の公開についても明示されていない、福祉問題の審議の打ち切りなど疑念が残る構想である」(同前資料より)などと、基本構想の策定方法から内容、対応策など、広範囲にわたって納得できないものであると反対意見を表明している。

さらに、その翌月(三月十三日)の第一回定例会での「昭和五十六年度調布市一般会計予算議案」審議中の四会派の代表質問でも、市政会は念を押すような形で次のような質問と回答のやり取りの展開をみせた。

「問 基本構想の改定の根拠について、また、この構想は都市基盤の整

備、資源再利用、消費対策、震災に備える都市防災対策、商工業対策等を取り上げ、かつ、具体策など提示しているが、市長の考え方を伺いたい。

答 社会経済情勢の急変に対し、市民の幸福と共通の課題を掲げたものであり、皆様にご協力をお願いし、計画を推進した。」(『調布市議会だより』第八六号、昭和五十六年四月十日発行)

こうして、市政担当三年目にして金子市政は、ここに掲げたまちづくりの指針となる新しい「調布市基本構想」を基盤としてあたることとなるのである。ちなみに、各会派の「基本構想」に対する意見(骨子)を前出の『調布市議会だより』(第八六号)に掲載している内容を次のように箇条書き的にまとめて掲げておくこととする。

「基本構想に対する各会派の意見」

日本社会党(反対)

- 十分な討議がないまま構想を決めている。
- 全面改正の根拠が不明確
- 質疑の中で市民の知る権利の確認、行政情報の公開について明示されていない。
- 審議のない人工重層土地、人口地盤方式が提起され、大型店と一体化した再開発構想が提示されている。
- 旧関東村跡地利用については「調布の森構想」や市長が明らかにした全面返還という基本の考え方は一切ふれられていない。
- 作成過程で市民の側からの積み上げの裏付けがみられない。
- この構想が国や都へ直結する政策へ変化していかないよう監視する。

市政会（賛成）

- 八年前の人口規模、財政規模、市民要求の変化などを前提として新基本構想が策定されている。
 - 人口の二万人、財政規模二％、一〇〇億円以上の投資的経費の相違がある。
 - 内容についても各領域についても市民のニーズに応えているものであり、かつ、市長の基本理念に基づいたものになっている。
- 日本共産党（反対）
- 市民参加による十分な審議がなされていない。
 - 大綱や要綱の資料要求を拒否した。
 - 市民参加を前提としている点からみれば、構想の精神の今後のあり方に危惧をもつ。
 - 人工地盤、駅前再開発、大規模店誘導は市長の公約ということまで盛り込まれているが慎重に検討する必要がある。
 - 本来の基本構想の意味をもつものかどうか懸念をもつ。
 - 健全財政、事務事業の見直しなどの表現があるが、市民サービス、自治権の後退が心配
- 新自由クラブ（賛成）
- 金子カラーが鮮明に出されている。「人間のふれあいを求める」生活指向に変わっているという事実をみると、「スポーツと語らい」、それに「人々のふれあいのきずな」などがある。これはすばらしい。

公明党（賛成）

- 歴史度、存在度など六項目基準を遵守して作成されている。
 - まちづくりの基本目標が具体的に明示されていて、総合性は高く評価できる。
 - 人口推定についても複合的、有機的に表現し、人口動態と計画との関数関係の確立に努めている。
 - 芸術性の表現について計画での方向性の検討も続くべきである。
- 新和会（賛成）
- 市民要求の多様化、社会経済環境の変化と金子市長のまちづくりの主要施策を盛り込んだ構想にしてほしい。
 - これまでの都市基盤、生活環境の発想、スポーツ、ふれあいの問題など、必ずしも十分であったといえない点もあったことは事実
 - 基本計画、実施計画についても庁内、市民とともにその実施に向けて協力してほしい。

（注）この要旨は『調布市議会だより』第八六号 昭和五十六年四月十日発行の各党派の意見を執筆者がまとめたものである。

新基本計画の概 要と進捗状況 昭和五十六年二月の第一回臨時会で可決した「基本構想」を具体化させた「新基本計画」が金子市長から昭和五十七年二月四日の市議会に報告がなされ、市議会は、この「新基本計画」で明らかにされた金子市政の一〇年間のまちづくりの基本的

大綱を了承した。この基本計画は昭和六十五年度を目標に、基本構想に掲げた「快適で緑豊かな都市環境とあたたかい心のきずなで結ばれるみんなのまち調布」の都市像を実現するための市政全般にわたる施策、主要施設整備などについて体系化したものである。

新基本計画の大綱は、都市基盤、生活環境整備、市民の安全、健康増

進、豊かな文化、スポーツの充実など、平易な表現で表した六つの柱を
 基本に各施策を体系化させ、さらに、計画実現のための行政の推進体制
 と、その裏づけとなる財政上の財源確保などについて具体的な取り組み
 が示されているもので、金子市政発足後、三年目にして明らかにしたま
 ちづくり一〇年の展望である。

とりわけ、この新基本計画では昭和六十年年度までに建設整備
 を進める主要施設として、総合体育館をはじめ、教育会館、市
 民福祉会館（第二期の二）、同会館（第二期の二）市民健康セ
 ンター、福祉作業所、児童館などを掲げている（『市報ちよう
 ぶ』第五五五号、昭和五十七年二月十六日発行）。

一方、本多市政下の「長期総合計画」での土地利用、調布駅
 北口再開発事業をはじめとする都市再開発事業や旧調布飛行場
 跡地、旧関東村跡地利用計画などのほか、市道二・二・二七号
 線、市道二・二・六号線（品川通り）、京王線の立体化など多
 くの事業を引き継ぐ形での施策も含んだ計画となっているのも
 行政での施策の継続性の論理からみると、やむを得ない計画と
 いうことが言えよう。

こうした主要施設整備への取り組みは金子市政一〇年の基本
 的スタンスを明確にしたものであり、昭和五十七年三月第一回
 定例会での「昭和五十七年度基本的施策」についての会派代表
 質問の中で、金子市長自身「市長として基本計画を早急に達成
 すべきである」（『調布市議会だより』八九号、昭和五十七年四
 月二十二日発行）と答弁、市長自ら策定した「基本構想」、「基
 本計画」の達成こそ、自分に課せられた使命であると、基本計

画達成への意欲をうかがわせている。

そうした姿勢をもって主要事業に取り組んでいった金子市政第一期に
 おける進捗状況はおおよそ（表2-5）のとおりである。個々の主要
 施設の建設状況やそれに対する市議会の意見などについては、別の項目

表2-5 新基本計画における主要施策（施設整備）の進捗状況
 （昭和五十六年「基本構想」可決以降五十八年まで）

主 要 事 業 名	進 捗 状 況
市民福祉会館（第二期の1）建設 （老人福祉センター 医療リハビリテーション）	昭和五十八年五月 完成 開館
市民福祉会館（第二期の2）建設 （健康センター、身体障害者福祉センター）	昭和五十七年二月 着工
福祉作業所の新設 児童館（四館）新設 佐須児童館 西部児童館	昭和五十八年五月 完成・開設 昭和五十七年六月 開館 昭和五十八年五月 開館
地域福祉センターの適正配置 緑ヶ丘地域福祉センター	昭和五十八年五月 開館
総合体育館の新設 教育会館の新設 市立布田小学校新設 図書館分館（一館）新設	昭和五十八年六月 基本計画を決定 昭和五十七年四月 調査開始（予算計上） 昭和五十六年四月 開校 昭和五十七年七月 開館
図書館佐須分館 青少年センターの新設 八ヶ岳青少年自然の家 市民休暇村木島平山荘 市道二・二・六号線（品川通り） （下石原、府中市境間、四二六メートル）	昭和五十八年八月 開設 昭和五十八年九月 完成 昭和五十八年三月 開通

出所…本表は「新基本計画」に昭和六十年までに達成目標として掲げた項目別の施設整備
 の主要なものを取り出し一覧化したもので、進捗状況は「市報ちようぶ」、「調布市議
 会だより」などの資料を参考にまとめたものである。

の中で触れていくが、ここでは、総合的な進捗状況についてまとめておくこととする。

二 市組織改正議案の提出と市議会の対応

市組織改正議案 現行の市組織機構は昭和四十六年、市新庁舎完成を提出と市長説明 機に改正したもので、以来、八年間が経過し、その

間、市は社会環境や市民意識の多様化、市民サービスのあり方の変化に対応すべく、今回の大幅な組織改正を行うこととなったとしている。他方、金子市政がスタートして一年余りの中で、前市長の体制を払拭し、金子市政を強力に推進していくための組織改正を意図したものであったと言えよう。

こうしたことで、昭和五十五年三月、第一回定例会に「調布市組織条例等の一部を改正する条例議案」が提出された。市長は議案説明の中で、今回の改正の視点として次の五点を述べている。

- (一) 今日の課題である放置自転車、競輪場周辺対策、交通問題、消費者行政などに代表される行政需要に対応できる組織
- (二) 執行機関相互及び各部にわたる事務事業の共管競合の整理統合
- (三) 都市環境整備のための組織としての位置づけの明確化、内部牽制機能の強化を図る。

(四) 課、係名を市民にわかりやすく親しみやすい名称に変更する。

(五) 文化、体育の育成振興への取り組みを根拠とするための組織

(注) 同定例会会議録を参考に整理して記載した。

以上の五点は就任以来一年余りの中で金子市長が行政の実態を目で確認した中からの課題解決策の一つの方法として組織改正の具体的な形が読み取れるが、政策推進としての色彩に欠いてるといった改正案でも

あった。

議案説明のあと三人の議員が質問を行ったが、その中の一人、片山哲議員（日本社会党）は（一）機構改革に着手したいその当初の意図について、（二）改正についての市長の考え方、（三）「市長は分かりやすい組織にしたいと言われたが、例えば、市民税課、工事係では第1係、第2係、また、工事係も第1係、第2係などとしているが、市民にとっては分かりにくい名称である。」と指摘を含めて質問をしている。

市長はこの質問に対して

「最近の新しい問題として放置自転車、競輪場周辺対策などについて市民の要望、そうした窓口として考えたものである。1係、2係という名称については今後検討課題として進めていきたい。」

と回答した（『昭和五十五年第一回定例会会議録』を参考に整理した）。その後、同議案は総務委員会へ付託となり、審議の場が委員会へと移っていくこととなる。

議案の取り下げ、六月、九月と総務委員会での継続審議が進められ委員会は了承 たあと、十二月第四回定例会での委員会報告とし

て、市長から同議案の取り下げの申し出があり、総務委員会としては次の三点の要望を付して取り下げを承認、決定した。

(取り下げに対して総務委員会が付した要望)

- (一) 市民に対する公約実現のため、市民要望にこたえ得る最も望ましい新たな条例改正案を昭和五十六年第一回定例会に再提案すること。

(二) そのための関係者は誠意をもってよりよい組織づくりに協力すること。

(三) 市政の長期的な展望に立って、新しい施策や重点施策に必要な部課設置は当然のこととし、削減すべき部門については高度な行政判断に立って処理し、極力人員増は抑えること。

(注) この要望は第一回『定例会会議録』に記録されている主旨を簡条書形式に整理記載した。

再提出と改正 以上のような経緯を経て、翌五十六年三月第一回定例会に再度、市組織の改正条例議案が提出された。市長は再提案に際して「多くの方々から貴重な意見をいただきました、そうしたご意見を参考にして再度提案をさせていただきました」と説明があったあと、再提案された市組織の改正条例案の基本的な考え方について、重複するが、次のとおり説明を行っている(第一回『定例会会議録』より整理、記載)。

- (一) 市民サービスの効率的な運営
- (二) 市政に関する情報の市民への周知
- (三) 市民の意見や要望を政策に反映
- (四) 新しい行政需要に的確に対応

具体的な改正案では全体の組織規模を一部四三課一二係とし、特徴として、都市整備部都市整備対策課の新設、教育委員会を学校教育部と社会教育部の二部制に改正、新設する課としては、防災課、婦人課、検査室、消費省資源課、老人福祉課などで、集約すると都市防災、市民の生活防衛、婦人の地位向上などに力点を置いた機構改正と言えるものがあった。

こうして、同議案を満場一致で可決し、五月一日に機構改革とそれに伴う人事異動が行われた。折しも、再提案の前月の第一回臨時会で前述

の「調布市基本構想」を可決し、図らずも、この機構改革が金子市政の本格的な始動を裏付けるものとなったのである。

三 東京都財政再建計画の影響と市議会の対応

都財政再建委員 鈴木都知事の諮問機関として設置された「東京都財政再建委員会」は昭和五十四年の中間答申に引き続き、

翌五十五年四月二十三日答申を都知事に提出した。答申の骨子は、国の臨時調査会が答申した「減量経営」を目標に健全財政実現のために、都と市町村の役割分担の明確化、事務事業の区市町村への移管、区市町村への補助金等の大幅な削減などについて提言したものとなっている。

具体的には、財源捻出のため、区市町村を対象に国民健康保険調整交付金の財政調整参入率引き上げ三〇〇億円、区市町村補助率の適正化のため一〇億円、受託消防収支増を昭和五十七年度に見込むというもので、この答申により、都はこれまで以上に区市町村への財政負担を役割分担の名において強要をしようという意思を明確にしたのである。

調布市議会は既に、昭和五十五年三月定例会、「五十五年基本方針」に対する代表質問において日本共産党調布市議会議員団の反対した「減量経営」を基本的な考え方として打ち出した自治省事務次官通達に対して反対し、さらに、都の示した都調整交付金制度の撤回、地方財政を圧迫している超過負担の解消、国の財政制度の改善を要求すべきであるなどについて意見を述べている。

最終答申に対する こうした経緯を経ての最終報告という状況に対して、

市議会の意見 昭和五十五年六月第二回定例会の一般質問では任海千衛議員(日本共産党)が、また、九月第三回定例会では有山守三議員(日本社会党)が市長に質問をしている。

ここでは、後者の有山守三議員の質問の一问一答を『調布市議会だより』第八四号（昭和五十五年十月十四日発行）より見てみることにしたい。

問 都財政再建委員会の最終答申をどう受けとめているかを伺いたい。

市長 補助金等の見直しなど、いずれも重大なものである。市民を犠牲にすることはできない。今後も市長会を通じ要請すべきは要請していきたい。

問 答申では市町村に定着した事務事業高率補助金を見直し、市町村調整交付金への組み入れを提言しているが、市長の見解は。

市長 具体的な方向は示されていないが、補助率の変更があるとすれば検討の必要がある。

問 年々、負担増となっている受託消防分担金についてどう考えるか、また、今後の方策を伺いたい。

市長 過去の経験もあり、これ以上負担増とならないよう、三多摩消防協議会を通じ要請したい。

問 市町村調整交付金等は今後も減額されるものと思われるが、今後の市の財政の見通しはどうか。（後略）

市長 答申とおりの削減など、絶対に受け入れられるべきでないと思う。

こうしたやり取りの中から市の対応を見るかぎり、都に対する要請の方法としては、一市だけでは限界があり、消防業務をみても三多摩の市町村がこぞって東京都の委託している現状からみると、市の対応として

は、三多摩市町村共通の課題として、また、声として都に要請していくことが本筋であると考えての答弁に終始したと言えよう。

一方、市議会側も同定例会では「都財政再建委員会 “最終答申” の市町村に関する事項についての意見書」が提案されたが、賛成少数により否決となり、市議会としての意思表示ができずに終わっている。

さらに、その後もこの問題については十二月第四回定例会一般質問でも取り上げられるが、事態の進展は見られず、一層、市の財政運営に悪影響を招くとした答弁をみるのみとなる。

こうした状況のなか、最終答申の前年、昭和五十四年二月二十四日には、東京自治会館で、東京都の補助金削減に対して多摩地区の市長会、市議会議長会、町村長会、町村議会議長会、市教育委員会など五団体が一同に会して「市町村補助金獲得貫徹大会」を開催、都下市町村の財政悪化を阻止するための運動を展開するなど、東京都の補助金削減の方針に対する反対の動きは都下市町村共通の問題としてとらえられ、運動の輪は広がりを見せたのである。

四 調布市名誉市民条例制定と名誉市民の推挙

名誉市民条例議案 昭和五十五年五月十日、議会は第二回臨時会を開き、**の主旨説明と審議** 催、この日に提出された主要議案は「調布市名誉市民条例」と「調布市名誉市民の決定について」の二議案で、いわば、

“抱き合わせ”の提出議案で、この臨時会は他の議案もあったが、この二議案審議のための議会開催となった。後述するが、急を要していたのである。

冒頭、「調布市名誉市民条例」議案について、金子市長から次のような提案説明がなされた（同会会議録）。

『本案は市の発展、または広く社会文化の興隆に功績のあった者をた
たえるため、名誉市民の制度を定めるものであります。

その内容は、公共の福祉増進、学術・技芸その他文化の興隆に深い敬
愛の念を抱かせる市民、または市に縁故の深い者に名誉市民の称号を贈
り、顕彰するものであります。』

ということ、この主旨説明は同議案第一条、第二条の条文をほぼそ
のまま説明に変えた形であった。

この議案提案の背景には、市民も周知のとおり、四期一六年にわた
り、調布市の発展に寄与してこられ、高齢を理由に市長を引退した本多
前市長の功績に対しての金子市長の個人的な思慮がこの条例議案の主た
る提案理由である。

この議案に対し、児玉美年子議員（日本共産党）は「主旨については
理解できるが、全国各地の条例の例を挙げ、条例の主旨に関係ない人の
推挙が多く見られるとし、選定（推挙）システムとして、例えば、選考
委員会方式もあるのでは」との意見を述べ、推挙の方法に一石を投じた。
その後、同議案は総務委員会へ付託となった。総務委員会では全員異議
なく原案を了承し、このことを本会議に報告、同議案を可決した。

次いで、議案第三九号「調布市名誉市民の決定について」の議案が提
案され、同議案に同意、前本多市長の名誉市民への推挙が決定した。

第一号名誉

市民の誕生 例」を施行、本多嘉一郎前市長を初の名誉市民として顕

彰した。しかし、当の本多前市長は五日後の五月十五日に他界したので
ある。このことから本条例制定を如何に急いでいたかがうかがい知る
ことができる。本多前市長に対して、金子市長が最後にできる感謝への

気持ちがこの条例制定による名誉市民への推挙であったことは言うまで
もない。

第三節 都市基盤整備問題と市議会

一 下水道整備の推進とふじみ処理場の業務転換

任期中の下水道 昭和五十四（一九七九）年三月、第一回定例会に金整備完了を明示 子市長から初の本格的な予算議案「昭和五十四年度調布市一般会計予算」ほか、各特別会計予算議案が提出され、市長は本会議で下水道整備状況について「近隣に遅れをとっているこの整備（下水道整備のこと）を任期中には完成に努めたい」と明言している。金子市長は就任後、市内の下水道普及状況をみて、歯ごぼれ状態であること「調布市史」にも書いているが、そういう状態から一日も早く脱却したいという気持と先にふれた「近隣に遅れをとっている」と隣接の三鷹市、武蔵野市に先を越されていることを意識し、その遅れを短時間で取り戻そうと意を強くしたものとみられる。とりわけ、三鷹市とは、し尿処理を共同で行っている関係から一層強くこの問題に対しての取り組みの必要性を認識したのと言えよう。

『調布市議会だより』第七十八号（昭和五十四年四月十八日発行）は、五十四年度下水道整備事業の概要について、次のように報じている。
 『提案された五十四年度の下水道整備事業は幹線、支線の延べ四万メートル、処理面積二〇〇平方メートル、五十四年度中には事業認可全面積一八九八平方メートルのうち一二二〇ヘクタール、達成率六四％を目標としたものである。』

この下水道整備事業案に対し、建設委員会の意見は次のようである。
 「五十七年度末まで完成するには、技術者等の補充体制の強化、財源

表2—6 下水道特別会計当初予算額の推移
 (昭和54~57年度)

年 度	当初予算額面(万円)	債務負担(万円)	前年度対比
54	61億4,911	3億000	11.5%
55	75億0,383	3億000	22.0
56	95億2,966		27.8
57	81億4,304		14.6

出所：各年度の『調布市議会だより』から作成

的カバーを図る必要があるのではないかと市側の取り組み体制と財源の見通しについて言及したのに対し、下水道部は

『人員増加の申し入れ、委託活用の充実、国庫補助対象の拡大要請、低利良質な資金の確保に努力しながら完成させたい』と答弁、下水道事業の完成に向けて、市一丸となつて対応していく姿勢を示した。

ちなみに、昭和五十四年度から五十七年度の下水道特別会計当初予算総額の推移は（表2—6）であるが、五十六年度まで前年度対比は二〇％台の増加率を示したが、昭和五十七年度以降はマイナス値となり、下水道整備事業の完成を間近にした状況を見ることができると言える。

昭和五十六年九月の第三回定例会の一般質問で小池一郎議員（日本社会党）は公共下水道の整備について質問、市長は「五十七年中には一〇〇％に到達できる見込みである」と再度強調した（『調布市議会だより』第八七号、昭和五十六年十月二十五日発行）。

こうして、五十七年度一〇〇％達成を旨とすなか、五十六年一月から飛田給、深大寺町、柴崎町、菊野台、若葉町、緑ヶ丘の各一部の地域の供用開始がされる。

ふじみ処理場 これまで述べてきたように下水道整備を最優先させての業務転換 いくなか、昭和五十四年二月、調布、三鷹の二市共同

のふじみ衛生組合はそれまでの規約を全部廃止し、新規約を施行した。

同処理場は既に述べたように、三鷹市のし尿処理業務が完了した翌年に不燃物処理機（コンパクター）を導入、不燃物処理業務に方向転換を試行してきたが、昭和五十四年に本格的な粗大ごみ破碎選別施設を併設したことにより、同組合は新しい業務に対応する新規約を施行、昭和五十六年一月に新たにリサイクルセンターとして稼動を始めた。

一方、本来のし尿処理については、五十年以降、本多市政から引き継いだ下水道整備事業の進捗に伴い、し尿処理量は減少して、処理そのものの業務は縮小の段階に入っていくこととなる。

リサイクルセン こうしてし尿処理施設としての機能から新しいごみター完成と概要 処理施設として姿を変えることになったふじみ処理

場は、昭和五十六年一月五日、粗大ごみと不燃ごみの処理施設「リサイクルセンター」として稼動が開始された。総工費六億五五〇万円を投入し、日本一の設備を誇る同センターの処理目標は調布、三鷹二市の昭和六一年度の人口三六万七二〇〇人と推定、そのうち調布市の人口を一九万七〇〇〇人とし一日当たり一〇〇トン（五時間稼動）である。

二 調布駅北口再開発の動向と市議会の対応

その後の取り組 調布駅北口再開発事業についても、昭和五十三年七月みへの一般質問 月、金子市長就任後も前本多市長からの継続事業と

して引き受けていくが、その後もこれといった目立った進展を見せることはなかった。そうしたなか、昭和五十五年九月、第三回定例会の一般質問の中で、奥山繁議員（公明党）は、（一）調布駅北口再開発と基本計画との整合性について、（二）再開発の促進と都市計画道路二・二・二七号線、大成ビル建設計画の進捗状況、（三）再開発整備促進のため

の公益法人の設立、土地開発公社の業務拡大の三点について市長に質問を行い、その後の進展状況を確認したいとしている。

この三点について、金子市長は（一）基本構想とあわせ、「調布駅周辺市街地整備基本計画」として、ガイドプラン作成の調査、委託の実施、総合的開発に対応したい。（二）の二・二・二七号線については、調布駅から旧甲州街道までの約五四％、新甲州街道までの区間は約三八％となっている。ビル建設については法の規制から業務の拡大は困難と、それぞれ状況について説明を行っており（『調布市議会だより』、第八四号、昭和五十五年十月十四日発行）、昭和四十七年に計画された「調布市公共施設整備五か年計画」により明示された調布駅周辺再開発事業、さらに、都市計画道路二・二・二七号線整備事業は少しずつではあるが、進展していると、強調している。

しかし、議会側の認識としては再開発事業が目に見えるような形では進展していないという見方があつての質問であつたことは言うまでもない。というのも前記の五か年計画をさらに延長した後の状況をみて、取り組み姿勢や対応に問題があるのではないかと疑念をもつたからである。

改定基本構想に その後、金子市政二年目の昭和五十六年二月、それ**みる再開発事業** までの基本構想を全面改定した「基本構想」が第一

回臨時会で可決するが、同基本構想では市街地再開発について、人工地盤方式、大型店誘導問題などで、賛否両論の討議を展開している。すなわち、人工地盤や大型店誘導問題については日本社会党や日本共産党は反対の意思表示をしている。

その後、昭和五十七年二月には基本構想を具体化した「基本計画」が

発表され、二月十六日発行の『市報ちようふ』特集号には「調布駅の市の中心的な核として」の位置づけをし、調布駅周辺再開発を推進、さらに、都市計画道路二・二・二七号線（調布駅北口）の積極的推進を図っていく姿勢を明確にした。

都市整備推進連 一方、金子市長は、再開発事業などを含めて、基本
絡協議会の発足 計画実現を積極的に図っていくため、それまでの市

民福祉会館建設協議会を発展させ、新たに「都市整備推進連絡協議会」を発足させた。同協議会は市と市議会が一体となって、これからの市の都市形成の推進、市街地再開発、京王線との関連事業などについて、基本的な方向づけや対応を行っていくとしている。もちろん、調布駅北口再開発、都市計画道路二・二・二七号線なども含めてその調整をはかっていくことでの同協議会の役割が期待されることとなる。

ちなみに、同協議会は、顧問に金子佐一郎市長、会長には西山知夫元市議会議長のほか市議会各会派代表、市特別職、同部長などで構成されている。

三 旧調布飛行場跡地利用計画問題と市議会一般質問

飛行場跡地利用 前述したように国の三分割方針の実施により、旧調
のその後の経緯 布飛行場跡地を抱えている調布、三鷹、府中三市の

跡地利用計画に対して、二分の一縮小案まで国、都からの要請をされるなど、それまでの旧調布飛行場跡地、旧関東村跡地を含む利用計画、とりわけ、調布市に例をとれば、「調布の森構想」計画そのものに再考をせまられる状況やその行方にも大きな影響を受ける状態のなか、昭和五十五年八月十日、調布飛行場を飛び立った小型飛行機が隣接の市立調布

中学校校庭に墜落する事故が起きるのである。

調布と隣接の三鷹市は市民の安全確保を最優先させ、国機関に対して事故防止などの要請をしてみたこともあり、跡地利用計画、とりわけ、「調布の森構想」の現況についてはほとんど目立つような動きがなく、東京都の計画との調整などの作業が進められていくが、そのことも表に出ることはなかった。

そうしたなか、先の墜落事故直後の昭和五十五年九月に開催した第三回定例会の一般質問で片山哲議員（日本社会党）は旧調布飛行場跡地利用計画について次のような質問を行っている。

『市民は跡地利用について、硬直化した事態を打開すべく引き続き、国案、都案を検討している。また、以前の説明でも現実論としては反対の立場をとりながらも二分の一縮小案論もやむなしとのことだが、運輸省が全面返還に応じるまでは跡地利用に一切手をつけず、具体的な対応として打ち出した試案についても撤回するのか。あるいは、国案、都案についても引き続き検討していく考えがあるのかどうか』と食い下がって市長に聞いている。

これに対して市長は、「市民の要望、あるいは飛行場反対協議会から現実的対応での跡地利用とのことで、素案を作成したのであり、二分の一縮小を是認したわけではない。あくまでも「調布の森構想」は飛行場全面撤去の上に立ったものであり、今回の事故を目前にして急に方向が変わったわけではない。」（「調布市議会だより」、第八四号、昭和五十五年十月十四日発行）と「調布の森構想」の基本路線は変更していないことを強調した。

その翌年、五十六年二月の臨時会で可決した「基本構想」では「旧調

布飛行場跡地、旧関東村跡地利用を積極的に進めます」と表記したのにとどまり、「調布の森構想」の字句はみられず、後退をのぞかせるような受けとめ方もあったようである。

その年の九月開催した第三回定例会の一般質問で任海千衛議員（日本共産党）は旧調布飛行場跡地利用計画の市の独自案作成について市長に質問している。

これに対して市長は

「昨年、「調布の森構想」を踏まえた市独自案を作成し、相談したところである。原案作成後、この間の経過もあり、今後は市民のための市独自案の内容を再検討し、作成したい」と答弁、さらに、同議員は周辺地域の整備も必要であると付け加えて質問、市長は「都市計画、跡地利用で周辺の整備も必要と考える。当面は跡地利用に全力を注ぐ。」（『調布市議会だより』第八七号、昭和五十六年十月十日発行）と答弁、重ねて跡地利用への取り組みに対して強調姿勢を示したのである。

こうして「基本構想」、さらに五十七年二月に確定した「基本計画」では「調布の森構想」の表現はみることにはなかったものの、具体的な計画案づくりの中では「調布の森構想」路線を基本にまとめていく姿勢はもったようである。

その後、五十九年七月に東京都は二分の一に縮小した都有地利用計画案を六者協に示し、調布、三鷹、府中の三市は施設内容について都に要請、都はこれからの要望を調整し、昭和六十三年十一月に「武蔵野総合スポーツ施設構想」として明示するのである。

第四節 生活環境問題と市議会

一 生活環境の安全性を提起した調布飛行場問題

飛行機墜落事故に対 昭和五十五年八月十日、調布飛行場から飛び出す市議会の見解 立った小型飛行機が隣接の市立調布中学校校庭に墜落するという事故が起きた。これまで飛行機の騒音やこうした事故が起きるのではないかとという声は周辺地域の住民の中には頻繁にささやかれていた。

事故が起きた日は、運よく夏休みに入っていたことから死傷事故にはならなかったものの、学校という施設であったことから安全性の問題と市の対応がこの事故によって改めて表出することとなった。

金子市長は早速、運輸省に向いて文書で抗議を行った。抗議の内容は二点、第一は墜落事故の原因が解明するまで、調布飛行場での飛行機の離着陸を禁止すること。第二に中断している代替飛行場の折衝・確保を早急に開始すること。さらに、鈴木都知事の安全確保の要請も添えられた。

この抗議文に対し、運輸大臣は

- 一 事故を起こした会社の特別立入検査と検査終了までの運行中止
- 二 八月十三日正午から十六日までの四日間は原則として飛行場の飛行中止、その期間安全性の点検を実施し、終了しなければ離着陸を認めない。

三 他の飛行場に小型機も八月中に総点検を行う。

〔市報ちょうふ〕第五一二号、昭和五十五年八月二十日発行より

と回答した。

こうした運輸省に対して行った抗議を前記の『市報ちょうふ』に公表した市の姿勢に対して、市は事故の意味を重大視していないのではないかとという声も見受けられるなど、事故に対する認識の甘さが問題になった。

一般質問での発言

事故発生からちょうど一カ月経った九月十日、十一日の第三回定例会一般質問の中でもこの事故について、片山哲議員（日本社会党）、入江一郎議員（日本共産党）が事故後の運輸省、都への抗議、要請、行動についての経過や飛行場の安全対策などについて、質問している。

市長は前者（片山議員の質問）の事故の経過については

「事故の翌日に都へ事故報告と運輸省へ嚴重な抗議と飛行中止、代替空港の要求、また、十八日には再度運輸省へ、飛行再開に対する抗議と要請の回答を求めた。それに対し、運輸省は事故の解明に半年もかかり、飛行中止は困難、代替空港については運輸基準の緩和も検討してみるとの回答を得た」と答弁、後者（入江一郎議員）の安全対策については「代替用地の問題と同時に解決を図るべきと思う。今後は運輸省の回答を待つて行動を決めたいと考えている。」（『調布市議会だより』第八四号、昭和五十五年十月十四日発行）と答弁している。

なお、三鷹市では、墜落した調布中学校に隣接して大沢コミュニティ・センターを持っている関係から地域住民の安全確保を強く求め、同市議会は事故後の九月開催された第三回定例会の最終日に「調布飛行場の代替用地の早期確保と旧調布基地の安全を求める決議」を可決し、国の関係省庁及び東京都知事あてに同決議を送付している。

なお、このことは、この問題が調布一市のみならず、隣接の三鷹市においても市民生活を脅かす重大な問題であったことを意味している。

二 高層マンション建設反対問題のその後

特別委員会から 昭和五十四年四月、市議会議員の任期満了により建設委員会へ 来まであった高層住宅建設対策特別委員会は消えた。

同年六月第二回定例会以降はマンション建設問題は常任委員会の建設委員会の所管となった。高層住宅建設問題はそれまでの都営高層住宅から民間の高層マンションへと主軸が移っていき、日照障害、工事騒音など生活環境の悪化を招くとして、(表2-7)に見られるような建設反対の請願、陳情が市議会に提出されるようになる。

そうしたなか、昭和五十三年九月の第三回定例会に「日活マンション建設反対」の請願が市議会に出され、建設委員会は継続審査とした。その後も請願当事者や業者からの事情聴取を始め、五十五年一月と五月にも同請願について経過説明を行うなど建設委員会はこうした請願審査に多くの時間をとられつつ、何とか住民と業者との和解の道を探るための

作業を積極的に進めることとなる。

さらに、五十五年七月には新たに「調布オリエント丹野マンション」問題が浮上してくる。このマンションは建設会社の丹野建設が布田一丁目三四番地の旧忠実屋跡地に一二階建のマンションを建設、一二階部分の削除を巡って住民と施主の丹野建設との対立が激化し、市と議会が関与するという形で問題解決に向けての作業を積んでいくのである。

丹野マンション問 しかし、昭和五十六年六月第二回定例会では解決題への緊急質問 の糸口の見えない丹野マンション問題について児

玉美年子議員(日本共産党)は次のような緊急質問を行っている。

「指導要項による公共用地提供は業者が一二階部分を削ってその協力を金に話がついたが、一二階部分は現存している。これは、将来的には一二階部分に建物がつくられる危険性がある。

現在、東京都建築紛争調停委員会で検討中とのことだが、その後の経過と、万一、業者がこの覚書をした場合、どのような対応をするのか。」これに対して、都市整備部長は、業者は撤去について「技術的、

表2-7 民間マンション建設反対の請願、陳情提出、処理一覧

受理年月日	件名	議決年月日	処理区分
五十三・三・十	岩沢・大映社宅跡地計画超高層マンション(集合住宅)に反対する請願	五十三・六・六	取り下げ
五十三・三・十	都営高層住宅(都営調布くすの木アパート)建設に伴う日照被害の除去についての陳情	五十三・七・二十	取り下げ
五十三・六・六	調布コープ及び富士見町マンション(集合住宅)に反対する請願	五十四・三・十二	取り下げ
五十三・九・十八	日活の高層マンション建設計画に反対する請願	五十三・十二・十八	取り下げ
五十三・九・十八	下石原第二都営住宅の一部土地明け渡しを要求する陳情	五十四・三・十二	趣旨採択
五十四・三・二	日活の住民分断を排し、住民要求支援を求める陳情	五十四・五・三十一	審議未了
五十五・七・十四	調布オリエント丹野マンション建設反対に関する請願	五十五・七・二十三	趣旨採択

出所:「市議会の動き/四年間の活動記録」より

建築の構造、経済的な面で難しいとしている。市としては一階ということを確認し、撤去するという形で進めているが、調停の内容を見ながら対応し、部屋をつくるようなことがあれば、告訴なり必要な手続きを取っていかねばならない。」〔調布市議会だより〕第八七号、昭和五十六年十月十五日発行）と市側が対応に苦慮している姿が垣間みえる。

この紛争解決にあたっては、市と住民と業者の三者の間で、一二階部分を削除することを前提とした覚書を取り交わしているにもかかわらず、業者側は削除への動きを示さない。こうした状況を打開するため、市が仮処分の申請を示唆、同年十月六日、各派幹事長会議において「市長の処分やむなし」との方針を全面的に支持することを全員一致で決定、打開への動きを示した。

その後、十月九日、市は東京地裁八王子支部に工事中止の仮処分を申請、同月十四日仮処分が決定された。以降の経緯は省略するが、この期間にみるマンション問題のむずかしさを象徴した出来事であったことは言うまでもない。

三 都道一・二・一号线、東京外郭環状線のその後と議会の対応

都道一・二・一号线 都道一・二・一号线（東京―八王子線）は調布と線に対する動き 三鷹の両市の市域の境界線上に東西に貫通する都道計画路線である。幅員が三〇メートルに及ぶ通過交通道路で、通称「三〇メートル道路」として呼ばれている。昭和四〇年代当初から野水町の二枚橋から天文台区間までの工事が進められ、その後も新宿方面に向けて工事が進められたが、沿線住民から排気ガス、騒音公害が起る

ということ、三〇メートル道路を考える会など、沿線住民から反対運動が起り、美濃部都政時代に「一人でも反対者がいれば工事は再開しない」として、三鷹市庁舎南側、航空技術研究所の地点で工事を打ち切りの状態であった。

この中断された状態が極度の交通渋滞を引き起こし、一方では工事再開の声も日増しに強くなるという中で、打開の方向が打ち出されないままの状態が続くが、調布市は丁度、この時期、中央高速自動車道調布インターチェンジ反対問題が中心課題であったことと、この都道が市域の北端にあたり、中心部から離れていることもあり、関心度が低かったということなどが重複して、市や市議会の反応も中央高速自動車道ほど顕著な動きを示すことはなかった。

しかし、中断されたままの幹線道路での渋滞は増大し、通過車両が市内住宅地に進入するなど、交通公害による生活環境の悪化を一層助長しており、この状態を解消することが急務であると判断し、調布市議会は昭和五十四年十二月十九日、第四回定例会で「都道三鷹国立線建設促進に関する決議」を満場一致で可決、東京都へ送付した。

都道三鷹国立線建設促進に関する決議

都道三鷹国立線（通称：三〇メートル道路）は、現在、府中清瀬線より新宿方面五三二九メートルが開通している。しかし、その先新宿方面の建設が遅れているため、車両の多くは調布市住宅地内を通過し、市民のこうむる交通公害は著しいものがある。

ここに、調布市議会は同線の建設を促進し、早期開通を強く要望する。

その後、この三〇メートル道路の三鷹市役所以东の区間は、十分な緑地帯をとった形で建設されることとなる。

東京外郭環状線道路 東京外郭環状線道路計画は、東京都心部への車両

計画への反対意見 流入を抑制し、外周を迂回し、東北、常磐、京

葉などの高速自動車道へ連動させるために計画された道路で、昭和四十一年に都市計画道路として指定された。この道路計画は東京環状八号線を外周するもので、多摩地域では、武蔵野、三鷹、調布、狛江の市域を南北に計画されており、昭和四十一年の都市計画道路に指定された時点前後には、これらの市及び市議会も反対運動を展開した経緯がある。

調布市議会でも、道路計画そのものについての反対の意思表示を行った。その後、この道路計画は一時、凍結されるということで沈静化する形で推移していった。しかし、美濃部都政から鈴木都政への移行により、鈴木都知事の諮問機関である「東京都長期計画懇談会」の中間報告として、東京外郭環状線道路建設促進の方向性が明らかにされるなど、建設に向けての動きが見られるようになり、再び、沿線区市の建設反対の声が聞こえてくるようになるのである。

こうした動きの中で、調布市議会も昭和五十五年七月に「東京外郭環状線道路通過反対に関する決議」を、また、五十七年六月にも次のような意見書をそれぞれ建設大臣、東京都知事に送付し、建設計画への反対の意思を表明した。

東京外郭環状線建設反対に関する意見書

本市の東部住宅街を分断する本計画については、昭和四十一年以来、四度にわたる建設大臣ほか関係機関への計画反対の要請等にも関わらず、一時、計画が進められてきた。

その後、沿線区市民の反対により、一時その計画は凍結されてきたが、このたび「東京都長期計画懇談会」による「中間のまとめ」では、本市計画の整備促進が唱えられている。

この計画が予定どおり実施された場合、重大な環境破壊が予想される。交通公害から市民の健康と生活を守るため、本市は道路建設に強く反対する。

調布市議会

調布市の東部地域は白百合女子大学や緑ヶ丘都営住宅団地などがあり、計画道路は隣接の三鷹市北野地域に予定されている中央高速自動車道との接続地点とされるなど、良好な住宅環境が著しく損なわれるということから、調布市議会は、四十年代後半に経験した調布インターチェンジの苦い経験を二度とさせてはならないという強い意思をもって二件の決議、意見書を国、東京都に訴えたのである。

第五節 国際障害者年、国際児童年事業と市議会

一 国際障害者年事業の展開と市議会の意見

国際障害者年事業 昭和五十六（一九八一）年、この年は国連総会における「国際障害者年」にかかわる事業の

「国際障害者年推進本部」、また、厚生省にも「国際障害者年国内委員会」が設置され、積極的な取り組みがみられた。

調布市でも前年の四月に庁内に「国際障害者準備委員会」を発足させ、各種事業の実施に向けて準備を進めてきた。

昭和五十六年三月第一回定例会で金子市長は昭和五十六年度施政方針の基本施策の説明の中で、「今年には、国際障害者年であります」といい、

国際障害者年の主要事業の取り組みとして

- ・ 心身障害者福祉都市への立候補
- ・ 啓蒙事業として、福祉まつり、市報特集号の発行、声の福祉だより、雇用促進のPR
- ・ 施設改善事業として、庁舎の改善、老人用信号機の設置要望など
- ・ 施設整備として、市民福祉会館（第二期）計画の着手、福祉作業所の早期建設

（『同定例会議事録』より要約）

など数多くの施策の展開を表明、初年度に当たる五十六年から二年間にわたる取り組みの姿勢を明らかにした。

各会派の意見 こうした市長の説明に対して各会派の代表質問として障

見と要望 害者の雇用促進や要望の市民福祉会館（第二期）の建設、

障害者への助成制度の充実などについての意見、要望など、多岐にわたっている。「市議会だより」（第八六号）より要約すると、おおむね次のとおりである。

（日本社会党）

- ・ 国際障害者年にあたり、特に、障害者の雇用問題について市内の民間企業に対し、促進を要請

（公明党）

- ・ 老人、子供、障害者の一次預かり制度の実施について（質問）

- ・ 市民福祉会館（第二期）工事の早期実現

（日本共産党）

- ・ 国際障害者年にあたり、国へ国内長期行動計画作成要求と市の長期計画は（質問）
- ・ 福祉会館（第二期）建設の計画、運営への身障者団体、専門家の参加について（質問）

（市議会）

- ・ 心身障害者福祉作業所の早期計画

こうして金子市長が掲げた諸施策の中でも、とりわけ、市民福祉会館（第二期）建設への要望は国際障害者年事業の一環としての事業ではなく、市民福祉会館（第一期）工事の延長としての受け止め方が強く、これまでの一般質問も含めてみても、市議会の認識としては国際障害者年事業の色彩はなく、従来からの独立事業として映ったことは言うまでもない。この第二期工事と福祉作業所建設問題については、この後、単独

項目としてふれていくことにする。

なお、心身障害者福祉都市宣言については昭和五十六年五月一日、武蔵野市、三鷹市に次いで指定を受け、福祉施策の一層の充実への精神的な支えとしての役割を果たすことになった。

二 総合福祉センター建設問題

市民福祉会館(第二期) 昭和五十八年五月、落成開館した総合福祉センター建設問題への質問

ンターは、昭和四十九年の「調布市長期総合計画」に掲げた福祉会館の新設計画に端を発している。この市民福祉会館計画は、その後、第一期と第二期に分けられて建設されることとなり、すでに第一期で触れたとおり、第一期工事は昭和五十年に調布市民福祉会館(グリーンホール)として開館、市民の芸術、文化の殿堂として多くの市民に利用されている。

しかし、第二期工事として計画された市民福祉会館建設は、その後、休眠状態が続くことになる。一方、第一期工事の市民福祉会館に対して、福祉のカラーが薄く、福祉会館の名に程遠い感すら与えるものだという批判も少なからず聞かれた。そうしたなか、昭和五十五年三月第一回定例会で入江一郎議員(日本共産党)は、一般質問で次のような質問を行った。

「社会福祉の充実を図るため、その総合的な機関として市民福祉会館が建設された。しかし、現状の姿では当初の認識から余りにもかけ離れたものである。老人あるいは障害者のための施策等、本来の機能を備えた第二期が行われてこそ、初めて真の福祉会館といえるものである。」

市民の多くが、また、社会的ハンディを背負った方から待ち望まれているこの第二期建設に積極的な姿勢が見られないのはなぜか。」

この質問に対して金子市長は「福祉会館第二期工事にあたっては、福祉機能を十分考えるとともに調布駅を中心とした利用形態、あるいは図書館、社会教育会館との関連も検討し、市民に親しまれる効率的に活用される施設でなければならないと考える。」と答弁している。この後も同議員は「社会的弱者の切実な要求と障害者の社会的復権を願い、二期建設が一刻も早く実現することを強く要求するものであるが、福祉を後退させないと言明した市長の基本的考え方を伺いたい。」と付け加えた。

市長は「福祉を後退させないという姿勢は変わらない。また、社会的弱者の立場にある方の社会的参加という面からも公共施設の再点検は必要であり、今後、十分検討していきたい。」と回答(調布市議会だより)第八二号、昭和五十五年五月十日発行より) こうしたやり取りを通じて、第二期工事へと一歩進んでいくのである。

(第二期) 以上のような経緯を経て、昭和五十六年三月第一回定例会での「昭和五十六年度調布市一般会計予算議案」に伴う施政方針の基本的施策の中で、市長は「市民福祉会館第二期計画に老人福祉センター、身体障害者福祉センター等を設置」と具体的に表明、これにより、同計画の中にはこれらの機能を持たせた施設として新設することとなる。

同予算議案を可決後、その年の九月第三回定例会に「調布市民福祉会館新築工事(第二期の一) 請負契約」議案が提出され、原案を可決、いよいよ十月着工の運びとなる。

ちなみに施設の概要は次のとおりである。

- ・場所 調布市小島町二丁目四七番地(市民福祉会館に隣接)
- ・特徴 老人福祉センターと身障害者福祉センターの機能を併せた施設

- ・構造 鉄筋コンクリート造り、地下二階、地上七階
- ・建設面積 五七四〇平方メートル
- ・工事費 一七億九〇〇万円

(注、『市報ちようふ』第五四六号、昭和五十六年十月二十日発行)

総合福祉セン こうして着工後工事も順調に進み、昭和五十八年五月二十八日完成、総合福祉センターとして開館する

が、その二カ月前に開催した第一回定例会に「調布市市民福祉センター設置条例の一部を改正する条例議案」として提出される。内容は新しく開館する施設の名称を「調布市総合福祉センター」とするもので、これまで市民福祉会館(第二期)工事として建設を進めてきた施設を文字通り、市民の福祉、特に、身障者や老人など社会的弱者へのサポート機能を完備した総合的施設としての位置づけを明確にしたものである。

主な特徴と施設内容を前掲の『市報ちようふ』(第五四六号)から拾ってみると、展示コーナー、ホール、医務室兼相談室、浴室、ボランティアコーナー、教養娯楽室、茶室、休養室、集會室、視聴覚室、テレホンコーナーなどがあり、冒頭で市長が説明した老人福祉センターの機能と身体障害者福祉センターの機能を完備した施設になっており、併せて、同施設の管理、運営は調布市社会福祉協議会があたることでスタートした。

なお、開館前の昭和五十六年三月第一回定例会総務委員会では「当施設利用の対象団体の育成等、今後の運営、内容について」理事者に質問、理事者から「自発的に運営していただくために、団体等利用者会議のようなかで討議してもらいたい」(『調布市議会だより』第九三号より)と市民の自主管理を主体にしていく方針であることを表明した。

また、会派代表質問では日本社会党は「総合福祉センターへの専門家配置はどうか」と質問、市長は「専門スタッフの医療は、現在、医師会と協議中」と答弁している。

三 工事中断の福祉作業所問題の展開

福祉作業所 金子市政として混迷を招いた問題の一つに福祉作業所の工事中断 建設をめぐっての住民とのトラブルがある。福祉作業所

建設の声は昭和五十三年に市民、民生委員協議会や調布市中心身障害児(者)を持つ母親連絡協議会の陳情などの中から建設へと具体化の歩みを進めるのである。その後、福祉作業所問題について市議会を取りあげられることになったのは、昭和五十四年九月、第三回定例会での児玉美年子議員(日本共産党)の一般質問からである。その後、同議員は五十五年三月定例会一般質問と二回にわたり、作業所建設の早期取り組みについて金子市長に質問をしている。金子市長は「できるだけ早い時期に計画を具体化できるように検討していきたい」と答弁、この時点では明快な方向性は示されずに終わった(『調布市議会だより』第八〇号、第八二号)。

その後、昭和五十六年三月第一回定例会の一般質問で横山薫子議員(日本社会党)も同様の質問をしているが、市長は建設を予定している「二期(注・市民福祉会館のこと)の中では福祉作業所のスペースは無理であるので、別途、鋭意努力したい」と回答(『市議会だより』第八六号)。市としては市民福祉会館と切り離し、老朽化している授産所の建て替えを含めることを視野に入れての建設の方向を暗に示したのである。

そうした経緯を経て、問題は、市が五十六年、市内富士見町二丁目内

の「調布コーポ」から提供を受けた土地に授産所を併設した福祉作業所建設計画を立てたところから始まるのである。昭和五十六年九月第三回定例会に福祉作業所及び授産所併設新築工事費を計上した補正予算議案が提出され、市議会は同議案を可決、十一月四日に着工するが、着工直後に周辺住民から建設反対、工事妨害といった動きが強くなり、市は工事を中断することを余儀なくされるのである。

反対住民の中核組織である調布コーポ住民の主張は

一 建設用地は「調布コーポ」が寄付したものであるから、その利用は住民の意向を反映するべきだ。

一 公園、緑地、緊急避難場所として利用すべきだ。

一 児童遊園地として利用すべきだ。

一 この施設は身障者専用グラウンドとしては狭すぎる。

〔市報ちようふ〕第七号、昭和五十七年十二月六日発行より
ということで、市はこうした住民の意向を十分反映していないのではないか。寄付者の好意を無視したということがこの事態を起こしたというのである。

こうした中断状態が続く中、五十七年九月第三回定例会に福祉作業所新築工事に伴う請負業者への補償金九三二万一〇〇〇円を計上した補正予算議案審議〔市議会だより〕第九一号〕の一般質問の中で、四人の議員が質問したうちの一人の質問を次のように伝えている。

「市の事業の進め方の不手際を指摘し、工事遅延と市長の政治責任を問い、建設の基本的考え方をただした。これに対して、金子市長は「建設については円満解決が念願であり、一応の作業手順を踏んだが最終的には十分に浸透していなかった。一定の政治責任を決意している。今

後、全力をあげ、活路を開きたい」との答弁がなされた。さらに、九月二十四日の市議会、厚生委員会報告の中で、「建設にあたっては全庁総力をあげて、年度内完成に努力されるよう強い要望」を表明した。〔調布市議会だより〕第九一号、昭和五十七年十月二十二日発行〕

工事再開へ 市は翌十月二十日、反対住民の工事現場への立入り禁止、

本訴を可決

工事妨害の禁止などを求めて、東京地方裁判所八王子支部に仮処分を申請、十二月一日裁判所から仮処分の決定がされる。しか

し、これに対する住民側の提訴など、司法判断の領域へと進展し、事態解決の手段として市は同年十二月第四回定例会に工事を前進させるための本訴（議案）を提出、市議会は審議の結果、賛成五、反対一党派で原案を可決した。賛成五党派は、本施設は障害者の永年の念願施設であり、市のこれまでの地元住民への折衝も十分に理解でき、早急に建設されることを切望するという共通認識をみせる一方、日本共産党は元に戻して、住民と十分話し合いをという趣旨で反対の意向を示した。

また、同定例会は十二月十日に提出された「心身障害者が就労できる場としての福祉作業所の早期建設を要求する陳情」を採択するなど、この定例会は停滞している福祉作業所建設の再開への動きを加速させていく起点となったのである。

こうして、一年余にわたる空白期間を経て、工事は再開され、翌五十八年五月一日、「調布市希望の家・授産所」として開設された。

四 地域福祉センター網整備の進展

地域福祉センター 金子市政のコミュニティづくりの地域福祉セン

構想と条例改正

ター計画は昭和五十四年九月定例会に提出された

「調布市老人地域センター条例の一部を改正する条例」から始まる。こ

の施設計画の発端は昭和四十九年、前本多市政下で確定をみた「調布市長期総合計画」で明らかにされた地域老人福祉センター整備計画が基本で、当初市内五カ所に整備するというところでスタートした。昭和四十八年五月開館した金子地域老人福祉センターを第一号として、五十三年一月に西部地域老人福祉センターを開館してきた。

その後、金子市政に移行した五十四年九月第三回定例会で、新たに緑ヶ丘地域福祉センター開館に伴い、冒頭に触れたようにそれまでの「調布市老人福祉センター条例」を「調布市地域福祉センター条例」に改正したのである。

金子市長はこの改正について「改正の主な内容として、地域センターの利用対象者を老人、心身障害者及び母子家庭とし、地域住民の皆さんのボランティア活動の拠点とし、あわせて地域住民相互の連帯の場として運営を図るものであります。」（『同定例会公議録』）と議案説明をしている。

この説明に対して、西山知夫議員（市民クラブ）は「これまでの老人福祉センター建設に当たっては国及び都からの補助金の根拠は老人福祉法によるものと理解している。このことから考えると地域福祉センターは補助対象にならないのではないか」という主旨で言及しているが、それについて、西村福祉部長は「既に東京都では補助要項を廃止しており、地域福祉センターの建設補助については、見込んでいない旨」を説明、このことについてさらに西山議員は意見のやり取りを交わす場面を見せたが、同議案は厚生委員会へ付託された。

その後、本会議での委員会報告として、「施設の有効な活用を図り、地域福祉の増進に寄与したいとする改正の趣旨を理解し、会員異議なく

原案を了承した。なお、既存の施設について、地域福祉センターとしての機能を果たせるよう、早急に改善に努められたい。さらに、長期基本計画においても今後設置するこの種の同様施設が好ましいとする。この二点の要望を付した」というように報告している。

こうして、この議会で金子市長はそれまでの老人福祉施設からのコミュニティづくりの拠点としての機能を主体とした施設へと、方向転換をしたのである。施設整備網もこうした視点から、従来の五カ所から一〇カ所に変更することとなる。

なお、この条例の一部改正によりこれまでの金子地域老人センターと西部地域老人センターは、それぞれ金子地域福祉センター、西部地域センターに改称された。

相次ぐセン こうして条例改正を経て、既存のセンターに加え、五十年の**整備** 四年十月に調布ヶ丘地域福祉センター、五十五年六月には染地地域福祉センター、五十八年五月の緑ヶ丘地域福祉センターと三カ所が整備開館し、五十三年以前のセンターを含めると五施設が整備されたこととなる。

これらの施設には集会室、和室、ボランティア室、談話室、健康相談室、作業室などが共通施設として完備されているが、五十五年六月に開館した染地地域福祉センターは都営染地三丁目アパートの八号棟の一室を借用して整備開館した施設で、図書館を併設したことで注目されたセンターである。

ちなみに、昭和五十四年から五十八年にかけて開館したセンターの概要は（表2-8）のとおりである。

表2-8 昭和五十四年～五十八年開設の地域福祉センター（三カ所）

名称	所在地	開館日
・調布ヶ丘地域福祉センター	(調布ヶ丘三丁目)	昭和五十四年十月十二日
・染地地域福祉センター	(染地三丁目・都営アパート内)	昭和五十五年六月六日
・緑ヶ丘地域福祉センター	(緑ヶ丘二丁目)	昭和五十八年五月十七日

五 国際児童年事業、児童館など施設整備

一般質問にみる国際 昭和五十四年第一回定例会で金子市長から新年児童年への取り組み 度にあたっての「基本的施策」についての説明がなされた。その中で、「特に、今年は国際児童年に当たり、強い子のまちづくりを目標とします」と強い意欲を示した。

この年は一九七八年に第三二回国連総会で決議された「国際児童年」の年にあたるということもあって、各区市ともそれまで、児童の健全育成のために実施してきた、児童施設の整備や児童の保護対策、人権擁護などの施策に加えて、児童を取り巻く実態把握やより良好な環境整備のための諸施策の展開が見られた。

調布市議会に於いても前年の五十三年三月の第一回定例会と実施年の五十四年三月第一回定例会の二回にわたり、児玉美年子議員（日本共産党）が国際児童年についての一般質問を行った。特に、前年の一般質問では、市理事者に対して国際児童年に向けての具体的な施策実施についての提言を五点述べ、市に対しての期待を寄せている。

提言の要旨

(一) 子供の生活権の保障としての福祉、医療、教育、文化、スポーツ

など総合的なシビル・ミニマムの策定をされたい。

(二) 青少年のおかれている実態と問題点を客観的に把握するための「子供白書」の作成を実施されたい。

(三) 青少年のニーズにこたえる計画、施策はたとえば、高校増設、保育所、学童保育所、児童館、図書館づくりなど幅広い住民運動と結んで、地域の特色を生かせるように、市民参加で実施されたい。

(四) 研究、交流の場としての「子供センター」を設置されたい。

(五) 児童憲章を実現する決意を込めて「子供を守る都市宣言」を行っていただきたい。

(調布市議会だより)第七四号、昭和五十三年四月十八日発行

市長、理事者側はこれらの要求すべてに対応することは財政上、また、体制上からも不可能であると考えて「検討」の表現で答弁している。しかし、五十四年三月定例会での一般質問では、子供白書の作成、児童館の整備については実現の方向で対応していくことを明確に答え、国際児童年事業への積極的な取り組みを示した。

こうした論議を通じて「五十四年度一般会計予算議案」には国際児童年関係経費として一三三万七〇〇〇円（児童館用地取得等経費を除く）も計上され、事業が展開されることとなる。具体的には前記の要望のあった「子供白書」は「青少年白書」としてまとめられたほか、市立幼稚園児保護者助成の新設、民間保育所、市立小・中学校、高等学校就学助成金の増額、富士見町一〇地区の児童館遊び場用地の取得など（調布市議会だより）第七八号、昭和五十四年四月十一日発行）のほか、五十四年四月から十二月の九カ月にわたって「市報ちようふ」の紙面に「国

際児童年シリーズ”として、こどもの健全育成、環境づくりなどについての市民の意見、専門家コラムをはじめ、子供会ニュースなどを掲載、「子どもの歌」も五十六年十一月三日に制定された。

児童館整備の課題と進捗状況 前章でも触れたとおり、児童館整備計画は昭和四十年から進められてきているもので、国際児童年としての独自の施設整備ではないものの市議会では度々、国際児童年に当たって児童会館建設への質問がみられ、市長も昭和五十四年三月第一回定例会の一般質問での答弁で、一〇館を目標に設置を図っていくと児童館建設の意向を明らかにしている。その児童館整備の上で、用地取得、

子どもの安全性などの配慮が要求されることが多く、大きな問題となっていることは事実である。昭和五十四年六月、第二回定例会の一般質問で熊澤武司議員（日本社会党）がその点について次のように言及している（『調布市議会だより』第七九号、昭和五十四年七月十日発行）。

児童館の建設は、環境問題、あるいは付近住民の理解と協力を得るなど、非常に困難を伴うものである。（中略）

現在建設中の、仮称西部児童館は既存の施設と比較すると車公害等環境の悪い状況にあるが、今後の児童館建設に当たっては、環境保全はもとより、児童福祉法にできる限り近づけなければその前進はないのではないかと。また、既存施設の環境保全等も今後の課題とし、重視しなければならないものと考えがどうか。

これに対して金子市長は『児童館は、市の基本構想により、一〇館を目標として現在その設置を図っている。用地確保の困難性など、問題もあるが、今後の設置に当たっては、付

近の立地条件、今後における都市開発からの影響が考えられる環境問題等も十分調査した中で進めていきたい。

また、仮称西部児童館の問題についても施設面でできる限りの配慮を都に働きかけている。建設後においても、環境調査などを行い、補うべき点があれば十分それに対処していきたい（注 文中の「基本構想」とあるのは昭和四十九年の「長期総合計画」のことをいう）。

と環境問題への対応が課題として残されている中で建設整備の現状の姿がここにみられるのである。

また、先に触れたとおり、児童館をはじめとする公共施設整備での用地取得の困難性から多様な機能を持たせた「複合施設型公共施設」としての整備が積極的に行われるのもこの時代の特徴である。児童館もその一つで図書館分館や公民館などを併設した、いわゆる複合施設として整備されているのが大きな特色となっている。

具体的には五十四年四月に開館された深大寺児童館には、ミニ体育館、ローラースケート場が、五十七年六月



西部公民館

開館の佐須児童館は図書館佐須分館と防災倉庫などを併設した施設で、児童の交流の場としての児童館、学童保育所、集合室、ローラースケートなども中に組み入れた施設として市民への利用に供する施設としている。また、災害時に対応するための防災倉庫といった施設を併設するなど、機能性をもたせ複合施設として注目されることとなる。

また、五十八年五月開館の西部児童館は同年七月に開館された西部公民館に併設という形をとった複合施設で、社会教育の活動拠点と児童の交流の場が共存する形で整備されるなど、公共施設の新しいあり方を模索する姿をみせるのである。

こうした複合施設のあり方は、市内各地域のコミュニティセンターの施設でもみられ、定形化された施設、または単独施設からの方向転換を示すものとしてみることができる(表2-9)。

表2-9 昭和五十四年から五十八年にかけて整備、開館された児童館

名称	場所	開設年月	併設施設
深大寺児童館 富士見児童館	深大寺町 富士見町	昭和五十四年四月 昭和五十五年四月	ミニ体育館、ローラースケート場 都営アパートに併設
佐須児童館	佐須町	昭和五十七年六月	図書館佐須分館 学童保育所 集会室、防災倉庫など
西部児童館	上石原町	昭和五十八年五月	西部公民館、図書館など

第六節 学校教育施設などの整備問題

一 (仮称) 第二一小学校新設と (仮称) 九中新設の動向

最後の (仮称) 第 昭和五十五 (一九八〇) 年第三回定例会に「昭和二一小学校の新設 五十五年度調布市一般会計補正予算議案」が提出された。市は昭和五十五年度基本方針の中で、「富士見小学校と杉森小学校の過大学級解消のため、仮称第二一小学校を染地地区に新設します」と表明。同歳出予算に (仮称) 第二一小学校新築工事費、屋内運動場、プール新設経費(債務負担行為)として七億一五〇〇万円を計上した。

過大学級解消のための小学校新設は、昭和四十年代後半以降順次行ってきたが、第一節で触れた第一九小(柏野小)、第二〇小(国領小)に次いで新設されるこの二一小は小学校としては最後の新設校である。この新設校は、市南部にあたる多摩川沿い地域にある富士見台、杉森小学校の児童数が新興住宅地の開発や染地団地などの新設入居により増加したため、二校のほぼ中間地点の染地一丁目地内に校地を求めた新設計画である。

この予算委員会では本件については、これといった問題提起もなく肅々と審議が進行し原案を可決した。その後、直ちに五月二十八日開催の第三回臨時会に「調布市立第二一小学校 (仮称) 新築工事請負契約」議案が提出された。

市長は次のような議案説明を行い、審議を委ねている。

『本案は調布市立富士見台小学校及び杉森小学校の過大学級解消のた

め、染地一丁目一番地内に五十五年度から五十六年度にわたる小学校の新設工事契約でございます。

内容としては普通教室一八、特別教室六、管理諸室を含む鉄筋コンクリート造り、三階建て、延べ面積四万二〇五五平方メートル(後略)』

この契約議案に対して、児玉美年子議員(日本共産党)から「五十六年五月十五日となっている工期」について質問、嶋田教育長は「債務負担行為で二年度にわたる方法をとっている関係で、五月十五日となっているが、実際には三月末日に完了する」と答弁し、計画当初の開校日には間に合うことが明らかにされた。

その後、本校舎新設に伴い、太陽熱利用の給湯設備を計上した一般会計補正予算議案が九月第三回定例会に提出され、同議案を可決した。さらに、その年の十二月第四回定例会では同校の屋内運動場請負工事契約議案も可決、同定例会には (仮称) 第二一小学校を「布田小学校」として開校することの「調布市立学校設置条例の一部を改正する条例」議案



市立布田小学校

が提出され、満場一致により同議案を可決、翌年四月一日、最後の小学校となる「市立布田小学校」が開校する。

過大学級解消の 昭和五十二年四月に第八中学校が開校されて二年後九中新設の動向 の昭和五十四年に第三中学校の過大学級の問題が浮

上してくる。昭和五十四年十二月の第四回定例会一般質問の中で、横山薫子議員（日本社会党）による「運動施設、コミュニティ・センターなどのほか、北の台、多摩川地域への中学校増設について、地域差をなくす全市的な展望のもとでの計画実施を図りたい。」との質問に対して教育長は、「中学校の過大学級については、用地の問題等、困難性もあるが、努力したいと考えている。」（『調布市議会だより』第八一号、昭和五十五年一月十八日発行）と答弁した。

その後、市は昭和五十五年度予算に建設用地買収経費を計上、その後も予算計上したものの、用地確保の進展を見ないまま終わっている。こうしたなか、昭和五十八年三月には調布市の教職員組合から「市立第三中学校の過大学級を解消させるため、（仮称）九中の早期建設を要求する請願」が市議会に提出される。

一方、同年第三回定例会一般質問でも児玉美年子議員（日本共産党）が「過大校の抜本的解決は急務である。（仮称）九中新設の早期解決を」と九中新設を求める質問を展開、また、文教委員会でも昭和五十八年度一般会計予算にこれまで計上していた用地買収経費が計上されていないことについて質疑を交わしている。

この質疑の中で理事者側は「過大学級解消のため、昭和六十年年度までに中学校新設の計画を進めている」と答弁、委員会は急務として教育委員会に総力をあげて用地取得に努力してほしいと要望を行ったが、学童

数の減少、小学校の空き教室などの状況を考慮する（『調布市議会だより』第九三号、昭和五十八年四月十三日発行）として進展することはなかった。さらに、その年六月第二回定例会での福地正夫議員（日本共産党）も三中、神代中学校の過大校の解消を求めるなど、過大校解消への関心の高まりを示していくが、結果的には用地確保がうまくいかず、九中（仮称）の新設は実現することなく終わっている。

二 校舎不燃化への増・改築工事

校舎不燃化 一方、市立小・中学校校舎の不燃化は昭和三十年代半ばへの経緯 から開始されてきた。即ち、昭和三十五年の滝坂小学校分校舎を皮切りに、翌三十六年には第三中学校及び調布中学校の二校の不燃化が竣工、本市の学校校舎がそれまでの木造モルタル校舎から鉄筋校舎へと変貌を始めるのである。

その後、四十年代には、昭和四十五年に第三中学校二期工事と石原小学校、さらに、昭和四十九年には第二小学校やプレハブ校舎を解消するため杉森小学校、深大寺小学校などの不燃化が進められるが、とりわけ、四十年代後半には過大学級解消のための学校新設に主力が注がれていったため、校舎不燃化の進捗状況は必ずしも思うようにはいかなかったというのが実態であった。

そうした遅れは昭和五十年から五十四年の本多市政第四期にもみられ、わずかに五十年の神代中学校の校舎増築工事一校のみで終わっている。その理由の一つとして、これまでも触れたが、昭和四十九年の大町小学校以降も、昭和五十二年の第八中学校、翌五十三年の柏野小学校（第一九小）、五十四年の国領小学校（第二〇小）と中学校一校、小学校二校の新設を先行せざるを得なかった状況にあり、既存校舎の不燃化

を遅らせた要因となったことは言うまでもない。

こうした経緯を経て、金子市政に移行後、急速に小・中学校校舎の増・改築工事が進行していくこととなる。

小・中学校校舎 本多市政の最後の予算議案「昭和五十三年度調布市一増・改築の進捗 般会計補正予算議案」が第一回定例会に提出され、その中で、多摩川小学校増築工事費一億八三〇〇万円、第三中学校増改築工事費二億四三〇〇万円、調布中学校増改築工事費一億四〇〇〇万円の三校分の不燃化工事費が計上され、同定例会において原案を可決し、一挙に校舎の不燃化工事が進捗することとなるが、実際の工事竣工は金子市政に入ってからのこととなるのである。

その後、五十四年度以降、五十七年度までの四年間に小・中学校増改築工事の請負契約議案の可決は全部で一〇本を数えた。

ちなみに、工事請負契約議案の可決状況は(表2-10)のとおりである。

表2-10 昭和五十五〜五十七年度の小・中学校校舎増改築請負工事契約議案可決状況

件名・内容／(可決年月)
(1) 調布市立多摩川小学校増築工事請負契約 鉄筋コンクリート造り 三階建て 延べ面積一〇四七平方メートル 契約金額 一億六四〇〇万円 施工業者 A建設 (五十四年六月第二回定例会・原案可決)
(2) 調布市立神代中学校増築工事請負契約 鉄筋コンクリート造り 三階建て 延べ面積六九〇・六九平方メートル 契約金額 一億八九〇万円 施工業者 S建設 (五十四年六月第二回定例会・原案可決)

(3) 調布市立第三中学校増築工事請負契約 鉄筋コンクリート造り 三階建て 延べ面積一二七七・九一平方メートル 契約金額 一億八七五〇万円 施工業者 H建設 (五十四年六月第二回定例会・原案可決)
(4) 調布市立調布中学校改築工事請負契約 鉄筋コンクリート造り 三階建て 延べ面積六二一・七三平方メートル 契約金額 一億九九〇万円 施工業者 M建設 (五十四年九月第三回定例会・原案可決)
(5) 市立富士見台小学校改築工事請負契約 鉄筋コンクリート造り 四階建て 延べ面積二七五一・〇五平方メートル 契約金額 三億八〇〇〇万円 施工業者 T建設 (五十五年五月第三回臨時議会・原案可決)
(6) 市立上ノ原小学校増改築工事請負契約 鉄筋コンクリート造り 二階建て 延べ面積七五七・三四平方メートル 契約金額 一億一八五〇万円 施工業者 M建設 (五十五年五月第三回臨時議会・原案可決)
(7) 市立石原小学校増改築工事請負契約 鉄筋コンクリート造り 四階建て 延べ面積四六七七・三八平方メートル 契約金額 七億六〇〇〇万円 施工業者 N建設 (五十五年五月第三回臨時議会・原案可決)
(8) 市立第三中学校増改築工事請負契約 鉄筋コンクリート造り 三階建て 延べ面積二二四〇・三〇平方メートル 契約金額 三億二二〇〇万円 施工業者 M建設 (五十六年六月第二回定例会・原案可決)
(9) 市立調布中学校増改築工事請負契約 鉄筋コンクリート造り 三階建て 延べ面積三一四一・四五平方メートル 契約金額 五億二三〇〇万円 施工業者 H建設 (五十六年八月第三回臨時議会・原案可決)

(10) 市立第二小学校改築工事請負契約

鉄筋コンクリート造り 三階建て 延べ面積二〇九三・五九平方メートル

契約金額 三億四六〇〇万円 施工業者 H建設

(五十七年九月第三回定例会・原案可決)

注：議案での契約は仮契約として可決、本契約は業者が工事保証金を市に納付することが条件となる。なお、業者は会社名のイニシアルで表記した。

(出所：「市議会のあゆみ／四年間の記録」・昭和五十四年六月～昭和五十八年五月」を集約、作成した)

三 高校増設決議にみる市議会の動向

高校新設・学区縮 昭和五十二年四月、都立調布南高校の開校後も地小決議にみる論議 元の高校進学を何とかして実現してほしいという

声は高く、調布飛行場跡地への高校誘致などの要望を出しているにもかかわらず、一向に実現の兆しが見えてこないという状況もあり、昭和五十四年六月第二回定例会で、飯野久子議員（日本共産党）を含む議員提案による「高校増設、学区縮小を求める決議」（案）を提出している。

この決議（案）は、大別すると（一）高校増設と（二）学区縮小の二つの要求項目を掲げているもので、本会議での討論では自由民主党を除く各党派は賛成という形で可決をするが、自由民主党は、この提案に対して（一）の高校増設については賛成するが、（二）の学区縮小については、学区縮小に伴う用地難の問題、生徒数の問題、現時点での希望校選択の難しさ、さらに、教育水準の低下などの諸点から決議（案）に反対の立場を明らかにした。

それに対して、提案者の一人、飯野久子議員は、

『地元の高等学校に入りたい、現在の三多摩一つの学区を四学区に分

けることが適切である。何よりも子供たちを近い地元の高校に、三多摩においても早急にこの学区縮小の要望が出されており、高校増設と学区縮小を調布市議会の声として提出したい』
と述べ、現状認識を強く訴えた。

討論は、これで終わったが、自由民主党議員団の主張は増設にかかわる問題として、調布南高校の用地取得や建設反対運動の経緯、市内での高校用地確保にかかわる財政問題など経験的にみて困難であるという立場からの反対意見で、いわば、心情派と実態派の意見の相違という図式であった。

ちなみに、「高校増設、学区縮小を求める決議」（要旨）は、次のとおりである。

『今日、東京都では高校進学が九六％を超え、「義務教育」と同様になっている。

高校教育を受けることは、子供たちの健やかな成長を願う父母の切実な要求であり、五十五年、五十六年の中学校卒業生の激増期に対応するため、積極的な用地の取得が望まれる。

調布市においては、関東村跡地に高校建設はもろろんのこと、他の適地を一日も早く買収し、建設することを要求し、また、地元の子供が入れる高校にするため、多摩地区を早期に二から四学区に分割するなど、学区を縮小することを要求するものである。』

（『調布市議会だより』第七九号、昭和五十四年七月十日発行）

四 八ヶ岳少年の家（仮称）開設と市民総合体育館建設の動向

八ヶ岳少年自 八ヶ岳少年自然の家（仮称）建設計画は、市制二五周年を迎えた昭和五十五年にその記念事業として具体化されたものである。

建設計画は、昭和四十年に開設された八ヶ岳岳林間学園が老朽化したことから、同施設を取り壊し、その跡に新たに建設整備するという計画である。実はこの八ヶ岳岳林間学園は昭和四十九年の長期総合計画では八ヶ岳岳林間学園の増設として明示されていたが、その後、増設はされず、そのままの状態が続いていたことから、同施設を取り壊して、中学生の夏季施設を中心に、広く市民にも利用できる施設として、新たに八ヶ岳少年自然の家（仮称）建設計画がされたもので、昭和五十五年三月の第一回定例会での「五十五年基本施策」の中で明らかにされた。

そして、同定例会に提出された現施設の八ヶ岳岳林間学園解体工事費を計上した「昭和五十五年調布市一般会計予算議案」を可決した。この定例会の文教委員会は建設が予定されている少年自然の家（仮称）の運営問題について質問、金子市長は「他の区市の施設を十分参考にして、効率的な方法を講じていきたい」と答弁し、運営のあり方についての今後の取組姿勢を示した。

その後、その年の八月には林間学園の取り壊しが着手され、さらに翌五十七年三月第一回定例会に「調布市八ヶ岳少年自然の家（仮称）新築工事請負契約」議案が提出され、同定例会で可決した。

施設内容は延べ面積三三九六・七七平方メートル、本館は鉄筋コンクリート造り三階建て、屋内運動場を併設、客室三三三室、研修室など、請

負工事金額七億九八〇〇万円である。その後、工事は順調に進み、五十八年八月十八日に開館し、その年の中学生夏季自然教室から利用が開始された。

市民総合体育館建設の動き 市民総合体育館構想については本多市政下の長期総合体育館への期待、要望は昭和四十年代後半以降、浮上してくる。

昭和五十三年三月第一回定例会に公民館で活動しているスポーツクラブ三団体から「体育館新設についての陳情」が提出される。さらに同年十二月の第四回定例会には調布市体育協会会長 林和男の名で「総合体育館建設に関する陳情」が提出され、これらの陳情について趣旨採択という形でその意思を受け止めている。

昭和五十四年九月、第三回定例会の一般質問で関口昌昭議員（自由民主党）もこうした市民のスポーツへの関心の高さ、スポーツ振興への必要性を重視し、総合体育館建設に対し、「最近のスポーツ振興は、屋外に限らず、屋内スポーツにも大きな期待を寄せている現状の中で、市民の多くが熱望する総合体育館建設の早期実現をお願いしたい」と金子市長に期待を込めて意見を述べている。

市長はこれに対して「（前略）総合体育館建設計画については、現在、市民のスポーツ意識調査を行っているので、その結果等を見ながら、早期実現に努力していきたいと考えている。」（『調布市議会だより』第八〇号、昭和五十四年十月十六日発行）

と答弁、市長は総合体育館建設に向けての基礎的作業の一つとして、市民意識調査を進めていることを明らかにした。その後、五十七年に確定した「調布市基本計画」に次のように建設計画を明示した。

「スポーツを身近なものとするために

(3) スポーツ施設の整備

○総合体育館の新設

市民スポーツの中心的施設としての総合体育館を新設していきます。」

〔調布市基本計画〕より〕

この基本計画に沿って昭和五十八年度一般会計予算に総合体育館設計委託料が計上され、同年三月第一回定例会において同議案を可決、六十年完成目標に作業が進められていくこととなる。

調布市民のスポーツ意識調査 調布市教育委員会は、一八歳以上の一四〇〇人を対象に昭和五十四年九月十四日から十月八日に実施した「調布市民のスポーツ意識調査」を同年十二月二十一日付けの『市報ちようふ』（第四九二号）にその結果を公表した。前記したとおり市長

の答弁の中で総合体育館建設にあたって参考にしたいと答弁しているが、この調査の結果はどのように反映されていくのか。

調査結果の骨子は、(一)市民の健康と体力づくり (二)市民スポーツ施設の利用度 (三)スポーツへの関心度 (四)市へ要望する施設の四項目で、体育館建設にかかわる項目 (四)の市へ要望する施設として、第一位はスポーツ公園、第二位が総合体育館、第三位にプール、以下、海の家、山の家の順であった。

さらに、体育館建設計画とのかかわりからみると、総合体育館の場所としては多摩川河川敷、深大寺、関東村、調布駅周辺という候補地があげられ、市民の総体的な声としては緑、空間、利便性といった条件にあった適地を示唆しているという結果であった。今後、市はこの結果を

どのように計画の中に反映させていくかが課題として浮上することとなるのである。

教育会館建 昭和五十七年四月二十二日発行の『調布市議会だより』第設の動き 八九号)には「教育会館設計の調査に着手」の見出しが

あり、五十七年度一般会計予算議案に同経費を計上したと報じられている。しかし、この教育会館計画に関する動きはそれより五年前にさかのぼる。本多市政下の昭和五十二年十二月の第四回定例会一般質問で、山口徹議員(公明党)は「みんなの英知を集めて社会教育を中心に科学、図書館等を総合した社会教育会館を昭和五十三年度の施策の端の中に強く要請していきたい。」と質問をしている。

この質問に対し、教育長は「構想としては、図書館機能、公民館、青少年センター、子供のための科学教室、埋蔵文化財センター、教育研究所、教育相談室等々を包含したものを求めていきたいと教育委員会として検討している。具体的にはさらにコンセンサスを加えて基本構想に盛り込んでいきたい。」(『調布市議会だより』第七二号、昭和五十三年一月十八日発行)と答弁している。

この時点では教育会館ではなく、社会教育会館としての構想を示しており、内容的には社会教育と教育研究所など、学校教育的分野も含んだ施設として構想したものである。しかし、この構想は、昭和四十九年の「長期総合計画」には含まれていなかったものであり、市民による社会教育活動の強い要望に対する教育委員会の対応の一端を示している。

その後、金子市政に移行した五十七年二月に確定した「調布市基本計画」では「教育会館内にプラネタリウム、科学実験室などを備えた科学センターの新設を検討していきます」と教育会館計画を具体的に明示す

るまでになった。こうした計画を具現化するために冒頭で触れた昭和五十七年度一般会計予算に教育会館建設の調査研究委託料を計上したのである。

同予算議案は昭和五十七年三月第一回定例会に提出され、可決したが、その時の文教委員会報告の中で市の説明は次のとおりである。

すなわち、「公民館、図書館の敷地を活用し、公民館、図書館の中央館、教育センター、青少年センター等を含めた建設ができるかどうかを調査するための委託料であるとの説明がされた。さらに、調査費の使い方について質問したところ、実現可能かどうか業者に予備調査をするものがあり、当委員会（文教委員会のこと）に進行状態を報告しながら進めていきたい」（『調布市議会だより』第八九号、昭和五十七年四月二十二日発行）

との答弁があり、さらに、「結果が出てプロジェクトを組み、検討されるか」との質問では「全庁的な形の中で考えていきたい」と答弁がなされた。しかし、この期間の中では、結論についての詳細は公表されずに推移していった。

第七節 その他の市政、議会の動向

一 選挙ポスター公営掲示場条例議案の可決

選挙ポスター公営 昭和五十七年十二月第四回定例会最終日に議員提
掲示場条例の制定 案による「調布市議会議員及び調布市長の選挙に
おけるポスター掲示場の設置に関する条例議案」を提出し、可決した。

この条例制定は昭和五十六年四月の「公職選挙法」の改正に伴い、議
員提案の形で行ったもので、他の区市においても同様の条例制定が行わ
れたが、調布市の場合、昭和五十八年四月に予定されている統一地方選
による市議会議員選挙を控えての条例制定というものであった。

これまでは市議会議員、市長選挙の選挙ポスターは、候補者一人につ
き、二〇枚まで掲示が認められていたが、本条例議案では一投票地区
につき五カ所以上、一〇カ所以内とし、調布市の例では二二二カ所ある
掲示板に候補者は一カ所一枚のポスターを掲示する。基本的には二二二
枚のポスター掲示ということの規定しているが、この掲示場は状況によ
り数を減ずるとした内容になっている。

こうした条例(案)に対して、総務委員会では、周知効果の問題、市
費の財政負担増を招く、ポスターの枚数制限など、厳しい方向になって
いくのではないかという意見も出されたが、一方、同一掲示場で候補者
が一览できる、また、家庭訪問の解消などの利点もあるとし、結果的に
は賛成多数で同議案を可決した。

二 平和都市宣言への胎動としての市議会

核廃絶、軍備縮小 これまで触れてきたように調布市は旧調布市飛行
場の意見書、決議 場跡地を抱えているという特殊事情を有しており、

調布市及び調布市議会はこうした事情を踏まえて、過去、何回にもわた
り調布飛行場全面返還の運動を展開してきた。

調布市議会のこのような活動は、調布飛行場が米軍から返還された後
には健康で明るい市民の施設として利用できるような計画をもって実現
に向けて取り組んできたのと並行して、戦後日本が平和国家、民主国家
として、戦争のための兵器、とりわけ核兵器、軍備縮小に向けての議員
提案による意見書、決議という形で内外にアピールを行ってきたという
点からみて議会の主体的な活動を象徴しているものであった。

とりわけ、前述した調布飛行場を抱えている調布市、調布市議会が
行った他市、区における同様の意見書、決議の採択にしても戦後日本が
採ってきた平和国家、平和都市に対する認識の深さでは他市、区におけ
る同様の意見書、決議の採択の重さとは基本的に大きな違いがあったこ
とは周知のところである。

しかしながら、一九六三年のベトナム戦争、一九七九年のイラン・イ
ラク戦争など世界の情勢は、「非核三原則」を基本とした日本の求めて
いる平和、核軍縮の方向とは逆行するような動きが増大し、日本もその
潮流に巻き込まれていくような危惧をも感じ得ない状況にあった。この
ような時代のなかで、地方自治体の議会としての意思を国に示すことの
重要性を認識し、調布市議会は昭和五十年代以降、特に、毎年のように
核兵器反対などの意見書、決議を行っていくが、昭和五十四年六月の第
二回定例会の一般質問における片山哲議員(日本社会党)の調布飛行場

の現状に関する「民間航空の暫定利用と思っていた飛行場（調布飛行場のこと）が、運輸省の権限で自衛隊の整備基地として使われ、なしくずしに拡充強化されている。この事実をどう認識され、どう対処されていこうとされているのか。」という質問に対して、市長は「最近、事実を知り、運輸省にも出向き事実の確認をした。地元の発展に寄与するものもない。修理など地元で相談もなく、行われていることは住民感情からも納得できないと強く申し入れた。」（『調布市議会だより』第七九号、昭和五十四年七月十日発行）と答弁した。

さらに、その翌五十五年八月には調布飛行場から飛び立った小型飛行機が隣接の調布中学校校庭に墜落するという事故が発生、調布飛行場周辺住民の生活の安全性の問題が起き、飛行場への不安が広がりを見せる中、その年の十二月の第四回定例会では「平和憲法擁護に関する意見書」を、翌五十六年九月第二回定例会でも「非核三原則の堅持を求める意見書」などを可決するのである。

さらに、同年十二月第四回定例会の「核戦争防止、核兵器完全禁止、使用禁止に関する意見書」、五十七年三月第一回定例会での「核兵器の全面撤廃と軍備縮小の推進に関する意見書」など、平和を希求する姿勢を示すものである。

ちなみに、昭和五十七年三月第一回定例会で可決した「核兵器の全面撤廃と軍備縮小の推進に関する意見書」の全文を載せておくこととする。

「核兵器の全面撤廃と軍備縮小の推進に関する意見書」

世界の恒久平和は人類共通の願望であるが、核軍備拡大競争、通常兵器の軍備拡大競争は続けられ、世界各地で武力紛争や戦争の絶え間がない。我が国は、世界唯一の核被爆国として、また、平和憲法の本質から次点の諸点

を積極的かつ誠実に実行するよう要望する。

一 非核三原則を堅持し、世界のあらゆる核兵器に反対し、その全面撤廃に全力を尽くし、核兵器への軍備縮小も積極的に推進する。

二 本年六月開催の第二回国連軍縮特別総会に対し、包括的核実験禁止条約の締結、核軍備縮小義務の履行、核兵器国の非拡散防止、非核地帯の設置など具体的措置の実現のため努力する。

三 国連を中心に各国とも協力し、核兵器の全面撤廃と軍備縮小を目指し、国際連帯の兵器対世論の喚起に努力する。

最初の平和都市 こうした延長として昭和五十七年六月の第二回定例宣言議案は否決 会に、日本社会党と日本共産党の二会派の議員が中心となって、議員提案として「調布市非核都市宣言」が提出された。内容は憲法第九条に規定する戦争放棄、武力行使及び交戦権の否認を平和希求の行動思想として、これまでも何回かにわたる核拡散防止、軍備縮小などの意見書、決議をもって市議会の意思を表明してきたことを踏まえて、核保有国に対して

一 核兵器の研究、実験開始、配備を停止すること。

二 率先して核兵器の削減を行うこと。

三 非核保有国を含めた核軍縮交渉を開始すること。

の三点を希求するとしたものである。

しかし、結論としては議案説明の後、賛成少数でこの議案を否決した。その後の経緯については第三章に譲ることとするが、一年後の五十八年九月第三回定例会に再度、議員提案の形で提出され、可決、「調布市非核平和都市宣言」が実現されることとなる。